

### 政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 環境省

21年度成立予算における政策評価体系図 【実施計画(21年4月策定)】	
使命	
施策	
目標	
1 地球温暖化対策の推進	
(1)国内における温室効果ガスの排出抑制	
(2)森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	
(3)京都メカニズム活用の推進	
2 地球環境の保全	
(1)オゾン層の保護・回復	
(2)酸性雨・黄砂対策	
(3)海洋環境の保全	
(4)地球環境分野における国際協力・研究調査等	
3 大気・水・土壌環境等の保全	
(1)大気環境の保全	
(2)大気生活環境の保全	
(3)水環境の保全	
(4)土壌環境の保全	
(5)ダイオキシン類・農薬対策	
4 廃棄物・リサイクル対策の推進	
(1)国内及び国際的な循環型社会の構築	
(2)循環資源の適正な3Rの推進	
(3)一般廃棄物対策(排出抑制・適正利用・適正処理等)	
(4)産業廃棄物対策(排出抑制・適正利用・適正処理等)	
(5)廃棄物の不法投棄の防止等	
(6)浄化槽の整備によるし尿及び雑廃水の適正な処理	
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進	
(1)基盤的施策の実施及び国際的取組	
(2)自然環境の保全・再生	
(3)野生生物の保護管理	
(4)動物の愛護及び管理	
(5)自然とのふれあいの推進	
6 化学物質対策の推進	
(1)環境リスクの評価	
(2)環境リスクの管理	
(3)リスクコミュニケーションの推進	
(4)国際協調における取組	
(5)国内における毒ガス弾等対策	
7 環境保健対策の推進	
(1)公害健康被害対策(補償・予防)	
(2)水俣病対策	
(3)石綿健康被害救済対策	
(4)環境保健に関する調査研究	
8 環境・経済・社会の統合的向上	
(1)経済のグリーン化の推進	
(2)環境に配慮した地域づくりの推進	
(3)環境パートナーシップの形成	
(4)環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成	
9 環境政策の基盤整備	
(1)環境基本計画の効果的実施	
(2)環境アセスメント制度の適切な運用と改善	
(3)環境問題に対する調査・研究・技術開発	
(4)環境情報の整備と提供・広報の充実	

22年度概算要求における政策評価体系図 【実施計画(22年4月策定予定)】	政策評価 調書番号
使命	
施策	
目標	
1 地球温暖化対策の推進	①
(1)国内における温室効果ガスの排出抑制	
(2)森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保	
(3)京都メカニズム活用の推進	
2 地球環境の保全	②
(1)オゾン層の保護・回復	
(2)酸性雨・黄砂対策	
(3)海洋環境の保全	
(4)地球環境分野における国際協力・研究調査等	
3 大気・水・土壌環境等の保全	③
(1)大気環境の保全	
(2)大気生活環境の保全	
(3)水環境の保全	
(4)土壌環境の保全	
(5)ダイオキシン類・農薬対策	
4 廃棄物・リサイクル対策の推進	④
(1)国内及び国際的な循環型社会の構築	
(2)循環資源の適正な3Rの推進	
(3)一般廃棄物対策(排出抑制・適正利用・適正処理等)	
(4)産業廃棄物対策(排出抑制・適正利用・適正処理等)	
(5)廃棄物の不法投棄の防止等	
(6)浄化槽の整備によるし尿及び雑廃水の適正な処理	
5 生物多様性の保全と自然との共生の推進	⑤
(1)基盤的施策の実施及び国際的取組	
(2)自然環境の保全・再生	
(3)野生生物の保護管理	
(4)動物の愛護及び管理	
(5)自然とのふれあいの推進	
6 化学物質対策	⑥
(1)環境リスクの評価	
(2)環境リスクの管理	
(3)リスクコミュニケーションの推進	
(4)国際協調における取組	
(5)国内における毒ガス弾等対策	
7 環境保健対策の推進	⑦
(1)公害健康被害対策(補償・予防)	
(2)水俣病対策	
(3)石綿健康被害救済対策	
(4)環境保健に関する調査研究	
8 環境・経済・社会の統合的向上	⑧
(1)経済のグリーン化の推進	
(2)環境に配慮した地域づくりの推進	
(3)環境パートナーシップの形成	
(4)環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成	
9 環境政策の基盤整備	⑨
(1)環境基本計画の効果的実施	
(2)環境アセスメント制度の適切な運用と改善	
(3)環境問題に対する調査・研究・技術開発	
(4)環境情報の整備と提供・広報の充実	



(別紙2)

政策評価調書(政策評価体系と予算書の対応表)

組織: 地方環境事務所

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	予定経費要求書		1	2	3	4	5	6	7	8	9
		(項)	(事項)									
	×	地方環境事務所共通費										
	×	地方環境事務所施設費										
		地方環境対策費										
③	●	大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費(主要経費95)				●						
④	●	廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費(主要経費95)					●					
⑤	●	生物多様性の保全等の推進に必要な経費(主要経費95)						●				
⑧	●	環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費(主要経費95)									●	
⑨	●	環境政策基盤整備等に必要な経費(主要経費95)										●

所管: 文部科学省、経済産業省及び環境省 会計: エネルギー対策特別会計

組織又は勘定: エネルギー需給勘定

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	予定経費要求書		1	2	3	4	5	6	7	8	9
		(項)	(事項)									
		エネルギー需給構造高度化対策費										
①	●	温暖化対策に必要な経費		●								

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	地球温暖化対策の推進		評価方式	総合 <del>実績</del> 事業	番号	①
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	67,231,255	78,697,129	81,828,240	84,769,267		
	<3,841,000>	<4,033,000>	<5,115,000>	<5,420,000>		
（ 補 正 後 ）	67,231,255	78,855,077	154,026,952			
	<3,825,574>	<4,029,440>	<5,115,000>			
前年度繰越額（千円）	6,982,455	8,267,390				
	<0>	<0>				
予備費使用額（千円）	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額（千円）	-1	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額（千円）	74,213,709	87,122,467				
	<3,825,574>	<4,029,440>				
支出済歳出額（千円）	60,630,912	62,829,997				
	<3,794,499>	<3,996,719>				
翌年度繰越額（千円）	8,267,390	21,209,370				
	<0>	<0>				
不用額（千円）	5,315,407	3,083,100				
	<31,075>	<32,721>				

<p>達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法</p>	<p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】 2008年（平成20年）から2012年（平成24年）のエネルギー起源二酸化炭素の排出量を、1990年（平成2年）の水準から基準年総排出量比で+1.3～2.3%の水準とし、非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量を同じく基準年総排出量比で▲1.54%の水準にする。 また、2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の代替フロン等3ガスの排出量を1995年（平成7年）の水準から基準年総排出量比で▲1.6%の水準にする。（指標：①エネルギー起源二酸化炭素の排出量〔CO2換算ト〕、②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量〔CO2換算ト〕、③代替フロン等3ガスの排出量〔CO2換算ト〕、④（間接）1世帯当たりの二酸化炭素排出量〔CO2換算ト〕、⑤（間接）業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量〔CO2換算ト〕）</p> <p>【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】 京都議定書第一約束期間における温室効果ガスの吸収量として、京都議定書目標達成計画に記載されている目標である1,300万炭素トン(3.8%)を確保する。（指標：温室効果ガスの吸収量〔CO2換算ト〕）</p> <p>【京都メカニズム活用の推進】 我が国における京都メカニズム（CDM・JI・国際排出量取引）活用のための基盤整備を進めるとともに、事業者等の各主体の京都メカニズムへの関心や理解を深め、京都メカニズムの活用のための我が国の取組を加速させることにより、国内排出削減対策及び吸収源対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）に相当するクレジットを取得する。（指標：クレジット取得量〔CO2換算ト〕）</p>
<p>政策評価結果を受けて 改善すべき点</p>	<p>○平成20年3月に全面改定された京都議定書目標達成計画に基づく対策・施策を着実に実施するとともに、毎年6月頃及び年末に京都議定書目標達成計画の各対策の進捗状況を厳格に点検する。また、平成21年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ機動的に計画を改定し対策・施策を追加・強化し、6%削減約束の達成に確実に期す必要がある。</p> <p>○国内排出量取引制度については、昨年10月から開始した排出量取引の国内統合市場の試行的実施を、その参加類型の一つとなった自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）も含めて着実に実施することにより、国内排出量取引制度を本格導入する場合の条件や課題を明らかにする。さらに、諸外国の情勢も注視しながら、試行の結果を踏まえ、我が国の実情に合った仕組みの検討を進める予定。</p> <p>○我が国の森林の温室効果ガス吸収量を正確かつ十分に計上し、森林吸収量1,300万炭素トン（3.8%）を確保するため、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の良好手法指針に則し、平成20年5月、土地利用、土地利用変化及び林業分野に係る試行的な条約インベントリ報告書を条約事務局へ提出するとともに、第1約束期間（平成20～24年）に向けて、森林・緑地等における吸収量の報告・検証体制の構築に向けた検討を引き続き行う。</p> <p>○2013年（平成25年）度までに約1億トンCO2分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成21年度も2013年（平成25年）度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を実施する。</p>
<p>評価結果の予算要求等 への反映状況</p>	<p>総括的には、地球温暖化対策を強化するために、大幅な機構・定員要求及び予算要求を図るとともに、所要の目的を達成した事務事業等については予算要求を行わないこととした。</p>

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	地球温暖化対策の推進					番号	①			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
	A	1	一般	環境本省	地球温暖化対策推進費	地球温暖化対策の推進に必要な経費	3,509,060	3,622,207		-19,331
	A	2	エネルギー対策特別会計	エネルギー需給勘定	エネルギー需給構造高度化対策費	温暖化対策に必要な経費	41,819,180	42,147,060		-1,278,190
	小計						45,328,240	45,769,267		-1,297,521
対応表において◆となっているもの	B	1	一般	環境本省	石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策に係るエネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定への繰入れに必要な経費	36,500,000	39,000,000		
	B	2								
	小計						36,500,000	39,000,000		
対応表において○となっているもの	C	1	一般	環境本省	環境研究総合推進費	環境研究総合推進に必要な経費	< 5,115,000 >	< 5,420,000 >		
	C	2					< >	< >		
	小計						<5,115,000> の内数	<5,420,000> の内数		
対応表において◇となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
							の内数	の内数		
合計						81,828,240 <5,115,000> の内数	84,769,267 <5,420,000> の内数			-1,297,521

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	地球温暖化対策の推進			番号	①			
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
バイオマスエネルギー等中核的温暖化対策技術戦略策定調査費	A 1	19,331	0	△ 19,331	△ 19,331	△ 19,331	0	政策評価結果等を踏まえ、所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
地域連携家庭・業務部門温暖化対策導入促進事業	A 2	440,000	350,000	△ 90,000	△ 90,000	△ 90,000	△ 60,000	政策評価結果等を踏まえ、事業のより効果的な展開を図るため、組替を行ったうえで予算要求額を減額した。（地域協議会民生用機器導入促進事業とエコ住宅普及促進事業の組替）
複数事業者連携等による排出削減対策評価事業	A 2	30,000	0	△ 30,000	△ 30,000	△ 30,000	△ 30,000	政策評価結果等を踏まえ、所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業	A 2	129,444	86,705	△ 42,739	△ 42,739	△ 42,739	△ 42,739	政策評価結果や不用が生じたこと等を踏まえ、予算要求額を減額した。
太陽光発電等再生可能エネルギー活用推進事業	A 2	1,000,000	644,000	△ 356,000	△ 356,000	△ 356,000	△ 356,000	政策評価結果や不用が生じたこと等を踏まえ、予算要求額を減額した。
エコ燃料利用促進補助事業	A 2	500,000	450,000	△ 50,000	△ 50,000	△ 50,000	△ 50,000	政策評価結果や不用が生じたこと等を踏まえ、予算要求額を減額した。
低炭素社会モデル街区形成促進事業	A 2	900,000	850,000	△ 50,000	△ 50,000	△ 50,000	△ 50,000	政策評価結果や不用が生じたこと等を踏まえ、予算要求額を減額した。
地球温暖化対策ビジネスモデルインキュベーター（起業支援）事業	A 2	350,000	250,000	△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000	△ 100,000	政策評価結果や不用が生じたこと等を踏まえ、予算要求額を減額した。
風力発電施設に係る適正整備推進事業	A 2	172,451	0	△ 172,451	△ 172,451	△ 172,451	0	政策評価結果を踏まえ、「風力発電施設に係る適正整備推進事業」については3年計画で実施し、所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
廃棄物処理システムにおける温暖化効果ガス排出抑制対策推進事業	A 2	50,000	30,000	△ 20,000	△ 20,000		0	平成20年度執行実績を踏まえ、要求額を減額した。
廃棄物処理施設における温暖化対策事業	A 2	2,167,000	1,800,000	△ 367,000	△ 367,000		0	平成22年度事業の見込みを踏まえ、要求額に反映した。
合計					△ 1,297,521	△ 910,521	△ 1,075,739	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部局名：地球環境局

政策名	地球温暖化対策の推進	番号	①
政策の概要	<p>地球温暖化防止に関する取組を国際的に協調して行っていくために1992年（平成4年）に採択された気候変動枠組条約が究極的な目的に掲げる「気候系に対する危険な人為的影響を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を目指す。</p> <p>京都議定書における2008年（平成20年）から2012年（平成24年）の温室効果ガス排出量6%削減約束を確実に達成する。</p>		
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（総合的評価）</p> <p>地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つである。我が国は、平成17年2月に発効した地球温暖化対策のための唯一の国際的な枠組である京都議定書を締結しており、6%削減約束を達成する国際的な責任を負っている。</p> <p>&lt;計画の評価・見直し等&gt;</p> <p>政府全体の温暖化対策については、平成20年3月に全部改定された京都議定書目標達成計画（平成20年3月閣議決定）に基づき、関係省庁が連携して取組を進めている。環境省では、エネルギー対策特別会計を活用して再生可能エネルギーの集中的な導入支援のような石油代替エネルギー・省エネルギー対策を推進し、費用効果的なエネルギー起源二酸化炭素の削減に一定の進展がみられたが、平成19年度の排出量は、基準年総排出量と比べて9.0%増加しており、京都議定書の6%削減約束の達成には9.6%（注）の排出削減が必要である。京都議定書目標達成計画の進捗状況（平成20年12月 地球温暖化対策推進本部幹事会）によれば、平成19年度の大半の対策について実績のトレンドが概ね見込みどおりであった。</p> <p>（注）：9.6%＝9.0%（基準年総排出量との差）＋6%（京都議定書の削減量）－3.8%（森林吸収分）－1.6%（京都メカニズム分）</p> <p>また、実績のトレンドが見込みどおりでないものについても、自主行動計画においては、各団体に対して取組の強化を促しているところであり、その他の対策においては、対策・施策の追加・強化を行っているところである。平成19年度においては、原子力発電所の利用率の低下等の影響による電力部門の排出量の増加、電力排出原単位の悪化が総排出量の増加に大きく影響を与えているが、電気事業連合会においては、引き続き①安全確保と信頼回復を前提とした原子力発電の推進、②火力発電熱効率の更なる向上と火力電源運用方法の検討、③京都メカニズム等の活用により、目標達成計画における第1約束期間の削減見込みを達成することとしている。</p> <p>我が国が低炭素社会へ移行していくための具体的な道筋を示すものとして、低炭素社会づくり行動計画を平成20年7月29日に閣議決定した。同計画では、我が国の長期目標として、2050年に現状から60～80%削減するという目標を掲げるとともに、平成21年の然るべき時期に中期目標として国別総量目標を発表することとした。国内対策としては、「環境エネルギー技術革新計画（平成20年5月総合科学技術会議決定）」に示された技術ロードマップを着実に実行することなどの革新的技術開発、太陽光発電を大幅に拡大すること、次世代自動車の導入、省エネ住宅・ビル、200年住宅の普及などの既存先進技術の普及、排出量取引、税制のグリーン化等によって国全体を低炭素化へ動かす仕組みづくり、低炭素型の都市や地域づくりを進めることなどの地方、国民の取組の支援について定めた。</p> <p>京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするために、排出量の伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を抜本的に強化することが必要であることから、平成20年6月に、地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し、事業者や国民の日常生活に係る排出抑制等指針の策定、地方公共団体実行計画の充実に係る規定を定めた。</p> <p>旧政府の実行計画（平成17年4月閣議決定）に基づく、政府自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスを平成18年度までに13年度比で7%削減する目標は達成した。同計画を引き継いだ政府の実行計画（平成19年3月閣議決定）に基づき、平成22年度から平成24年度までに排出される温室効果ガスの総排出量の平均を13年度比で8%削減することを目標として、各省庁において計画的に取組を進めている。</p> <p>環境税については、京都議定書目標達成計画において、「地球温暖化対策全体の中での具体的な位置付け、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、諸外国における取組の現状などを踏まえて、国民、事業者などの理解と協力を得るように努めながら、真摯に総合的な検討を進めていく」とされた。</p>		

民間のクレジット取引の安全を図るため、国別登録簿の整備を行い、利便性の向上を図った。さらに、政府による京都メカニズムクレジット取得事業を（独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に委託して実施した。

#### <国際交渉等>

国際的には、平成20年12月にポーランド・ポズナンで気候変動枠組条約第14回締約国会議（COP14）及び京都議定書第4回締約国会合（COP/MOP4）が開催され、2013年以降の枠組みについて、COP13で条約の下に設置された特別作業部会（AWG-LCA）と京都議定書の下に設置された特別作業部会（AWG-KP）において、2009年末の合意に向けて、2009年の作業計画、共有のビジョン等に関する議論が行われ、我が国は、北海道洞爺湖サミットの議長国としてその成果を国連における成果につなげるべく、長期目標の共有、セクター別アプローチの考え方、経済発展段階等に応じた途上国の行動などについて議論に積極的に参加し、一定の成果を得ることができた。

また、条約に基づく交渉プロセスに加え、気候変動問題に関するアジア太平洋地域セミナー、セクター別削減ポテンシャルに関する国際ワークショップ等を開催した。

#### （必要性）

##### <国内における温室効果ガスの排出抑制>

京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、国は、地方公共団体、事業者、国民、それぞれの役割に応じた取組を促す多様な政策手段を、その特徴を活かしながら、有効に活用する必要がある。

##### <森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保>

京都議定書に定められた温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するため、1,300万炭素トン（3.8%）を上限に認められている、我が国の森林の温室効果ガス吸収量を確実に確保する必要がある。

##### <京都メカニズム活用の推進>

京都議定書の約束達成のため、温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力してもなお不足する差分が見込まれる。この差分について、補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要である。

#### （効率性）

##### <国内における温室効果ガスの排出抑制>

平成20年度における政府の地球温暖化対策予算のうち、6%削減約束の達成に直接の効果のあるものは5,235億円であり、このうち環境省の予算は374億円である。環境省においては、エネルギー対策特別会計を活用して、費用対効果の観点を重視したエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を推進している。

また、国内排出量取引制度に関する知見・経験の蓄積と中小の事業所における削減ポテンシャルを引き出すことを目的として、自主参加型国内排出量取引制度（J V E T S）を実施しており、平成20年度末時点で約232社による参加を得て、参加事業者は自ら設定した削減目標の達成に取り組むとともに、排出枠の取引を活用し、結果として費用効率的かつ確実な排出削減が実施された。

##### <森林吸収源による温室効果ガスの排出抑制>

森林吸収源について、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の良好手法指針に則して、適切に吸収源を算定することができた。なお、森林保全は地球温暖化防止に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性保全等の森林の公益的機能の向上に資するものである。

##### <京都メカニズム活用の推進>

クレジットの調達に当たっては、①京都メカニズムに関する専門知識、②CDM/JIプロジェクトの質を評価できるだけの知見、③事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOを活用し、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮してクレジット取得契約を締結した。

#### （有効性）

##### <国内における温室効果ガスの排出抑制>

平成19年度における我が国の温室効果ガス排出量は基準年比で9.0%上回っており、目標達成計画の策定時における各対策の排出削減見込量を達成するためには、過去を上回る進捗が必要な対策が多く見られ、極めて厳しい状況にあるといえる。エネルギー起源二酸化炭素については、平成19年度で基準年比15.1%も増加しており、十分な対策効果が現れておらず、バイオマスなど再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー機器の普及などについて一層の取組が求められる。一方、メタン・一酸化二窒素及び代替フロン等3ガスの排出抑制については、基準年排出量を下回っており、一定の対策効果が現れている。

##### <森林吸収源による温室効果ガス>

最新の科学的知見にもとづいて、森林における温室効果ガス吸収量の算定方法を検討することにより、土地転用に伴う土壌炭素ストック変化や、農地土壌への石灰施用に伴うCO2排出などに関する算定方法に改善が見られた。

政策に関する評価  
結果の概要と達成  
すべき目標等

<京都メカニズム活用の推進>

CDM/JIプロジェクトを実施するために実施可能性調査を行い、その結果を広く民間事業者と共有し、民間事業者のプロジェクト発掘・形成を促進した。また、CDM/JIプロジェクトの実施が促進されるよう相手国の人材育成支援などの国内制度等に係る体制整備支援を実施した。

国内の体制整備に関しては、我が国が京都メカニズムの参加資格を得るとともに、民間のクレジット取引の安全を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、政府や民間法人がクレジットの取得、保有及び移転を管理するための国別登録簿の利便性向上に努めた。

クレジット取得に関する取組では、環境省及び経済産業省共管の下、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)に政府によるクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を実施した。本事業に当たっては、京都議定書目標達成計画に基づき、原則公募を行うことなど、リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮したクレジットの取得を図ることとしており、平成20年度は約3,209万トン(二酸化炭素換算)のクレジット取得契約を締結した。

(反映の方向性)

○平成19年度に改定された京都議定書目標達成計画に基づき、6%削減約束の確実な達成のための対策・施策を実施する。

主な追加対策は以下の通り。

- ・自主行動計画の推進
- ・住宅・建築物の省エネ性能の向上
- ・トップランナー機器等の対策
- ・工場・事業場の省エネ対策の徹底
- ・自動車の燃費の改善
- ・中小企業の排出削減対策の推進
- ・農林水産業、上下水道、交通流等の対策
- ・新エネルギー対策の推進 など

○平成19年度まで毎年1回行っていた京都議定書目標達成計画の進捗状況の点検について、きめ細かく厳格なものとするため平成20年度より毎年2回行う。また、平成21年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価する。その上で、必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化する。

○低炭素社会づくりに向けて、低炭素社会のあるべき姿に至るまでの道筋を示すため、各分野でどのような対策を行っていくか検討を進めるとともに、低炭素社会づくり行動計画に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大などの技術開発・普及や排出量取引、税制のグリーン化などの国全体を低炭素化へ動かす仕組み、地方、国民の取組の支援などに取り組む。

○地球温暖化対策の推進に関する法律の改正を踏まえ、算定・報告・公表制度の施行、排出量の見える化の推進、地方公共団体実行計画の充実等による地域の取組の推進に取り組んでいく。

○京都メカニズムに関する専門知識、プロジェクトの質を評価できるだけの知見、事業性やファイナンス面の知識経験等を有するNEDOに京都メカニズムクレジット取得事業を委託し、直接取得、間接取得、グリーン投資スキーム(GIS)等の形態から適切な手法を用い、京都メカニズムクレジットを効果的に取得していく。

○国際的には、平成21年にデンマーク・コペンハーゲンで開催予定の気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)に向けて、気候変動枠組条約の下での交渉を中心に、G8や各国との対話等も活用し、全ての国がその能力に応じて最大限の削減努力を行う、実効ある枠組みに合意するため、国際的にリーダーシップを発揮していく。

○日常生活から排出される温室効果ガスの算定等を行うための、インターネットを活用したツールの開発など、温室効果ガス排出量の「見える化」を推進する。

○温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。

○地理情報データを活用して森林減少活動のあった土地を継続的にフォローするシステムを確立するとともに、6つの土地利用カテゴリー間の土地利用変化に係る誤差を検証する手法を開発する。

○地球温暖化対策について強化するため、予算要求等への反映を図る

○地球温暖化対策について強化するため、機構・定員要求への反映を図る。

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
		別紙のとおり						

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	第171国会施政方針演説	平成21年1月28日	3安心できる社会(環境) 排出量取引の試行を通じて、実効性のある日本型モデルを構築します。温室効果ガスを削減する中期目標を、科学的・総合的観点から検討した上で決定します。

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
温室効果ガスの総排出量[CO2換算ト]	12億6,100万 (代替フロン等3ガスH7)	13億5,800万	13億4,000万	13億7,400万	11億8,600万 (H20～24年度の平)

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

○京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)

達成目標【国内における温室効果ガスの排出抑制】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①エネルギー起源二酸化炭素の排出量[CO2換算ト]	10億5,900万 (H2年)	12億0,300万	11億8,600万	12億1,900万	10億7,600万～10億8,900万 (H20～24年度の平)
②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量[CO2換算ト]	1億5,100万 (H2年)	1億3,220万	1億3,200万	1億3,090万	1億3,200万 (H20～24年度の平)
③代替フロン等3ガスの排出量[CO2換算ト]	5,120万 (H7年)	2,220万	2,420万	2,410万	3,100万 (H20～24年度の平)

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

○京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)

達成目標【森林吸収源による温室効果ガス吸収量の確保】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
温室効果ガスの吸収量[CO2換算ト]	-	3,540万	3,720万	4,000万	4,767万 (H20～24年度の平)

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

○京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)

達成目標【京都メカニズム活用の推進】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H18年度	目標値 (年度)
クレジット取得量[CO2換算ト]	-	-	約636万 (※契約量)	約1,665万 (※契約量)	約1億 (H18～25年度までの累積量)

＜達成目標・指標の設定根拠・考え方＞

○京都議定書目標達成計画(平成17年4月閣議決定、平成20年3月全部改定)

## 政策評価調書(個別票①-1)

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	地球環境の保全		評価方式	総合・実績・事業	番号	②
歳出予算額(千円)	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
(当初)	3,037,473	3,088,708	3,238,371	3,622,202		
	<5,083,794>	<5,145,849>	<6,069,775>	<6,348,197>		
(補正後)	3,037,473	3,523,154	3,341,254			
	<5,068,368>	<5,142,289>	<6,069,775>			
前年度繰越額(千円)	0	0				
	<0>	<0>				
予備費使用額(千円)	0	0				
	<0>	<0>				
流用等増△減額(千円)	-8,621	0				
	<0>	<0>				
歳出予算現額(千円)	3,028,852	3,523,154				
	<5,068,368>	<5,142,289>				
支出済歳出額(千円)	2,988,759	2,999,579				
	<5,037,048>	<5,109,182>				
翌年度繰越額(千円)	0	299,070				
	<0>	<0>				
不用額(千円)	40,093	224,505				
	<31,320>	<33,107>				

達成すべき目標及び  
目標の達成度合いの  
測定方法

**【オゾン層の保護・回復】**

オゾン層の状況の監視を行い、オゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施し、さらにフロン類の回収・破壊を推進することにより、オゾン層の保護・回復を図る。(指標：①ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODPト])

、②業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量[ト]、③PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値[ODPト]、④(参考)南極のオゾンホール面積[万km<sup>2</sup>])

**【酸性雨対策・黄砂対策】**

「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)」及び調査研究の国際的な協調、国内における長期モニタリング計画に基づくモニタリングの実施を行うことにより、東アジア地域での酸性雨等の大気汚染問題に関する協力を推進するとともに、北東アジア地域において国際的に協調した黄砂モニタリングネットワークの確立、共同研究の実施、及び国内モニタリングを進めることで、黄砂の被害緩和に向けた地域協力を推進する。(指標：①EANETモニタリング(酸性沈着)地点数[地点]、②EANET分析精度管理目標達成率[%]、③国内酸性雨モニタリングの年間測定値有効地点率[%]、④国内ライダー設置地点数(環境省設置地点)[地点])

**【海洋環境の保全】**

海洋環境保全に関する各条約※及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を図る。(指標：陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万ト])

**【地球環境分野における国際協力・研究調査等】**

環境に関する世界的な枠組みづくりやルール形成等への主導的な貢献、開発途上地域における環境保全のための支援、国際研究協力の推進などを通じて、地球環境分野において国際協力及び研究調査などを推進する。(指標：①(間接)南極保護法に基づく南極渡航者の手続き率[%])

<p>政策評価結果を受けて 改善すべき点</p>	<p>○オゾン層保護に加え地球温暖化防止の見地からも必要とされるフロン類対策について、以下のような施策を実施する。</p> <p>* フロン回収・破壊法の円滑な施行を推進するため、引き続き周知徹底及び施行強化を図るとともに業務用冷凍空調機器からのフロン類の更なる回収量増加方策及び機器使用時排出抑制に向けて要因把握・分析や必要な対策を検討推進する。</p> <p>* ノンフロン製品の普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を実施する。</p> <p>* 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを実施する。</p> <p>○東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みであるE A N E T活動の将来発展に向けた取組の推進や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、地域協力を推進する。</p> <p>○酸性沈着のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。</p> <p>○黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。</p> <p>○NOWPAP活動に引き続き貢献するとともに、関係各国の連携を強化する。</p> <p>○バラスト水条約の発効に向けて、引き続き国内体制を整備する。</p> <p>○OPRC-HNS議定書の発行に伴い、環境面からの国内体制を早急に進める必要があるため、引き続き環境保全の観点からの事故対策マニュアルの策定等、環境省が実施すべき措置の検討を行う。</p> <p>○海洋環境モニタリングについて、今後のモニタリングの基本指針等に関する策定のために更なる検討を進める。また、事故等への対応を強化するため、衛星画像の活用の可能性の検討、我が国近海における潮流及び水塊移動速度に係る最新の知見の整理等を行う。さらに、二酸化炭素海底下地層貯留に対する許可発給制度が平成19年11月より施行されたことから、二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境管理手法の高度化に関する検討を行う。</p> <p>○陸域起源及び海洋投入処分による汚染の海洋環境への影響を把握するため、引き続き海洋環境モニタリングを行う。</p> <p>○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、引き続きモデル地域において、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討する。また、MCO等との関係等に関する連携の推進及び海浜清掃、普及啓発等の効果的かつ効果的な回収・処理方法について検討する。</p> <p>○持続可能な森林経営や違法伐採対策の調査、検討を行い、国連森林フォーラム等の国際的取組の進展に貢献する。</p> <p>○砂漠化評価・適応策の手法検討調査等を行い、砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。</p> <p>○我が国昭和基地における観測活動による環境影響に係るモニタリングの検討や、我が国初となる他の南極条約協議国基地等への査察実施に向けた検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極保護法の普及啓発を図る。</p> <p>○引き続き、G8、国連、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みで積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。</p> <p>○環境と共生しつつ経済発展を図り、持続可能な社会の構築を目的として、クリーンアジア・イニシアティブを推進する。また、「環境モデル都市」、「環境モデル島」の構築に向け、現地調査等を行い、事業計画を検討する。</p> <p>○各国との政策対話や、環境の状況等に関する調査結果に基づき、優先順位の高い分野から、具体的な協力を進める。</p> <p>○国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。</p> <p>○平成21年度は、行政ニーズに的確に応えるため、トップダウン型の戦略的研究開発領域課題を2つ立ち上げる。また、気候変動影響・適応に関する情報収集、評価・対策の検討により、効果的・効率的な適応策の推進を図る。</p>
<p>評価結果の予算要求等 への反映状況</p>	<p>総括的には、地球温暖化対策を強化するために、大幅な機構・定員要求及び予算要求を図るとともに、所要の目的を達成した事務事業等については予算要求を行わないこととした。</p>

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	地球環境の保全					番号	②			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	環境本省	地球環境保全費	地球環境の保全に必要な経費	3,238,371	3,622,202	-114,830	
	A	2								
	A	3								
	小計						3,238,371	3,622,202	-114,830	
対応表において◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
小計										
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	環境本省	環境研究総合推進費	環境研究総合推進に必要な経費	< 5,115,000 >	< 5,420,000 >		
	C	2	一般	環境本省	地球環境保全等試験研究費	地球環境保全等試験研究に必要な経費	< 954,775 >	< 928,197 >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
小計						<6,069,775> の内数	<6,348,197> の内数			
対応表において◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
合計						3,238,371 <6,069,775> の内数	3,622,202 <6,348,197> の内数	-114,830		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	地球環境の保全				番号	②			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費（うち漂着ゴミ状況把握手法開発調査費）	A	1	196,000	257,322	61,322	△ 8,395	△ 8,395	0	政策評価結果等を踏まえ、「漂着ゴミ状況把握手法開発調査費」については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
熱帯林等森林保全対策調査経費（うち違法伐採への取組及び環境への影響調査費）	A	1	22,829	27,024	4,195	△ 8,829	△ 8,829	0	政策評価結果等を踏まえ、「違法伐採への取組及び環境への影響調査費」については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
砂漠化防止対策調査経費（うち砂漠化防止対策推進支援調査費）	A	1	18,903	23,868	4,965	△ 7,709	△ 7,709	0	政策評価結果等を踏まえ、「砂漠化防止対策推進支援調査費」については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED II）活動推進費	A	1	90,506	72,843	△ 17,663	△ 29,413	△ 29,413	△ 29,413	政策評価結果等を踏まえ、「事例共有メカニズムの構築」等については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
島嶼国を始め世界各地域との環境連携強化費	A	1	50,724	0	△ 50,724	△ 50,724	△ 50,724	0	政策評価結果等を踏まえ、所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費	A	1	9,760	0	△ 9,760	△ 9,760	△ 9,760	△ 9,760	政策評価結果等を踏まえ、所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
合計						△ 114,830	△ 114,830	△ 39,173	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部局名：地球環境局

政策名	地球環境の保全	番号	②
政策の概要	<p>オゾン層保護対策、酸性雨・黄砂対策及び地球環境分野における国際協力・研究調査などを通じて、地球規模の環境を保全する。</p>		
	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b>  <b>【オゾン層の保護・回復】</b>                      ○南極上空のオゾンホールは、ほぼ毎年大規模に形成されており、現時点でオゾンホールに縮小する兆しがあるとは判断できない。また、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の大気中濃度は増加を続けており、引き続き対策を講じた。                      ○整備時回収の義務付け、行程管理制度の導入等を内容とした改正フロン回収・破壊法が平成19年10月より施行され、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収量は増加したものの、地球温暖化対策の見地からも引き続きフロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図り、回収量の増加に努めた。</p> <p><b>【酸性雨・黄砂対策】</b>                      ○酸性雨については、我が国の主導によりEANETが平成13年から本格稼働を開始し、共通手法を用いた酸性雨モニタリングなどの活動を推進している。我が国は、EANETのネットワークセンターに指定されている酸性雨研究センターと協力しつつ、東アジア諸国の大気管理能力向上に向けた活動に積極的に貢献している。国内においては、EANETの手法と調和させた長期モニタリングを実施しており、平成21年3月には平成15年度から19年度の調査結果をとりまとめて酸性雨や越境大気汚染の状況やその影響を評価するなど、目標達成に向け進展があった。                      ○黄砂については、日中韓の黄砂対策に係る地域協力の推進や国際プロジェクトに貢献するとともに、国内におけるモニタリングを推進しており目標達成に向け進展があった。</p> <p><b>【海洋環境の保全】</b>                      ○海洋汚染防止対策については、国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきた。                      ○漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめを踏まえ、漂流・漂着ゴミに関する施策を着実に実施した。特に、漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査については、7県11海岸のモデル地域を選定し、漂流・漂着ゴミの効率的かつ効果的な回収・処理方法の検討に向けて進展があった。</p> <p><b>【地球環境分野における国際協力・研究調査等】</b>  <b>（森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全）</b>                      ○森林の保全については企業とのパートナーシップの促進に関する調査事業及び木材調達のグリーン化普及啓発事業の実施、砂漠化対策についてはアフリカの砂漠化評価及び北東アジアにおける砂漠化防止のためのパイロット事業の実施、また、南極地域の環境保全等の分野については、環境保護に関する南極条約議定書責任附属書の解釈に関する議論への積極的な参加等により、国際的な貢献を行った。</p> <p><b>（国際的な貢献と連携・国際協力）</b>                      ○地球環境保全に関して、G8、国連、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋環境会議（エコアジア）、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、会議等での我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行い、国際的な環境政策の推進に寄与した。また、貿易と環境の相互支持性の強化のために、貿易自由化に起因する環境影響調査や、他国の環境・貿易政策のレビュー等、自由貿易協定（FTA）/経済連携協定（EPA）交渉や世界貿易機構（WTO）交渉等に有効な政策研究を行い期待どおりの成果が得られた。                      ○アジア太平洋地域の有識者との間で同地域での革新的な取組を実現するためのスキームの議論を行い、優良事例の収集や政策対話を通じて、国際協力における知的貢献とそのための戦略づくりに寄与した。</p> <p><b>（研究調査）</b>                      ○重点施策に基き、低炭素社会づくり及び賢い適応策にかかるとの特別目標値を設定</p> <p><b>（必要性）</b>  <b>【オゾン層の保護・回復】</b>                      ○オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は全国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。                      ○南極上空のオゾンホールは依然として毎年のように大規模に形成されており、オゾン全量</p>		

についても減少した状況が継続していることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が懸念されている。

○モントリオール議定書の規制スケジュールに基づき、途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・消費の削減が本格化していることから、途上国支援の重要性が一層高まっている。

#### 【酸性雨・黄砂対策】

○近年の東アジア地域の急速な工業化・都市化により、我が国においても酸性雨やオゾンなどの越境大気汚染による環境影響が深刻化することが懸念される。国境を越える大気汚染への対策として、国際的連携の下での長期継続的なモニタリングによる監視と、対策に向けた国際協力の強化が必要である。

○黄砂の飛来頻度が拡大するに伴い、黄砂の影響への国民の関心が高まっている。黄砂に関する科学的な実態解明が求められるとともに、国境を越えた環境問題であることから、黄砂モニタリングネットワークや早期警報システムの構築等、黄砂対策は北東アジア地域で連携して取り組む必要がある。

#### 【海洋環境の保全】

○廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による海洋汚染が懸念されており、国際的な枠組みの下に一層の環境保全を図っていく必要がある。また、平成19年4月から導入された廃棄物の海洋投入処分の規制の効果を的確に把握していく必要がある。

○水質、底質及び海洋生態系等を対象とした海洋環境モニタリングを行い、陸域起源及び海洋投入処分による汚染の海洋環境への影響を把握する必要がある。

#### 【地球環境分野における国際協力・研究】

(森林の保全・砂漠への対処・南極の環境保全)

○森林の保全及び砂漠化対策については、熱帯林をはじめとして森林が失われつつあり、また、乾燥地域及び半乾燥地域において気候変動や人間活動による土地劣化の危機が懸念されている中で、生態系全体を捉えた観点や、途上国における貧困問題という観点から、国際的枠組みの下での取組を進める必要がある。

○南極地域は、環境上の高い価値があると国際的に認められており、適切な環境影響評価の実施等により、議定書の国内担保法を着実に実施し、環境保護に関する国際的な貢献を図る必要がある。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

○地球環境問題や途上国における貧困等が深刻化する中、持続可能な開発を実現するための国際的な取組が肝要である。このような状況において、先進国である日本は、各種国際会議の開催や会議への出席、国際的枠組みへの様々な形での関与などを通して、積極的な貢献をしていく必要がある。また、経済のグローバル化が進む中で、貿易と環境の相互支持性を強化する必要がある。

○開発途上国における環境問題は、当該途上国のみならず、我が国を含む国際社会全体に深刻な影響を及ぼす重要な課題である。アジア・太平洋地域にはなお開発途上の地域が多く、日本が先進国として当地域の持続可能な開発に寄与することは公共的観点から必要性が高い。

○開発途上国においては、政府によって一貫した環境政策の立案と実施が進められることが、民間やNGO等の具体的活動の進展にもつながる。こうした観点から、政府レベルでの政策協議が必要かつ重要である。

(研究調査)

○地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）においても指摘されているところである。

○多様化・複雑化する環境問題の構造を的確に把握し、効果的な対策を推進するためには、最新の科学的知見を得るための研究及び、最新の技術の開発とその普及が必要である。しかしながら、環境問題に係る研究や技術開発については、市場メカニズムに任せているのは十分進まない場合が多い。したがって、政策ニーズの高い環境分野の調査研究、技術開発については、国が率先して総合的かつ戦略的に推進することが必要である。

(効率性)

#### 【オゾン層の保護・回復】

○主要なオゾン層破壊物質であるCFC、HCFC及びハロンは強力な温室効果ガスでもあり、これら物質の排出削減は地球温暖化対策としても有効であるため、環境保全上の効率性が極めて高い。

○限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、オゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。

○関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。

#### 【酸性雨・黄砂対策】

○酸性雨等の国内モニタリングについては、大気汚染物質の長距離輸送の監視や生態系への影響監視を重点化するとともに、課題に応じた確実なモニタリング体制を構築するため、平成21年3月に酸性雨長期モニタリング計画を見直し、31あった測定所を27に集約するなど、効率的に実施している。

○黄砂モニタリングネットワークの構築にあたっては、環境省設置の5台のライダー装置\*だけでなく、研究機関等の協力を得て、国内外17台のライダー装置によるネットワーク化を実現している。

\*地上から放射されたレーザー光が空中の微粒子によって散乱される状況から、黄砂の鉛直方向の濃度分布や、高度をリアルタイムで読み取る装置

#### 【海洋環境の保全】

○平成19年度において、限られた予算を効率的活用すべく、過去の経緯も踏まえ、海洋環境モニタリングの観測測線及び観測点の見直しを行った。

○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、7県11海岸のモデル地域を選定し、それぞれの地域の特性に応じた効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。

#### 【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠への対処・南極の環境保全)

○世界的な森林の保全及び砂漠化対策については、地球環境問題として喫緊の課題であり、国際的枠組みの下で各国が協力して対策を講じることにより、効率的に対策を実施することができる。

○南極地域は国際的に高い価値の認められている環境であり、国際的な枠組みの下で、各国が分担協力して保護施策を推進することが最も効率的な対策である。

(国際的な貢献と連携・国際協力)

○地球環境保全に関しては、一国のみでの取組には限界がある。よって国内施策の実施のみならず、その情報外に提供するとともに、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議(EAS)環境大臣会合等の各種の枠組みにおいて、国際社会の積極的な関与を促すことにより、保全のための効率的な問題解決を図ることができる。

○北東アジア地域の環境管理の改善を目標に掲げて、施策を重点化するとともに、多様な主体との連携を行うことにより、効果的・効率的に環境保全を実施している。

○WTO交渉の論点を整理し、またFTA/EPA交渉において、事前に他国の状況の分析を行うなど早期の段階で環境保全の視点から検討することは、貿易と環境の相互支持性を強化する上で、効率的な手法である。

(研究調査)

○地球環境問題の調査研究に係る我が国の貢献については、国際的に高い評価を受けており、我が国の支援に対する費用対効果は高い。

○地球環境研究総合推進費では、様々な研究課題を、公募を通じて、コストを勘案しつつ、公正で透明性の高い評価に基づいて選定している。必要な場合には他省庁に移替を行う等、高い効率性・競争的環境を確保している。

○地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費では、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、調査研究や観測モニタリング等を効率的・効果的に推進している。また中間・事後評価指標の厳格化や、各課題において外部有識者を交えたアドバイザーボード会合を開催するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

(有効性)

#### 【オゾン層の保護・回復】

○オゾン層を保護するためには、破壊の原因であるオゾン層破壊物質の大気中への排出を抑制することが効果的であることから、オゾン層破壊物質の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策が有効である。

○ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は着実に減少しており、モンテリオール議定書に定める消費量上限(3,615ODP<sup>ト</sup>)を下回っている。また、フロン回収・破壊法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、冷蔵・冷凍機器や空調機器からのフロン類の回収・破壊を進めており、平成19年度には、業務用冷凍空調機器から約3,168<sup>ト</sup>のフロン類を回収した。これらの対策の結果として、オゾン層破壊物質の排出量は着実に減少傾向にある。

○大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は1990年(平成2年)代後半以降ほぼ横ばい(CFC-12)、または減少してきている(CFC-11及びCFC-113は年間約1%の割合で減少)。一方、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)の消費量は減少(H16年度目標、3,615<sup>ト</sup>以下は達成)しているものの、HCFC及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある(HCFC-22は年間約3%、ハロン1301は年間約2%の割合で増加)。

○途上国におけるCFC削減を支援するため、モンゴル及びスリランカにおいてCFC削減プロジェクトを実施するとともに、アジア地域におけるオゾン層破壊物質の削減を推進するため

政策に関する評価  
結果の概要と達成  
すべき目標等

国際会合の開催等による知見の提供・支援を行った。

#### 【酸性雨・黄砂対策】

○長期モニタリング計画に基づく国内モニタリングの着実な実施により、酸性雨の状況を監視するとともに、我が国の支援により、EANET参加国においても同一手法による酸性雨モニタリングの実施とデータの精度を確保している。また、EANET政府間会合において、設立基盤を強化すべく、EANETの将来発展に向けた議論が進展しているところ。  
○黄砂モニタリングネットワークの着実な整備により、黄砂飛来状況の把握と早期警報システムの構築に向けた北東アジア地域の取組に貢献している。また、日中韓三カ国環境大臣会合の枠組みの下、共同研究の実施等の黄砂対策に係る地域協力について検討が進んでいる。

#### 【海洋環境の保全】

○関連法の着実な施行により国際的な枠組みの下での海洋汚染防止対策を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。  
○ロンドン議定書の採択に伴い改正された海洋汚染防止法に基づき、平成19年4月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図った。また、廃棄物の海底下廃棄を原則禁止し、二酸化炭素海底下地層貯留に係る許可制度の導入を目的とした改正海洋汚染防止法が平成19年11月より施行された。  
○国際海事機関における危険化学薬品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の内容の変更に伴い、海洋環境の保全の見地から有害である物質の見直しを行うため、海洋汚染防止法施行令の一部改正を行った。  
○NOWPAPの活動促進のため、リモートセンシング（人工衛星による地球観測）による海洋観測を行うための研究開発を行った。また、リモートセンシングデータを用いた富栄養化モニタリングガイドラインについて検討を行った。  
○バラスト水条約の発効に備えた基礎情報の収集などを行い、条約を受け入れるための準備を進めた。  
○OPRC-HNS議定書の締結に伴い、環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、有害液体物質の流出事故時における環境影響評価手法の開発等、環境省が実施すべき措置の検討を行った。  
○我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて海浜やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、7県11海岸のモデル地域を選定し、漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法を検討した。  
○二酸化炭素海底下地層貯留に係る環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化に関する技術開発の検討を行った。

#### 【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

（森林の保全・砂漠への対処・南極の環境保全）

○国連森林フォーラム、アジア森林パートナーシップ、国際熱帯木材機関への参加等、積極的に関与することにより、森林の保全と持続可能な経営に係る国際的取組の進展に寄与した。  
○砂漠化対処条約締約国会議等への参加、我が国の知見の提供等、積極的に関与することにより、砂漠化対策に係る国際的取組の進展に寄与した。  
○国内担保法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議や環境保護委員会等への積極的な関与により、南極地域の環境の保護に向けた国際的取組に貢献している。  
（国際的な貢献と連携・国際協力）  
○地球環境保全に関して、G8、国連、OECD、エコアジア、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議（EAS）環境大臣会合等の各種の枠組みのもとで、資金拠出、専門家の派遣、我が国の優良事例の報告など、積極的な貢献を行うことにより、当該枠組みの地球環境保全に関する活動を強化・推進するのみならず、我が国の国際社会におけるプレゼンスを高め、我が国の発言力を確保することができた。また、このような場で情報交換を行うことによって、各国の優良事例と我が国の取組を比較考慮、国内世論の喚起等が可能となり、国内施策を立案する上で有効であった。  
○近年、経済成長とともに環境問題が深刻化しているアジア太平洋地域において、多国間及び二国間の国際会議開催やウェブサイト等によって互いの環境情報を交換する場を設けることは、アジア太平洋地域の環境への取り組みを進める上のみならず、我が国にとっても他国の情報を収集する上でも有効な施策であった。  
○北東アジア地域の国々との環境政策対話や環境協力プロジェクトの推進、地方公共団体等による協力の支援、国内の協力基盤の整備等を通じ、北東アジア地域を中心とした開発途上国の環境保全に貢献している。  
○他国の締結しているFTA/EPAにおける環境条項の分析、WTOにおける議論の整理等は、我が国がFTA/EPAやWTOの交渉を行うに当たって環境の観点から検討を行うために有効であった。  
○アジア太平洋地域では、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）による地域各界関係者による政策対話や持続可能な開発の優良事例の収集、普及等を通じ、地域の持続可能な社会構築に貢献している。

案に貢献している。

(研究調査)

- 地球環境分野の調査研究については、我が国の地球温暖化分野の施策の進展に貢献した。
- 地球環境研究総合推進費及び地球環境保全試験研究費の運営にあたっては、事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。
- 地球環境研究総合推進費等を活用して、政策的な観点を重視した、地球温暖化防止や生物多様性の保全等の様々な分野における地球環境研究を実施し、監視・観測を推進した。また、成果発表会や一般公開シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して成果の普及広報を図った。
- アジア太平洋地球変動ネットワーク (APN) の枠組みを活用して、アジア太平洋地域における地球変動研究と政策決定の連携を促進している。

(反映の方向性)

【オゾン層の保護・回復】

- フロン回収・破壊法の周知徹底及び施行強化を図るとともに、機器使用時の排出抑制に向けて要因把握・分析や必要な対策を検討推進する。
- ノンフロン製品の更なる普及推進等、脱フロン社会の実現に向けた施策を検討推進する。
- 途上国におけるオゾン層破壊物質削減プロジェクトの発掘・形成を図るとともに、プロジェクトを検討推進する。

【酸性雨・黄砂対策】

- 東アジア地域における大気汚染防止の取組を推進するため、国際的な枠組みである E A N E T 活動の将来発展に向けた取組の推進や、東アジア諸国の大気管理能力の向上の支援など、地域協力を推進する。
- 酸性沈着のみならず、オゾンやエアロゾルも含めた越境大気汚染、及び生態影響の監視に重点化した長期モニタリングを着実に実施する。
- 黄砂対策については、北東アジア地域における黄砂モニタリングネットワーク及び早期警報システムの構築を進めるとともに、日中韓の共同研究を推進する。

【海洋環境の保全】

- 海防法に基づく海洋投入処分許可制度の適切な運用を推進。また、廃棄物の海洋投入処分量の削減に関する検討。
- 海洋環境モニタリングについて、モニタリング指針等に関する策定のために更なる検討を進める。二酸化炭素海底地層貯留に係る影響評価やモニタリング等の環境保全上適正な管理手法の高度化に関する検討。
- 我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて、モデル地域において、引き続き漂着ゴミの状況把握を行うとともに、発生源対策や効率的かつ効果的な回収・処理方法について更なる検討を行う。

【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

(森林の保全・砂漠化への対処・南極の環境保全)

- 違法伐採対策及び持続可能な森林経営への民間ベースの取組推進支援、国民の理解向上のための普及啓発を行う。
- 砂漠化評価・適応策の手法検討を行う。
- 南極地域の実態把握モニタリング実施計画の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施、国内担保法に基づく手続きの更なる徹底を行う。
- 南極地域の環境保護のためのモニタリング技術指針の策定、南極環境保護議定書附属書への対応の継続、南極条約及び環境保護に関する南極条約議定書に基づく査察の実施検討開始、国内担保法に基づく手続きの更なる徹底を行う。
- (国際的な貢献と連携・国際協力)
- 引き続き、G8、国連、OECD、日中韓三カ国環境大臣会合 (TEMM)、ASEAN+3環境大臣会合、東アジア首脳会議 (EAS) 環境大臣会合等の各種の枠組みで、我が国がリーダーシップを発揮できるよう積極的に貢献する。また、WTO、FTA/EPA の交渉に環境の観点を盛り込むべく、これまでの事業を充実させる。
- クリーンアジア・イニシアティブを推進し、アジアにおいて低炭素型・低公害型社会、循環型社会、自然と人間が共生する社会を構築していく。
- 国際機関等と協力して、革新的な取組を推進すべく、アジア太平洋地域の持続可能な開発に係る施策を引き続き行う。

(研究調査)

- 衛星データの利用による観測空白域の解消、リアルタイムモニタリングが可能な観測ネットワークの構築、及び観測データ利用促進につながるデータ公開システムの開発を検討する。また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」 (GOSAT) の観測データの検証を行う。
- 地球環境分野の監視・観測及び調査研究について、行政として研究してほしいテーマや特に採択したい課題を公募時に明示することにより、行政ニーズに合った研究課題などより重要な分野への研究資源の配分を強化することによって、より効率的かつ効果的に調査研究等を推進する。また、我が国の環境経済統合評価モデルを用いて、アジア各国が自ら将来の環境変化を予測するための能力開発を行い、各国における具体的な政策導入に貢献する。

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
		別紙のとおり						

関係する施政方針 演説等内閣の重 要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

## 達成目標【オゾン層の保護・回復】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)消費量[ODP <sup>ト</sup> ]	5,562 (H元)	1,118	754	736	0 (H32年)
②業務用冷凍空調機器からのフロン類回収量[ <sup>ト</sup> ]	-	2,298	2,541	3,168	増加傾向を維持
③PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値[ODP <sup>ト</sup> ]		5,376	4,181	集計中	減少傾向を維持

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①モントリオール議定書

## 達成目標【酸性雨・黄砂対策】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①EANETモニタリング(酸性沈着)地点数[地点]	-	46	47	51	55 (H24年度)
②EANET分析精度管理目標達成率		90.6	93.0	93.4	100
③国内酸性雨モニタリングの年間測定		70	80	90.3	100
④国内ライダー設置地点数(環境省設置地点)[地点]		8(3)	9(4)	16(5)	17(5) (H24年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- 越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省平成14年3月策定・21年3月改定)

## 達成目標【海洋環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量[万 <sup>ト</sup> ]	384 (H15年度)	338	320	255	250 (H21年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- H19年4月より海洋投入処分の許可制度を導入したことを踏まえ、H19年度の海洋投入処分量

## 達成目標【地球環境分野における国際協力・研究調査等】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
(間接指標)南極保護法に基づく南極	-	90.6	73.4	集計中	100

〈備考〉

- 目標の進捗状況を直接的に示す定量的指標を設定することが困難なことから、参考となる指標(参考指標)を設定

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	大気・水・土壌環境等の保全		評価方式	総合 <del>実績</del> 事業	番号	3
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	4,326,325	4,329,569	4,232,062			
（ 補 正 後 ）	4,326,325	4,514,074				
前年度繰越額（千円）						
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	△ 465					
歳出予算現額（千円）	4,325,860	4,514,074				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	3,857,619	3,945,855				
翌年度繰越額（千円）		409,000				
不用額（千円）	468,241	159,219				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点						
評価結果の予算要求等 への反映状況	<p>施策の重点化を行う。          なお、大幅増額要求については、「政策評価結果を踏まえて今後の必要な取組に早期に対応していくために拡充して要求する」とした。</p>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	大気・水・土壌環境等保全費					番号	③			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表において● となっているもの	A	1	一般	環境本省	大気・水・土壌環境等保全費	大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費	4,204,988	4,728,631	-352,362	
	A	2	一般	地方環境事務所	地方環境対策費	大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費	27,074	2,718	-16,364	
	小計						4,232,062	4,731,349	-368,726	
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	〇〇本省	◆◆特別会計へ繰入					
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						〇〇〇,〇〇〇	〇〇〇,〇〇〇		
						<〇〇,〇〇〇> の内数	<〇〇,〇〇〇> の内数			
対応表において○ となっているもの	C	1	一般	〇〇本省	〇〇研究費		< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計									
						の内数	の内数			
対応表において◇ となっているもの	D	1	一般	〇〇本省	独立行政法人■●●運営費		< >	< >		
	D	2	一般	〇〇本省	独立行政法人■●●施設整備費		< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計									
						の内数	の内数			
合計						4,232,062	4,731,349	-368,726		
						の内数	の内数			

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		大気・水・土壌環境等保全費			番号	3		
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額 (A) (B)+(C)-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額 (B)	うち執行状況の反映による見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費	A 1	15,925	14,447	△ 1,478	△ 1,478		△ 1,478	執行状況を踏まえ、沖縄県内での水質調査について、来年度はダイオキシン分析を実施する必要がないことから、減額して要求した。
排出基準等緊急立入調査費	A 1	2,697	2,655	△ 42	△ 42		△ 42	ダイオキシン法調査単価の改訂を積算に反映させて減額要求とした。
クールシティ推進事業	A 1	21,007		△ 21,007	△ 21,007	△ 21,007		政策評価結果を踏まえ、一部事業（都市内水路等を活用した実証モデル調査）については目的が達成したために事業を廃止した。
悪臭公害防止強化対策費	A 1	11,681		△ 11,681	△ 11,681	△ 11,681		政策評価結果を踏まえ、一部事業（嗅覚測定標準化対応検討費）については目的が達成したために事業を廃止した。
都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費	A 1	265,276	236,889	△ 28,387	△ 28,387	△ 28,387		改正自動車NOx・PM法等を踏まえた流入車対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施をしていく必要があるため、当該事業を継続要求する。なお、政策評価結果を踏まえ、一部事業（局地汚染対策支援事業等）については目的が達成したために事業を廃止した。
水質環境基準策定検討費	A 1	18,777	18,776	△ 1	△ 1		△ 1	一部事業（水環境中有毒物質スクリーニング調査）について、積算を見直して減額要求とした。
水環境保全施策枠組み再構築事業	A 1	17,353	9,793	△ 7,560	△ 7,560		△ 7,560	執行状況を踏まえ、一部事業（水質監視業務関連システム更新）について減額要求とした。
排水対策推進費	A 1	20,042	19,947	△ 95	△ 95		△ 95	一部事業（暫定基準に係る排水処理技術開発の促進事業）について、積算を見直して減額要求とした。
総量削減及び瀬戸内海環境保全等施行業務費	A 1	18,446	18,309	△ 137	△ 137		△ 137	一部事業（瀬戸内海環境保全計画施行業務費）について、積算方法を見直して減額要求とした。
閉鎖性海域環境保全推進等調査費	A 1	222,115	74,894	△ 147,221	△ 147,221	△ 147,221		政策評価結果を踏まえ、継続事業を実施するとともに、平成21年度に策定終了する中長期ビジョンに係る事業等の分を減額要求した。
湖沼水質保全対策等調査費	A 1	44,470	44,451	△ 19	△ 19		△ 19	一部事業（琵琶湖等湖沼水質保全対策高度化推進調査）について、積算単価の改定を反映させて減額要求とした。
底質調査費	A 1	12,160		△ 12,160	△ 12,160	△ 12,160		政策評価結果を踏まえ、一部事業（ダイオキシン類底質測定検討調査）については目的が達成したために事業を廃止した。
水環境保全活動の普及支援事業	A 1	20,884	20,878	△ 6	△ 6		△ 6	積算単価の改定を反映させて減額要求とした。
水循環計画策定等推進費	A 1	35,449	30,088	△ 5,361	△ 5,361	△ 5,361		政策評価結果を踏まえ、一部事業については目的を達成したため事業を廃止、または予算の減額要求を行った。
市街地土壌汚染対策費	A 1	298,856	211,686	△ 87,170	△ 87,170	△ 87,170		政策評価結果を踏まえ、一部事業については目的を達成したため事業を廃止、または予算の減額要求を行った。
ダイオキシン類土壌汚染対策費	A 1	115,263	108,037	△ 7,226	△ 7,226	△ 7,226		政策評価結果を踏まえ、一部検証実験については目的を達成したため実験を廃止、または予算の減額要求を行った。
農業登録保留基準等設定費	A 1	22,388		△ 22,388	△ 22,388	△ 22,388		政策評価結果を踏まえ、一部事業（農業飛散リスク評価手法等確立調査）については所要の目的を達成したため、事業を廃止した。
ダイオキシン類総合対策費	A 1	31,437	31,014	△ 423	△ 423		△ 423	執行状況を踏まえ、一部事業について予算の減額要求を行った。
地域の健全な水循環の確保に向けた促進調査	A 2	16,364		△ 16,364	△ 16,364	△ 16,364		政策評価結果を踏まえ、目的が達成したために事業を廃止した。
合計		1,210,590	841,864	△ 368,726	△ 368,726	△ 358,965	△ 9,761	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部局名：水・大気環境局

政策名	大気・水・土壌環境等の保全	番号	③
政策の概要	<p>大気汚染・騒音・振動・悪臭に係る大気環境基準、人の健康の保護及び生活環境の保全に関する水質環境基準等の目標の達成・維持を図るとともに、地盤環境の保全を図り、また、土壌汚染による環境リスクを適切に管理することにより、生活環境を保全し、国民の安全と安心を確保する。</p>		
<p>政策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>                  (総合的評価)  <b>【大気環境の保全】</b>                  ○近年、健康影響が懸念されている微小粒子状物質(PM2.5)について、これまで継続的に実施してきた各種調査等の国内外の知見を元に、微小粒子状物質の健康影響に関する評価を実施するため、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催。平成20年4月に報告書を取りまとめ、欧米と我が国での生活習慣等の違いによる疾病構造の相違、他の共存汚染物質の影響等多くの不確実性が認められることに留意する必要があるものの、従来から指摘されていた呼吸器系への影響のほか、新たに循環器系や肺がんの健康影響が見られるなど一定の影響が確認された。                  また、微小粒子状物質の測定法については、検討会による検討を経て、報告書を取りまとめ、平成20年12月に中央環境審議会大気環境部会に報告した。さらに、微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、中央環境審議会に諮問され、同審議会大気環境部会において、環境基準に係る専門委員会及び測定法に係る専門委員会が設置されて審議がなされているところ。                  ○光化学オキシダントの環境基準達成状況は依然として極めて低く、濃度レベルも漸増傾向にあり、注意報の発令地域は広域化している。平成19年12月に学識経験者等による「光化学オキシダント・対流圏オゾン検討会」の中間報告が取りまとめられ、調査研究・モニタリング、国内削減対策及び国際的な取組が、今後の課題として示された。                  ○全国の大気環境基準の達成状況については、全体としては改善又は横ばい傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている。一方で、大都市圏を中心に、二酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境基準を長期間にわたり達成しない測定局が依然として残っており、さらに改善を図る必要がある。このため、平成19年度に改正及び施行された自動車NOx・PMに基づき対策を推進した。                  ○自動車単体対策についても、中央環境審議会による「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」第八次答申(平成17年4月)及び第九次答申(平成20年1月)に基づき、引き続き排出ガス規制の強化等を進める必要がある。</p> <p><b>【大気生活環境の保全】</b>                  ○騒音、振動に係る苦情件数は近年増加傾向にあり、悪臭に係る苦情件数も、徐々に減少してはいるが、まだ高い水準で推移しているため、今後とも必要な施策強化等を行う必要がある。騒音対策としては、騒音規制法の未規制施設に関する施策の充実を図るための検討を開始した。自動車単体対策については、平成20年12月に中央環境審議会による「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」中間答申が出され、これに基づき、マフラーの事前認証制度が導入されることとなることと、今後、騒音規制手法の抜本的見直しに着手することとした。ヒートアイランド対策では、対策を進める上で地方公共団体・民間事業者に対して指針となりうるヒートアイランド対策ガイドラインを策定した。今後とも、都市内緑地のクールスポット効果等、ヒートアイランド対策ガイドラインやヒートアイランド対策大綱に基づいた対策を推進しつつ、地方公共団体・民間事業者等の取組の促進がより一層求められている。また、まちの快適さを演出する涼感、光、かおり、音などの感覚環境の観点からの対策が求められている。</p> <p><b>【水環境の保全】</b>                  ○生活環境項目に関する水質環境基準の基準達成率が、全体では85.8%となり長期的にみると上昇傾向だが、湖沼においては顕著な改善が見られなかった。これらのことから、湖沼の更なる水質改善に向けた汚濁メカニズムの解明等に取り組む必要がある。また、環境基準の類型指定の見直し、工場・事業場からの排水実態の継続的な把握、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向け技術的な支援を中心とした取組の促進及び効果的な水質汚濁防止のための具体的な方策の検討を行った。</p> <p>○6次にわたる水質総量削減の実施により東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海に流入する汚濁負荷量は着実に削減されているが、依然、大規模な赤潮や貧酸素水塊が発生しているため、更なる水環境改善に向けた取組が必要である。このため閉鎖性海域が今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを平成21年度中に策定する予定である。また、第7次水質総量削減の在り方について平成21年2月に中央環境審議会に諮問している。                  ○海域環境保全や海との共生に取り組んでいる海域を選定し、地方公共団体による里海創生活動の支援を着実に実施している。                  ○中央環境審議会瀬戸内海部会が平成20年6月に取りまとめた瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえた取組が進んでいる。                  ○貧酸素水塊の発生予察、シミュレーションモデルを用いた貧酸素水塊発生抑止対策の検討が進むなど環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会が平成18年12月に取りまとめた報告を踏まえた両海域の再生に向けた調査研究が着実に進んでいる。</p> <p><b>【土壌環境の保全】</b>                  ○法律に基づく土壌汚染の調査・対策が行われ、さらに条例や一般の土地取引でも土壌汚染の調査・対策が広く実施されている。その一方で、法律の施行を逃れて浸みこぼれてきた課題等に対応</p>		

へんし  
するため、中央環境審議会の答申を踏まえ、平成21年3月に「土壤汚染対策法の一部を改正する法律案」を第171回国会に提出した(同年4月に公布)。

○農用地土壤汚染対策地域については、平成20年度末までに6,577haが指定され、対策事業の実施等を経て、85%に当たる5,559haが地域指定を解除されている。

○ダイオキシン類土壤汚染対策は平成20年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

#### 【ダイオキシン類・農薬対策】

○平成19年のダイオキシン類排出総量は、平成15年比で約23%減少しており、順調に削減が進んでいる。全国的环境調査結果では、概ね環境基準を達成している。

○農薬に関しては、水産動植物の被害防止に係る改正登録保留基準について、平成20年度に新たに39農薬の基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられ、生態系保全の充実に向けて期待どおりの成果が得られた。

#### 【効果的な公害防止の取組促進】

○公害防止体制の促進については、平成20年4月に取りまとめた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書」で示された提言を受け、個別の課題について検討を行った。具体的には、平成20年7月に「大気汚染防止に係る立入検査等の手法検討報告書」を取りまとめ、また、平成20年11月に近畿ブロック水・大気環境担当者会議を開催し、国及び自治体間の公害防止業務に関する情報やノウハウを共有する等、効果的な公害防止取組を促進している。さらに、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の排出基準及び測定方法等の明確化を図るための検討を進めている。

#### 【アジアにおける環境協力】

○水に関する国連ミレニアム開発目標(2015年までに、安全な飲料水及び衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する。)の達成に向けて貢献するため、アジア・モンスーン地域における情報基盤整備及び人材育成を行う「アジア水環境パートナーシップ事業(WEPA)」並びに中国の重要水域における水質汚濁防止の協力を行う「日中水環境パートナーシップ事業」に取り組んできており、アジア地域の水環境情報のデータベース構築、国際フォーラムを通じた人材教育や中国長江流域等における政策提言を行ってきたところである。中国を始めとするアジア地域の水環境の改善のため、引き続き水環境管理の向上に向けた協力に取り組む必要がある。

○東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針の策定に向け、東アジア諸国の水質保全制度等の調査を着実に進めているところであり、現地ケーススタディにより我が国の知見の適応可能性の検討を行い、その結果を踏まえて東アジア諸国の担当者にとってより実用的な導入指針の策定に取り組む必要がある。

○平成20年6月に公表された「クリーンアジア・イニシアティブ」に基づき国際協力を推進した。  
(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9811>)

○平成19年12月に中国及びインドネシア両国の環境大臣とコベネフィット・アプローチに係る協力について合意し、それに基づき協力を進めている。平成20年度にコベネフィットCDMモデル事業を2件(マレーシア及びタイ)採択した。

#### (必要性)

##### 【大気環境の保全】

○大気環境の保全を通じて人の健康の保護を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つ。また、事業者による自主的取組や地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、官と民・国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

○大気汚染の状況については、二酸化窒素および浮遊粒子状物質について、全体として改善傾向が見られるものの、大都市圏を中心に環境基準を長期間に渡り達成していない測定局が依然として残っているため、引き続き対策を講じていく必要がある。

##### 【大気生活環境の保全】

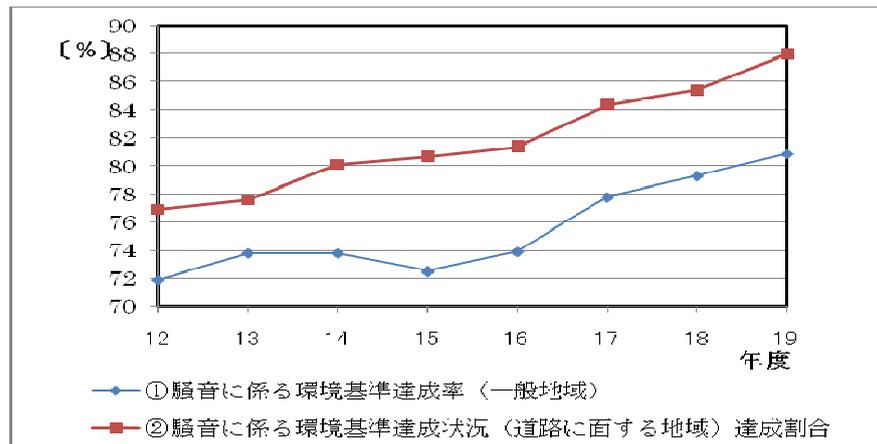
○大気環境の保全を通じて良好な生活環境の保護を図ることは、現在及び将来の国民の、健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、地方公共団体との連携に留意しつつ施策の実施を図っており、国と地方の役割分担が適切になされているものと考えられる。

○騒音に係る環境基準の達成状況の改善に向け、全国各地の自動車騒音の状況を把握するとともに、自動車の走行実態や自動車単体等から発生する騒音の実態等を把握することにより、自動車騒音規制等の見直しをはじめ効率的な騒音対策を推進する必要がある。

○多種多様な悪臭の苦情への対応を図るため、臭気指数規制の導入及び生活環境に係る臭気対策を推進する必要がある。

○騒音・振動の苦情件数は増加傾向にあり、この改善にむけた対策の必要がある。

○過去100年間において、地球平均気温は約0.74℃上昇に対し、日本の大都市の気温は2～3℃上昇しておりヒートアイランド対策の必要がある。



### 【水環境の保全】

○水環境の保全を通じて人の健康の保護・生活環境の保全を図ることは、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものであり、高い社会的ニーズ及び公益性を持つものと考えられる。また、水質汚濁防止法等によりその対策が体系的に整理されており、官民の役割分担も整理されている。

○指定湖沼については、湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づく湖沼水質保全計画による各種取組等により汚濁負荷量は削減される傾向にあり、一部湖沼で水質の改善が見られるものの、多くの湖沼において生活環境項目に係る水質環境基準が達成されておらず、湖沼水質保全施策を更に推進する必要がある。

○世界では安全な水が確保できない人が約11億人おり、世界の水問題は人類にとって重大な問題である。我が国は公害の経験と技術があることから、これを活かして世界の水問題の解決に向けた貢献をすることが求められる。また、平成19年4月に日中首脳による環境協力の合意があり、中国における水質汚濁の解決に向けた協力をすることとなっているため、両国の協力による取組が必要。

○排水基準による規制のみでは環境基準（生活環境項目）の達成が困難で環境基準達成率が十分とは言えない東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海については、引き続き流入する汚濁負荷の総量の削減が必要である。また、施策の実施後速やかに改善されない閉鎖性海域で、水環境の改善施策を展開するため、海域ごとの利用形態に応じた中長期的に目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする必要がある。

○東アジア諸国においては、その経済発展に伴う海域環境の悪化が著しく、東シナ海等においては高いクロロフィルαが認められ、我が国の海域環境にも影響を及ぼしていることから、その改善に向けた取組が急務である。

○貧酸素水塊の発生や底生生物をはじめとする生態系の劣化などの問題が発生しており、「里海」の創生を推進し、人間と海が共生する豊かな沿岸環境保全のための取組の推進が急務である。

○瀬戸内海環境保全基本計画についてフォローアップを継続して行い、その進捗状況を把握する必要がある。

○有明海及び八代海においては、赤潮が多発し漁獲量が低迷するなど深刻な状況にあり、両海域の再生に向けた取組が急務となっている。

### 【土壌環境の保全】

○土壌汚染は典型7公害の一つであり、国民の健康の保護や生活環境の保全の観点から、土壌環境の保全は極めて重要な施策であり、公益性も極めて高い。

○本件施策については、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法によりその対策が体系的に整理されている。

### 【ダイオキシン類・農薬対策】

○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。また、これらを踏まえ、国、地方公共団体、さらに事業者及び国民が連携して取り組むことが必要。

○農薬は環境中で使用され、殺虫、殺菌、除草効果を有する化学物質であり、生態系への影響が懸念されるものである。このため、登録前に当該物質の水産動植物に対する毒性と環境中予測濃度の比較によるリスク評価を実施し、適切な登録保留基準を設定することが、生態系保全の観点から重要かつ有効である。

### （効率性）

#### 【大気環境の保全】

○自動車排出ガス対策については、特に大気環境基準を長期間にわたり達成していない自動車交通量が集中する一部の交差点等の局地を対象に、局地汚染対策及び流入車対策を効果的・効率的に実施するため、これらの対策を柱とする自動車NOx・PM法の一部を改正する法律が平成20年1月1日から施行され、同法に基づく対策を推進した。

### 【大気生活環境の保全】

○インターネット等を利用して自動車騒音の状況の周知を行うことにより、効率的な情報提供が可能となっている。

○騒音・振動の新たな規制手法の検討や生活環境に係る臭気対策を通じて、適切な苦情への対応を図っている。

○注目度の高い都市の街区で集中的にヒートアイランド対策を行うことで、効率的な施策の推進を図っている。

### 【水環境の保全】

○円滑な排水規制及び地下水浄化対策の実施のため、公害防止用設備に対する低利子融資制度を設け、事業者の汚水処理用設備及び地下水浄化施設等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との効率的な組み合わせについても随時検討・実施を行っている。

○底質のダイオキシンの測定は、費用が高額で時間がかかることから、都道府県などによる汚染された底質の浄化対策を推進するため、定量下限値や再現性などが確保できる迅速で低廉な簡易測定法の検討を行った。

○指定湖沼における汚濁負荷の削減については、湖沼水質保全計画等に基づき、工場・事業場に対する負荷量規制に加え、各省連携の下、下水道、浄化槽等の整備事業や直接浄化事業等を組み合わせ、効率的に実施している。また、一定期間ごとに施策の実施状況を点検し、新たな湖沼水質保全計画を策定することにより、状況に応じた対策を効率的に実施する仕組みとなっている。施策の実施に当たっては、例えば調査を実施する際に関係自治体や学識経験者等との連携を密にするとともに民間機関のノウハウを生かした効率的な取組を推進している。

○アジア水環境パートナーシップ(WEPA)については、二国間会合や国際フォーラムを開催することにより、多様な参加者のもとで情報収集と人材育成をすることができたことから、効率的であったと考えられる。日中水環境パートナーシップ事業については、モデル調査、セミナー等を実施することで、中央政府及び地方政府における排水処理技術の必要性に関する理解や適切な水環境管理に関わる能力向上を効率的に図ることができている。

○工場・事業場から排出される負荷の総量に対する規制や関係行政機関の連携による排水処理施設整備等を組み合わせる水質総量規制を5年ごとに見直しつつ実施することで、社会情勢に対応し効率的に汚濁負荷量を削減できる。

○水質総量規制制度の導入を支援することで、東アジア諸国における陸域負荷の総量が効率的に削減できる。

○里海創生支援事業により、全国の活動団体、地方自治体での取組が促進され、普及啓発事業や里海創生活動が効率的に実施できる。

○瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップの実施により、関係機関による瀬戸内海の環境保全に係る取組の進捗状況が把握でき、より効率的で統合的な施策の実施が図られる。

○有明海・八代海総合調査評価委員会が取りまとめた報告に基づき作成する調査研究のマスタープランを踏まえることで、有明海及び八代海の再生に向けた調査研究を効率的に実施できる。

### 【土壌環境の保全】

○農用地土壌汚染対策については汚染が広域的であり、また農業生産に必要な基礎的な資源である農地を保全するものであることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。

○市街地等の土壌汚染については、汚染の範囲が比較的局所的であり、私有財産である土地を対象とするものであることから、まず、汚染の有無を把握するための調査は、土地の状態につき責任を有し、また、調査を行うために必要な土地の掘削等に関する権原を有する土地所有者等が行うこととして、そして、汚染が判明し措置が必要な場合には、汚染原因者に実施を求めることとなっている。このような仕組みにより、調査・対策が広く実施されている。

一方、土壌汚染対策法に基づく指定区域においては、盛土や舗装などの対策措置も、人の健康被害の防止を図るための措置に適合しているにもかかわらず、費用がかかる掘削除去が行われる事例が多いのが実態であることから、より合理的な対策を促進するために、規制対象区域の分類化や必要な対策の明確化などについて土壌汚染対策法の改正案を国会に提出した(平成21年4月に公布)。

○ダイオキシン類土壌汚染については、汚染が比較的広域に及び、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、公的に対策事業を実施することが適当であり、地方公共団体が常時監視に努め、汚染地域を的確に把握して適切な対策を実施することにより、効率的に土壌汚染対策が図られている。

### 【ダイオキシン類・農薬対策】

○平成17年から、ダイオキシン類の測定に関して、一部、従来のガスクロマトグラフ質量分析計による方法に加え、より低廉で迅速な簡易測定法として生物検定法を正式に導入しており、効率性を考慮している。また、平成18年3月には生物検定法に関する精度管理の手引きを策定しており、品質や信頼性についても考慮している。さらに、平成21年3月には土壌及び底質の調査測定に簡易測定法の導入を図った。

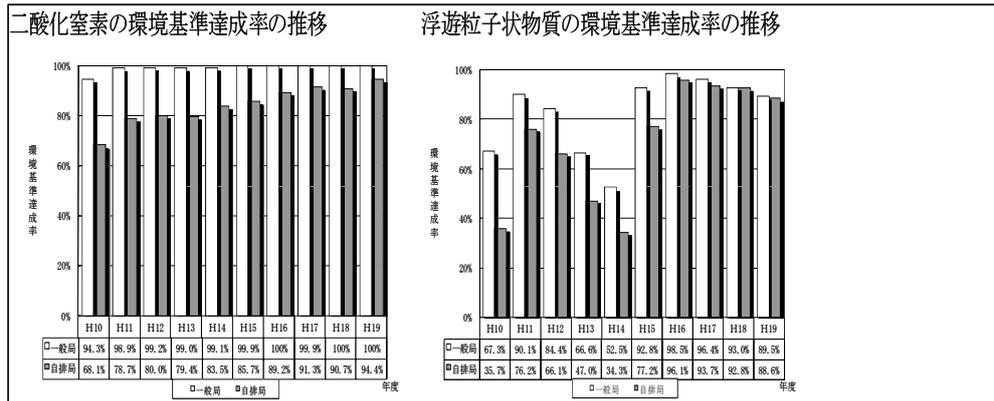
○農薬は登録申請者が毒性・残留性試験等を行い、その結果を用いてリスク評価を行っており、高いリスクが懸念される場合は、より詳細な試験を課すこととしている。これにより環境リスクの程度に応じたコストが化される制度が充実しており、当該施策を実施するにあたっての効率性も考慮されている。

(有効性)

【大気環境の保全】

○国による排出規制及び常時監視等の枠組みの整備、自治体による適切な法の施行、有害大気汚染物質の排出抑制対策等の取組が有効に機能しており、一般大気測定局における大気汚染物質の濃度及び環境基準等の達成状況は、高濃度となる要因が複雑な光化学オキシダントを除き良好な状況が継続していると考えられる。

○自動車単体対策、低公害車の普及促進、自動車NOx・PM法に基づいた対策等により、全国の大気汚染に係る環境基準の達成状況については、自動車排出ガス測定局において、二酸化窒素については94.4%、浮遊粒子状物質については88.6%と全体的に改善傾向にあり、各種の施策の成果が着実に現れている(数値はいずれも平成19年度)。



○大気環境監視体制を継続し、モニタリング結果をまとめることにより、施策展開の基礎を得ることができた。また、リアルタイムで大気環境データ及び光化学オキシダント注意報をインターネット等で一般公開することにより、大気汚染状況の判断材料として利用されている。

○浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の固定発生源からの排出抑制対策は、工場・事業場に対する排出規制と、事業者による自主的取組を効果的、効率的に組み合わせるベスト・ミックスにより、取り組むこととしている。平成20年度も引き続き、「揮発性有機化合物(VOC)対策功労者表彰」を行った。また「産業洗浄現場におけるVOC対策事例集」を作成、配布して、自主的取組を推進した。

○オフロード特殊自動車について、規制対象となる全ての出力帯で規制を開始した。

○建築物の解体等に伴うアスベスト飛散防止対策については、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を改訂、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」を策定し、飛散防止の徹底を図った。また、大気環境中のアスベスト濃度のモニタリング調査を行った。

○公害防止体制の促進については、平成20年4月に取りまとめた「効果的な公害防止取組促進方策検討会報告書」で示された提言を受け、個別の課題について検討を行った。具体的には、平成20年7月に「大気汚染防止に係る立入検査等の手法検討報告書」を取りまとめ、また、平成20年11月に近畿ブロック水・大気環境担当者会議を開催し、国及び自治体間の公害防止業務に関する情報やノウハウを共有する等、効果的な公害防止取組を促進している。さらに、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設の排出基準及び測定方法等の明確化を図るための検討を進めている。

【大気生活環境の保全】

○自動車騒音の常時監視体制を継続し、全国の自動車騒音の状況結果を取りまとめ、インターネット等で広く公開しており、自動車騒音の状況の把握に利用されている。また、自動車単体対策やその他の総合的な騒音対策により、道路交通騒音に係る環境基準の達成状況は改善傾向にある。

○増加傾向にあった悪臭の苦情件数はここ4年連続で減少している。しかし、苦情件数は依然として高い水準にある。一方で、臭気指数規制を導入している地方公共団体は、近年増加傾向にあり、351市区町村(規制地域を有する地方公共団体の26.9%)となっている。

○スターウォッチングネットワークは毎年1万人程度が参加し、光害問題に関する市民への普及啓発が図られている。

【水環境の保全】

○水質環境基準の健康項目については、公共用水域のほぼ全ての地点で基準を達成している。生活環境項目に関しては、公共用水域全体では基準達成率が85.8%(平成19年度)となり長期的にみると上昇傾向であることから、有効であったと考えられる。また、地下水の環境基準達成率は90%以上となっている。

(参考)

指標		H17年度	H18年度	H19年度	出典
生活環境項目 (BOD/COD) 基準達成率(%)	全体	83.4	86.3	85.8	公共用水域水質測定結果
	河川	87.2	91.2	90.0	
	湖沼	53.4	55.6	50.3	
	海域	76.0	74.5	78.7	

○公共用水域・地下水の水質常時監視及び地盤沈下監視について監視結果の質を確保するため、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法及び信頼性の高い測定データを確保するための精度管理手法等を示した手引等の策定に向けた有効な検討が行われた。

○排出基準のうち、ぼう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準適用業種に対し、平成22年の見直し時に一律排水基準へ移行又は基準値の強化ができるよう、排水処理技術の開発促進や施設管理の合理化促進に向けた技術的検討を行った

○効果的な公害防止取組促進方策検討の報告(平成20年4月)を受け、事業者が行う自主測定のあり方等について検討を行った。

○地盤沈下については、全国的には概ね減少傾向であるが、短期的に沈下が進行した地域もあるため、地盤沈下調査等を行うことで確実な地盤沈下抑制が期待できる。

○環境基準等の目標に関する必要な調査研究、水環境・地盤環境の監視体制の整備等により施策展開の基礎を得ることができた。

○湖沼水質保全については、下水道等の汚水処理施設の整備等の汚濁負荷削減に取り組んだ結果、複数の指定湖沼において、湖沼水質保全計画に掲げた生活環境項目に係る水質目標値を達成したものの、全体として顕著な改善は見られなかった。

○アジア水環境パートナーシップについては、二国間会合や、国際フォーラムを開催することにより、各国における水管理に関する情報を収集し、政策、市民活動、技術情報源の4つの情報データベースを構築し、パートナー国の水環境管理施策の推進に活用された。また、各国の水環境の現状及び水環境管理のアウトラインなどの情報を整理し自主的な取組を進められるよう支援した。さらに国際フォーラムを通じて各国のNPOや行政官など多様な関係者の参加のもとで水環境保全に係る取組について発表等を行ったことから、水環境管理に係る情報提供及び人材育成を効果的に行うことができた。

○日中水環境パートナーシップにおいては、平成20年5月に「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力実施に関する覚書」を日中環境大臣間で締結し、日中協力のもと低コストで地域の実情にあった排水処理技術の導入に関するモデル調査を重慶市及び江蘇省で実施し、水質汚濁防止に関する支援を進めた。また、セミナー、政策対話等を通じて水環境管理技術の普及促進に関する能力向上が図られた。

○6次にわたる水質総量削減の実施により、大阪湾を除く瀬戸内海における窒素とりんが環境基準をほぼ達成するなどの効果が認められている。加えて、今後目指すべき水環境の目標とその達成に向けたロードマップを明らかにする閉鎖性海域中長期ビジョンを策定した上で汚濁負荷の総量の更なる削減を図ることにより、環境基準達成率の更なる改善が期待される。

○海域に流入する汚濁負荷の排水規制を有するが、負荷の総量を削減する制度が不十分あるいは未導入の東アジア諸国において水質総量規制制度を導入することにより、我が国の閉鎖性海域も含めた海域環境の保全が期待される。

○国民の海への関心を高め、閉鎖性海域の環境保全への合意形成を図るとともに、マニュアルを作成することで「里海」づくりを推進し、沿岸域の生物多様性の保全及び水産資源の確保に資することが期待される。

○瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップを踏まえて関係機関による各々の取組を進めることにより、瀬戸内海の環境保全の更なる推進が図られることが期待される。

○貧酸素水塊等に関する調査研究により海域環境の悪化や水産資源の減少といった十分に解明さ

**【土壌環境の保全】**

○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止を目指し、土壌汚染対策に基づく調査・対策が実施され、措置の必要な指定区域における措置等の実施率(直接目標の②)が100%となっている。

○農用地土壌汚染対策については、平成20年度は対策地域の地域指定及び指定解除は行われなかったため、指定解除は結果として変化しなかったものの、客土工事が3地区で進捗するなど、対策事業は着実に実施されている。

○ダイオキシン類土壌汚染対策については、平成20年度に1地域で対策が完了しており、対策が着実に実施されている。

#### 【ダイオキシン類・農薬対策】

○平成19年のダイオキシン類の排出量は、平成15年比で約23%減少しており、その削減は順調に進んでいる。また、平成19年度のダイオキシン類対策特別措置法の常時監視等の環境調査結果によると、環境基準は概ね達成している。総じて、ダイオキシン類については、排出総量及び環境の汚染状況において改善が図られており、これまでのダイオキシン類対策は極めて有効であったと考えられる。

○生態系保全の充実に向けて、農薬取締法に基づく新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定作業を順次進めており、平成20年度には新たに39農薬(累計56農薬)について基準を設定するなど基準設定についての加速化がみられる。

#### (反映の方向性)

##### 【大気環境の保全】

○微小粒子状物質に係る環境基準の設定について、引き続き検討するほか、測定法の確立・普及、生成機構、排出源情報等の等の知見の収集・整理を行う。また、これまでに実施してきた粒子状物質全体の削減のための対策を踏まえ、今後のPM2.5に係る対策のあり方を検討する。

○改正自動車NOx・PM法等を踏まえた流入車対策及び局地汚染対策をはじめとする自動車排出ガス対策の着実な実施。

○ESTの推進を自発的に目指す地域に対して、ESTモデル事業や普及推進地域での取組成果を提供するとともに、公共交通機関の利用促進、低公害車の導入促進、普及啓発等について関係省庁と連携して支援し、全国への普及展開を図る。また、平成21年度より、モビリティ・マネジメント(MM)によるエコ通勤に取り組む企業等に対し、エコ通勤社会実験等の支援を行い、MM普及促進を図る。

○光化学オキシダントの今後の動向の的確な把握のため常時監視の精度管理体制を構築するとともに、原因物質である揮発性有機化合物を含む国内対策の着実な実施、国際的取組を推進していく。

○ディーゼル重量車についてNOx排出量を09年規制(いわゆるポスト新長期規制)の3分の1程度にする挑戦目標を設定することその他の自動車単体対策の検討を引き続き進める。

##### 【大気生活環境の保全】

○大気生活環境の保全について、騒音ラベリング制度の導入など低騒音社会を目指した騒音対策の推進及び低周波音に関する知見の集積。嗅覚測定法の精度確保及び国際化対応への検討と臭気指数規制の更なる推進。交通騒音モニタリングのあり方の検討。自動車単体対策について、騒音規制手法の見直し、タイヤ単体騒音規制の導入等について検討。クールシティづくりの推進として注目度の高い街区での集中的かつ一体的なヒートアイランド対策等の推進。また、感覚環境の観点を取り込んだまちづくり推進のための事例の収集、普及方策の検討。良好な感覚環境の「見える化」を図るための客観的な指標の開発、良好な感覚環境形成の全国的な展開。

##### 【水環境の保全】

○新たな科学的知見の集積を通じた、水質環境基準等の目標の設定と見直しの検討、生活環境項目の新規項目追加等の見直しの方向性を踏まえ、各水域での水質実態、利水用途の把握及び将来水質予測等の各水域での類型指定のための検討、未規制の物質・項目を含めた工場・事業場からの排水実態の継続的な調査、排水中の多様な化学物質の影響を総合的に管理する新たな手法の検討、水環境中の化学物質挙動に着目した有害物質リスク管理手法の検討、暫定排水基準から一律排水基準への移行等に向けた取組の実施、的確かつ効率的な公定分析法の検討。

○湖沼の水環境改善に向けたより効果的な施策の検討・実施、地下水の総合的な保全のあり方の検討・保全対策の実施、湧水の保全のあり方の検討・対策の実施、皇居外苑濠を始めとした身近な水環境改善に向けた検討等の実施。

○第6次水質総量規制の着実な実施と閉鎖性海域中長期ビジョンの策定。また、閉鎖性海域中長期ビジョンを踏まえた第7次水質総量削減の実施のための汚染負荷削減の最適化、新たな指標への対応。

○「里海」づくりを推進するための里海づくりマニュアルの策定、推進体制の整備等。

○中央環境審議会瀬戸内海部会が取りまとめたフォローアップを踏まえ、瀬戸内海環境基本計画の目標達成にむけた施策の円滑な実施等。

○関係省庁等が実施する有明海・八代海の再生に向けた調査研究のマスタープラン作成。

○気候変動による水温上昇や渇水などにより、今後、公共用水域に生じる水質悪化や水環境への様々な悪影響を緩和する施策のあり方について検討を進める。

**【土壌環境の保全】**

○土壌汚染対策法について、改正法は平成22年4月1日までに施行することとなっていることから、必要な政省令等の整備、改正内容の周知徹底及び普及啓発等を実施する。  
 ○食品衛生法の規格基準改正の動向を踏まえ、農用地土壌汚染対策地域の指定要件等の見直しについて中央環境審議会に諮問する。

**【ダイオキシン類・農薬対策】**

○POPs条約やWHOの検討状況等、国際的な動向を踏まえた国内におけるダイオキシン対策の検討・一層の推進。  
 ○農薬について、水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定の加速化、農薬の生物多様性に与える影響の調査の実施、農薬の飛散による周辺住民等へのリスクを適切に評価・管理する手法の開発調査の強化。

**【効果的な公害防止の取組促進】**

○平成19年3月に示した「公害防止ガイドライン」の、継続的な普及啓発及びフォローアップ。平成20年4月に取りまとめられた効果的な公害防止取組促進方策検討会報告を踏まえた事業者及び地方自治体における公害防止を促進するための方策等の実施。

**【アジアにおける環境協力】**

○東アジア諸国における水質総量規制制度の導入指針策定のため、中国においてケーススタディを実施することで水質総量規制制度の現地適用性を検証し、東アジア諸国の実情に応じた実用性の高い水質総量規制制度導入指針を策定する。  
 ○グッドウォーターガバナンスの向上に向けたアジア水環境パートナーシップ、平成19年4月の日中首脳間における環境協力共同声明を踏まえた日中水環境パートナーシップ等の国際的な水問題の解決に向けた取組。  
 ○アジア各国の状況に応じて、我が国の「環境対策・測定技術」、「環境保全の規制体系」、「人材」などをパッケージにして普及・展開する。中国及びインドネシアとの二国間合意に基づくコベネフィット・アプローチの推進や、コベネフィットCDMモデル事業を実施。加えて、コベネフィット技術情報の収集・整理を行う。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
			別紙のとおり					

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

## 達成目標【大気環境の保全】

指標名	基準値	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)	
	(年度)					
①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準等達成率[%]						
二酸化いおう	-	99.7	99.8	99.8	100	
一酸化炭素		100	100	100	100	
浮遊粒子状物質		96.4	93.0	89.5	100	
二酸化窒素		99.9	100	100	100	
光化学オキシダント		0.3	0.1	0.1	100	
ベンゼン		96.1	97.1	99.3	100	
トリクロロエチレン		100	100	100	100	
テトラクロロエチレン		100	100	100	100	
ジクロロメタン		100	99.7	100	100	
アクリロニトリル		100	100	100	100	
塩化ビニルモノマー		100	100	100	100	
水銀		100	100	100	100	
ニッケル化合物		99.1	98.4	99.4	100	
クロロホルム		99.7	100	100	100	
1,2-ジクロロエタン		99.5	99.5	99.5	100	
1,3-ブタジエン		100	100.0	100	100	
②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]						
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )		-	91.3	90.7	94.4	100
浮遊粒子状物質(SPM)			93.7	92.8	88.6	100
光化学オキシダント	0.0		3.7	3.3	100	
酸化いおう(SO <sub>2</sub> )	100		100.0	100	100	
一酸化炭素(CO)	100		100.0	100	100	
③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]						
二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )	-	85.1	83.7	90.6	100	
浮遊粒子状物質(SPM)		92.8	92.1	92.5	100	

## 〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①③大気汚染に係る環境基準について(昭和48年環告25)
- ①～③二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年環告38)
- ①ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について(平成9年環告4)
- ①中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第7次答申)」(平成15年7月)
- ①中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第8次答申)」(平成18年11月)

## 達成目標【大気生活環境の保全】

指標名	基準値	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①騒音に係る環境基準達成率(一般地域)[%]	-	77.8	79.3	80.9	100
②騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)[達成割合(%)/ (評価対象:千戸)]	-	84.4/2,914	85.4/3,292	88.0/3,861	100 (H21年度)
③航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)[%]	-	73.2	71.6	73.8	100
④新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)[%]	-	38.5	41.4	42.2	100

## 〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①②騒音に係る環境基準について(平成10年環告64)
- ③航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環告154)
- ④新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環告46)

達成目標【水環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①健康項目基準達成率[%]	-	99.1	99.3	99.1	100
②生活環境項目(BOD/COD)基準達成率[%]	-	83.4	86.3	85.6	100
③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]		別記のとおり			
④瀬戸内海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順) [%]	-	74/97	70/95	77/95	100/100 (各年度)
⑤瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順) [%]	-	74/98	71/95	78/97	100/100 (各年度)
⑥大阪湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順) [%]	-	67/67	67/100	67/67	100/100 (各年度)
⑦東京湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順) [%]	-	63/67	68/67	63/67	100/100 (各年度)
⑧伊勢湾における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順) [%]	-	50/71	44/43	56/57	100/100 (各年度)
⑨有明海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順) [%]	-	87/60	87/40	80/40	100/100 (各年度)
⑩八代海における水質環境基準の達成率(COD、全窒素・全燐の順) [%]	-	64/100	64/100	86/75	100/100 (各年度)
⑪東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海における汚濁負荷量(COD、全窒素、全燐の順) [ト/日]		(H11年度)	(H16年度)		(H21年度)
		1,140	958.0	-	897.0
		993	813.0	-	787.0
		76.7	56.7	-	53.0
⑫赤潮の発生件数(瀬戸内海・有明海・八代海の順) [件]	-	115/35/16	94/29/15	99/41/24	-
⑬地下水基準達成率[%]	-	93.7	93.2	93.0	100
⑭年間2cm以上の地盤沈下面積[km <sup>2</sup> ]	-	4.0	17.0	72.0	-
⑮湧水の把握件数[件]	-	-	-	12,820	-

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ③湖沼水質保全特別措置法に基づく各指定湖沼の湖沼水質保全計画
- ⑪水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針
- ⑯排水基準違反はゼロが望ましい
- ⑰底質対策の着手が100%となり、かつ全て完了することが望ましい

別記

③各湖沼水質保全計画に定める目標値[mg/ℓ]

		基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (目標年度) H22年度	
霞ヶ浦	西浦	COD	-	8.9	9.3	9.7	8.2
		T-N	-	1.1	0.99	1.1	0.92
		T-P	-	0.1	0.1	0.1	0.1
	北浦	COD	-	8.1	9.4	9.8	7.6
		T-N	-	1.1	0.93	1.2	0.86
		T-P	-	0.092	0.1	0.13	0.09
	常陸利根川	COD	-	7.9	8.9	9.6	7.4
		T-N	-	1.0	0.83	1.1	0.84
		T-P	-	0.093	0.096	0.11	0.074

印旛沼		COD	-	9.6	10.0	12.0	8.9
		T-N	-	2.9	3.0	2.4	2.7
		T-P	-	0.11	0.12	0.14	0.1
手賀沼		COD	-	9.3	9.6	9.7	8.5
		T-N	-	2.8	2.9	2.5	2.6
		T-P	-	0.17	0.15	0.16	0.15
琵琶湖	北湖	COD	-	3.0	2.5	2.9	2.9
		T-N	-	0.3	0.29	0.27	0.3
		T-P	-	0.007	0.006	0.006	-
	南湖	COD	-	4.2	3.7	4.3	4.2
		T-N	-	0.36	0.31	0.31	0.33
		T-P	-	0.018	0.015	0.015	0.018
児島湖		COD	-	8.3	8.0	7.9	7.5
		T-N	-	1.3	1.3	1.3	1.2
		T-P	-	0.19	0.2	0.21	0.17
諏訪湖		COD	-	7.3	7.4	6.2	4.8
		T-N	-	0.69	0.71	0.73	0.65
		T-P	-	0.053	0.043	0.041	現状維持
釜房ダム貯水池		COD	-	2.7	2.6	2.2	2.5
		T-N	-	0.61	0.66	0.51	0.6
		T-P	-	0.19	0.018	0.014	0.016
中海		COD	-	5.3	5.9	5.6	4.6
		T-N	-	0.42	0.44	0.41	0.5
		T-P	-	0.039	0.044	0.048	0.048
宍道湖		COD	-	4.9	4.8	6.2	4.5
		T-N	-	0.54	0.51	0.5	0.44
		T-P	-	0.039	0.04	0.053	0.043
野尻湖		COD	-	1.7	1.8	2.0	1.5
		T-P	-	0.005	0.005	0.007	0.005
八郎潟	調整池・東部承水路	COD	-	8.1	10.0	8.1	9.4
		T-N	-	0.98	0.71	1.2	0.93
		T-P	-	0.081	0.09	0.097	0.067
	西部承水路	COD	-	12.0	12.0	9.5	9.5
		T-N	-	1.5	0.81	1.1	1.4
		T-P	-	0.091	0.064	0.0064	0.077

達成目標【土壌環境の保全】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①農用地土壌汚染対策地域の指定解除率[%]	-	85	85	85	100
②土壌汚染対策法に基づく、措置の必要な指定区域における措置等の実施率[%]	-	100	100	100	100
③ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定解除率[%]	-	50	60	80	100

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
- ②土壌汚染対策法
- ③ダイオキシン類対策特別措置法

達成目標【ダイオキシン類・農薬対策】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
-----	-------------	-------	-------	-------	-------------

①ダイオキシン類排出総量削減率 (H15年比(H15年以前はH9年比)) [%]	372~400g- TEQ/年 (H15)	13	20	23	約15 (H22年)
②ダイオキシン類に係る環境基準達成率[%]					
大気	-	99.9	100	100	100
公共用水域水質		98.0	97.9	97.5	100
公共用水域底質		99.6	99.7	99.5	100
地下水質		100	99.9	99.7	100
土壌		99.8	100	100	100
③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定農薬数[剤数]	0 (H17年)	0	1	17	300 (H22年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①わが国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
- ③新たな水産動植物の被害防止に係る登録保留基準(平成17年4月施行)

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	廃棄物・リサイクル対策の推進		評価方式	実績	番号	4
歳出予算額（千円）	19年度	20年度		21年度		22年度要求額
（ 当 初 ）	93,508,028	87,890,624		81,007,041		68,193,422
（ 補 正 後 ）	93,508,028	98,617,822		83,049,209		
前年度繰越額（千円）	33,086,929	34,258,746				
予備費使用額（千円）	3,666,379	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	130,261,336	132,876,568				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	88,701,783	68,521,735				
翌年度繰越額（千円）	34,258,746	34,272,060				
不用額（千円）	7,300,807	30,082,773				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						

<p>政策評価結果を受けて改善すべき点</p>	<p>—</p>
<p>評価結果の予算要求等への反映状況</p>	<p>政策評価結果を踏まえ、平成22年度においては、以下について重点的に施策を講じていくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・循環資源全体の再生利用率の大幅な向上を目指した戦略を策定し、事業者連携などにより、3Rの高度化や低炭素化を支える意欲と能力のある事業者の取組を支援する。</li> <li>また、一層のリユース・リデュースを推進する。そのため、リユースビジネスの一層の活性化・透明化や食品廃棄物の発生抑制等に取り組む。</li> <li>さらに、自動車リサイクル制度の点検と改善、レアメタルリサイクルの在り方の検討、容器包装リサイクルの高度化や使用済家電の処理の適正化等個別制度の高度化などを進める。</li> <li>・地域における循環型社会づくりを総合的に推進するため、廃棄物処理施設・リサイクル施設の整備を推進するとともに、効果的、効率的な地域循環圏を形成する取組を支援する。また、経済的インセンティブを活用した3R促進のための調査検討や、高効率ごみ発電等の導入促進など、低炭素社会の構築にも貢献する循環型社会づくりを進める。</li> <li>一方、現在では、様々な循環資源がアジア各国間で行き交っている。その循環が適切かつ安定的なものとなるよう、不適正な輸出入の防止や各国での循環型社会構築に向けた取組等をアジア諸国と協力しつつ進めていく。また、し尿処理技術の国際的な普及を図っていく。</li> <li>・産業廃棄物の不適正処理をなくしていくため、廃棄物処理の適正化・合理化を進めていく。また、PCBをはじめ、過去の負の遺産の処理や不法投棄対策等を引き続き進める。さらに、ライフサイクル全体での有害廃棄物の発生抑制・適正処理を進める。</li> <li>・費用対効果の高い汚水処理施設である浄化槽の整備を一層促進するため、単独浄化槽集中転換事業などの先進的モデル事業に対する支援（助成率1/2）を充実するとともに、市町村による浄化槽整備区域の積極的な設定を支援する。</li> </ul> <p><b>【新規要求事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○未利用循環資源の活用戦略策定事業</li> <li>○産業廃棄物処理業経営基盤安定化・振興対策検討費</li> <li>○自動車リサイクル推進事業費</li> <li>○アジア3R事業化・制度化モデル事業推進費</li> <li>○持続可能な資源利用に関するアジア太平洋地域共同研究拠出金</li> <li>○国連廃棄物リサイクル会議開催経費</li> <li>○移動式廃棄物処理施設に係る基準設定検討事業</li> <li>○処理困難なPCB廃棄物の適正処理モデル事業</li> <li>○浄化槽整備区域設定支援事業費</li> </ul>

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		廃棄物・リサイクル対策の推進				番号	4		(千円)
	予 算 科 目								政策評価結果等 による見直し額
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	環境本省	廃棄物・リサイクル対策推進費	廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費	7,811,839	8,150,220	△347,723
	A	2	一般	環境本省	廃棄物処理施設整備費	廃棄物処理施設整備に必要な経費	73,146,000	59,994,000	
	A	3	一般	地方環境事務所	地方環境対策費	廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費	49,202	49,202	
	A	4							
	小計							81,007,041	68,193,422
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1					<	>	>
	C	2					<	>	>
	C	3					<	>	>
	C	4					<	>	>
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1					<	>	>
	D	2					<	>	>
	D	3					<	>	>
	D	4					<	>	>
	小計								
合計							81,007,041	68,193,422	

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	廃棄物・リサイクル対策の推進					番号	4		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業費	A	1	19,026	1,399	△ 17,627	△ 17,627		△ 17,627	執行状況を踏まえ、減額要求を行った。
容器包装リサイクル推進事業費のうち リユース・リサイクルに伴う 環境負荷等分析調査	A	1	14,179		△ 14,179	△ 14,179		△ 14,179	事業内容を見直し、予算要求を行わないこととした。
容器包装リサイクル推進事業費のうち 「レジ袋No!No!国民運動」の全国展開	A	1	10,859		△ 10,859	△ 10,859		△ 10,859	事業内容を見直し、予算要求を行わないこととした。
資源の有効利用促進に係る適正化事業費のうち 自動車用バッテリー回収・リサイクル推進事務費	A	1	11,080		△ 11,080	△ 11,080		△ 11,080	事業内容を見直し、予算要求を行わないこととした。
食品リサイクル推進事業費のうち 定期報告データの整理、分析事業	A	1	1,096		△ 1,096	△ 1,096		△ 1,096	事業内容を見直し、予算要求を行わないこととした。
建設リサイクル推進事業費のうち 電子マニフェストモデル事業	A	1	15,070		△ 15,070	△ 15,070		△ 15,070	事業内容を見直し、予算要求を行わないこととした。
浄化槽指導普及事業費のうち 災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの作成	A	1	5,583		△ 5,583	△ 5,583		△ 5,583	事業内容を見直し、予算要求を行わないこととした。
安心・安全な最終処分場の計画的確保事業	A	1	6,894	26,322	19,428	△ 6,894		△ 6,894	安定型廃棄物の排出状況等の将来予測事業は平成21年度で終了し、来年度からは、安定型最終処分場に係る技術上の基準改正や付着物の簡易測定調査、環境基準改定を踏まえた最終処分場排水基準改定の検討調査を行うこととしているため、19,428千円増として要求した。

事務事業名	整理番号		予算額(千円)			見直し額(A)			政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減	(B)+(C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	
I Tを活用した循環型地域づくり基盤整備事業	A	1	159,040	161,323	2,283	△ 151,435		△ 151,435	平成21年度は電子マニフェスト使用増加に伴うシステムの設計及び改修を行ったが、平成22年度では、その事業を終了させることにより、要求額を減額した。
産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業費	A	1	5,594	12,605	7,011	△ 5,594		△ 5,594	事業内容を見直し、予算要求を行わないこととした。
廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	A	1	333,533	225,227	△ 108,306	△ 108,306		△ 108,306	20年度執行実績を踏まえ、モデル事業の実証地域数を4地域から3地域に見直すことにより、要求額を減額した。
合計						△ 347,723		△ 347,723	

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部署名：者(連絡先)：廃棄物・リサイクル対策部

政策名	廃棄物・リサイクル対策の推進	番号	④
政策の概要	<p>廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。</p>		
	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価）</p> <p>【国内及び国際的な循環型社会の構築】</p> <p>○循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標（資源生産性、循環利用率、最終処分量）については、着実な進展が見られ、目標達成に向け期待どおりの成果が得られている。平成20年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画の第1回点検の重点的検討事項として、3つの社会（循環型社会、低炭素社会、自然共生社会）の総合的取組の状況、地域循環圏の形成やリデュース・リユースの推進に向けた取組状況、国際的な循環型社会の構築に向けた取組状況、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、計画の進捗状況などとともに、点検を行った。</p> <p>○国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、2008年に日本で開催されたG8環境大臣会合において、G8各国が取り組む行動を具体的に掲げた「神戸3R行動計画」が我が国のリードにより合意され、G8北海道洞爺湖サミットでも支持された。また、日本として「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を公表し、両計画に基づき「アジア3Rハイレベルセミナー」の開催など、アジアでの循環型社会構築を支援する取組を積極的に進めているところ。これらの取組によって2004年から開始された3Rイニシアティブが大きく前進した。</p> <p>○さらに、平成19年に設立されたUNEPの「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（以下「UNEPパネル」という。）に対して平成20年度より資金拠出を行うとともに、21年3月にはアジア各国の政策責任者とUNEPパネルメンバーの参加による「持続可能な資源管理に関するアジア地域セミナー」を開催するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、目標設定に向け期待通りの成果が得られた。</p> <p>【循環資源の適正な3Rの推進】</p> <p>○容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は着実に増加しており、これに伴い分別収集量も増加している。</p> <p>○家電リサイクル法については、再商品化等の基準を大幅に超えた高度な再商品化が実施されている。さらに、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加する（液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）とともに、再商品化等の基準を見直すなど、同法施行令について所要の改正を行った。</p> <p>○食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は9件、再生利用事業者の登録件数は145件に増加した。</p> <p>○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っており、木材については平成22年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。</p> <p>○資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】</p> <p>○一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成12年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから、目標達成に向けて着実に進展した。</p> <p>【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】</p> <p>○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ672件増加し、2,081件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約9%から約14%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け一定の成果が得られた。</p> <p>【廃棄物の不法投棄の防止等】</p> <p>○不法投棄等の対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて着実に進展している。</p> <p>○国際的な循環型社会形成については、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワーク</p>		

ショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等  
など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○浄化槽処理人口普及率については、平成24年度に12%という目標（廃棄物処理施設整備計画）の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、平成15年度から平成19年度までの推移を見ると、8.12%から8.82%へと向上しているとともに、浄化槽設置基数は平成15年度から平成19年度の5年間で60万基以上増加しており、生活排水対策が着実に進展しているといえる。

○また、平成20年10月に政府与党で決定した第2次緊急経済対策「生活対策」において、市町村の浄化槽整備事業に対する助成事業（地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業）に対する国の助成率を2分の1に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている

（必要性）

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の経済社会活動を循環型に変えていくことが必要である。

○「第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）」に基づく各種施策を推進しつつ、進捗状況や目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図ることが必要である。また、3Rの推進と適正処理の実施など、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統合的に進めることが必要である。

○また、世界的な経済危機に伴う資源需要の変動、中長期的に予想される資源制約に適切に対応していくためには、国際的な連携と協力をさらに進めることにより、3Rの推進等を通じた循環型社会の形成を国際的に推進する必要がある。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物及び建設廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。個別のリサイクル法については、以下のとおりである。

・容器包装リサイクル法については、一般家庭から排出される廃棄物のうち容積比で約6割を占める容器包装廃棄物を削減し、家庭から排出される廃棄物の削減に資するとともに、資源の有効利用を促進するために法の適切な運用が必要である。

・使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車リサイクル法の適正な施行を推進することが必要である。

・食品リサイクルについては、多量発生事業者に係る定期の報告や食品関連事業者の再生利用等の取組の円滑化を促進するため、関係者に対しての普及啓発等を行う必要がある。

・国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、使用済小型家電からのレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要である。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。

○大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。

○このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。

○国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。

○また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成19年6月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。

○平成18年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度（平成2年度）に比べ、約2割増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○産業廃棄物については、平成18年度における排出量は418百万トンであり、基準年と比べるとほぼ横ばい（基準年の約2%増）である。また、再生利用率は約0.6ポイント減の51.3%

（目標値47%以上）と減少したものの高水準を維持しており、最終処分量についても22百万トン（目標値30百万トン以下）と順調に減少している。以上の指標の基準値、経年変化、目標年及び目標値を総合的に勘案すれば、着実に目標達成に向け概ね進展しているが、引き結

き発生抑制に取り組んでいく必要がある。

○廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。

○これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を構築する基盤となる。

○また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのあるPCB廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国としてPCB廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。

○産業廃棄物の適正処理を行うために必要な施設である最終処分場について、その基準のあり方を検討し、安全・安心な最終処分場を確保していくことが必要である。

#### 【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の不適正処分や不正輸出入は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。現在の状況としては、種々の施策を講じた結果、新規発覚の件数及び投棄量は減少しているが、依然として不法投棄等の撲滅には至っておらず、今後も撲滅に向けた未然防止・拡大防止対策の強化が必要である。

○循環型社会の形成に当たっての前提となる廃棄物の適正処理の確保に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。

○廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。

#### 【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○人間が活動する上で発生する生活排水は、適切に処理しなければ、水環境の保全及び公衆衛生上問題が発生するおそれがある。こうした汚水処理施設は浄化槽や下水道等があり、それぞれの長所を活かした整備を進めるよう3省合同通知を发出している。特に、浄化槽の整備においては人口散在地において効率的な整備が可能とされている。

○浄化槽ビジョンや廃棄物処理施設整備計画において、単独処理から合併処理浄化槽への転換等を含めた浄化槽の面的整備の必要性が示されている。

#### (効率性)

#### 【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。

○国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるように対象を絞って効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表、地方環境事務所による説明会により施策の状況を国民に紹介している。

○アジア等における3Rの推進に関しては、国連環境計画等の国際機関が実施する活動との連携・協力を図っているほか、我が国の関連学界、団体等の知見・経験・人材を活用して、効率的に推進している。

#### 【循環資源の適正な3Rの推進】

○環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。

○施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。

○地方環境事務所と連携することにより、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。実際に、家電リサイクル法に基づき、地方環境事務所は、495件の立入検査を行行い、うち1件について嚴重注意を行った（平成20年度）。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の監視・指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。平成20年度の自動車リサイクル法に基づく立入検査は212件であった。

#### 【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。

○循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供し、その普及を進めているところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。

○廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。

#### 【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及びPCB処理施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。

○その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の不適正処分によって生じた生活環境保全上の支障の除去等を行うには、巨額の費用（例えば、豊島の事案であれば約490億円、青森・岩手県境の事案であれば約650億円が見積もられている）が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、早期発見・早期対応及び、未然防止・拡大防止対策を重点化していくことが効率的である。

○不法輸出入等は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており（例えば、平成16年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止）、そのような事態を避けるためにも、水際で不法輸出入防止対策を講ずることは効率的。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方環境事務所を活用して迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○浄化槽の整備については、中山間地域等、他の污水处理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。

○これまで污水处理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多いと考えられる。

○浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。

○浄化槽市町村整備推進事業（PFI事業）においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している

（有効性）

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○平成18年度における資源生産性及び循環利用率が平成12年度に比べてそれぞれ約33%及び約2.6ポイント上昇するとともに、最終処分量は平成12年度と比べ約49%減少しており、循環型社会の構築という目標に向けて進展している。

○循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた進捗を定量的に把握するとともに、その要因を解析することで、具体的な施策への反映も可能となっている。こうした結果は年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには環境・循環型社会白書として環境省ホームページに公表している。

○循環型社会形成基本計画の見直しにおいて、土石系資源投入量を除いた資源生産性及び廃棄物分野の温室効果ガス排出削減対策などの補助指標や化石系資源に関する資源生産性及びバイオマス系資源投入率などの推移をモニターする指標の充実を図ったことにより、循環型社会の形成に関する詳細なデータ把握が可能となり、循環型社会の形成に向けた進捗状況を的確に反映させることが可能となった。

○3Rイニシアティブを展開するため、我が国の知見・経験を活用し、アジア各国における3R推進のための国別戦略の策定支援（タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア）、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備等の支援を行い、G8各国はもとより、アジア等の途上国において、情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上の取組が進展している。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○容器包装リサイクル法の施行以降、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では約125万トン（平成9年度）から約282万トン（平成19年度）に増加している。また、個々の特定事業者においては、ペットボトルの薄肉化等により容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっている。さらに、3R推進マイスター制度や表彰制度の活用により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組や地域における連携・協働の取組が進展した。

○家電リサイクル法について、平成20年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は12,899千台（前年度比約6.6%増）であり、法施行5年目も全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。

○食品リサイクル法について、「食品リサイクル制度における登録再生利用事業者制度の説明、リサイクルループの事例紹介及び再生利用施設の現場見学に関する地域別説明会」を全国9箇所で開催し、再生利用事業者等に対し、普及啓発を行うことにより、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数や再生利用事業者の登録件数が増加した。

○建設リサイクル法について、平成20年12月の第7回合同会合で、建設リサイクルにおける視(み)える化などを内容とするとりまとめをまとめた。

○自動車リサイクル法について、自動車破砕残さ及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率（平成20年度）はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。

○資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率（平成19年度）についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。

○レアメタルのリサイクルについて、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置し、平成20年12月より会合を計3回開催したほか、全国3地域で使用済小型家電の回収モデル事業を実施するなど、検討を進めている。

○施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○一般廃棄物（ごみ）の排出量は、総量及び国民1人当たりの排出量ともに平成12年度以降減少する傾向（平成18年度は前年度に比べ、それぞれ70万ト、15g/日減少）にある。

○一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加（平成18年度は前年度に比べ、0.6%増加）しており、今後各種リサイクル法に基づく取組や生ごみ等の廃棄物系バイオマスの利活用の推進により、更に増加することが予想される。

○一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少（平成18年度は前年度に比べ、52万ト減少）しているが、残余容量は約260万m<sup>3</sup>減少しており、地域によっては最終処分場が逼迫している場合があることから、市町村は一般廃棄物処理の3R化を進める必要がある。

○一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成12年9月策定の目標が達成されたことを受け、17年6月に22年末の新たな削減目標値（51g-TEQ）を定めたところであり、ごみ処理の広域化の推進等により19年（19年4月1日から20年3月31日まで）も18年に比べ排出量を2g-TEQ削減した。

○ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向にとどまっており、平成18年度は前年度に比べ、約5%の増加にとどまっている。温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標（2,500MW）を設定した。

○一般廃棄物処理施設等については、平成17年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域のかつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成20年度には、新たに51の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。

○法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減しており、平成19年度においては前年度の排出量より4g-TEQ削減した。

○PCB廃棄物の処理については、北九州市、豊田市、東京都、大阪市、室蘭市における処理施設の立地及び全国的な処理体制の整備が完了し、処理を開始しており、平成28年7月までに処理完了という目標達成に向け、着実に処理を行っている。なお、これまでの処理量は平成17年度が2,800台、平成18年度が5,024台である。

○石綿含有廃棄物の処理については、平成18年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。

○法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の対策として、①地域における意識の向上、②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成16年度に策定している。このほか、廃掃法の改正や排出事業者責任の強化等も行っており、その結果、平成19年度の新たな不法投棄件数は382件、投棄量は10.2万トンであり、不法投棄件数及び投機量とも目標値（基準年の値をおおむね半減）を達成した。

○平成16年6月の不法投棄撲滅アクションプランに基づき不法投棄ホットラインを設けて不法投棄に関する国民からの情報を受け付けており、平成20年度末時点までの通報受付件数は約1,000件であった（うち対応が必要な約500件は自治体に連絡し、現地確認等の対応を依頼した）。寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。

○不法投棄等の撲滅に向けた対策として、平成19年度より、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、自治体や市民等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止・拡大防止対策を実施して、不法投棄等の撲滅を目指している（平成20年度のウィーク期間中に国と自治体等が連携して実施した事業は67事業）。

○都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成10年6月17日以降に不法投棄等の不適正処分された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進基金の補助により、平成19年度末までに支障の除去等を行った都道府県等に対して、延べ72件の事案の代執行経費の支援を行った。平成10年6月16日以前に不法投棄等の不適正処分された事案に関しては、平成15年6月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成20年度末までに12事案について都道府県等が定めた実施計画に環境大臣が同意し、都道府県等への支援を実施している。

○廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施（全国11カ所開催）、事前相談の実施（約1,200件）、立入検査等（約140件）により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。

○アジア地域における情報交換体制（ネットワーク）の構築を進め、アジア各国の「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」担当者によるワークショップの開催（第5回）及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の定期的な情報交換により、有害廃棄物の不法輸出入を抑制した。

政府間の目標的は情報交換により、有害廃棄物の不法輸出を抑制した。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の推移から、生活排水が適正に処理され、健全な水循環が確保されるものと考えられる。

○市町村設置事業への支援の拡大等をおこなった。その結果、平成19年度末の浄化槽の普及率（浄化槽普及人口の総人口に対する割合）は8.82%となっており、前年度より上昇した。

（反映の方向性）

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○低炭素社会への取組との連携指標、隠れたフロー・関与物質総量、産業分野別の資源生産性等、循環型社会形成のための指標及び数値目標に関する総合調査を実施するとともに、統計の精度向上と速報化を進め、京都議定書目標達成計画廃棄物部門排出量の数値に的確に反映させるとともに、地球環境問題や途上国の経済成長に伴う資源の逼迫等の問題に対応して、我が国全体の資源生産性を高め、資源を無駄なく繰り返し活用する循環型社会を構築するために、地球温暖化対策や生物多様性保全対策との連携を強化する。

また、3Rを進展させるため、地域の実情に根ざしたコミュニティビジネスなど、循環ビジネスの先進的な取組を支援するとともに、循環資源の特性等に応じた地域循環圏構築のための計画づくりを、関係省庁、地方自治体等の関係主体の協働により進め、低炭素かつ循環型の経済社会システムを構築し、地域の活性化も図る。

さらに、リデュース、リユースについての定量的な目標設定とそれを達成するためのシステムづくりについて検討を行うとともに、人材育成、優良事例支援、普及啓発などの取組を広げていくことを通じて、3Rの取組を一層推進する。

○アジアにおける循環型社会の構築に向けて、国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、平成21年に設立が予定されている「アジア3R推進フォーラム」をはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、各国における3R政策の戦略的・計画的な推進を支援する。具体的には、政策対話を通じて3R政策の優先順位を高めるとともに、3Rの優良事例を各国で創出していく。また、科学的知見・経験の交流、対策能力向上、コベネフィットの追求、不法輸出入防止などの分野での協力を進め、我が国としてリーダーシップを発揮していく。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○容器包装リサイクルについては、容器包装の排出抑制等についての先進的な取組について表彰制度やモデル事業として支援するとともに、容器包装のリユースの促進について検討を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20年12月の取りまとめを踏まえた見直しを行う。自動車リサイクルについては、引き続き制度の見直しの検討を行う。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を行う。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○一般廃棄物について、バイオマス利用や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、対炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マネーの普及等をより推進するために、引き続き、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB汚染物処理施設の整備推進等のPCB廃棄物処理推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の対策については、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。

また、不法投棄等の不適正処分の早期発見・早期対応、未然防止・拡大防止対策を強化するため、衛星画像を活用した取組等を推進する。

○製品の製造・使用段階を含めた有害廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクル

マネジメントによる取組を推進する。  
 ○国際的な循環型社会の形成に向け、アジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化と適切な国際資源循環の確保を図る。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備など、先駆的な取り組みを行う自治体について、国の助成率を2分の1に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っていく。  
 ○浄化槽シンポジウム、ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

政策に関する評価  
 結果の概要と達成  
 すべき目標等

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
			別紙のとおり					

関係する施政方針  
 演説等内閣の重  
 要政策(主なもの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

## 達成目標【国内及び国際的な循環型社会の構築】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①資源生産性[万円/ト]	約26 (H12年度)	約33	約35	調査中	42 (H27年度)
②循環利用率[%]	約10 (H12年度)	約12	約13	調査中	14~15 (H27年度)
③最終処分量[百万ト]	約56 (H12年度)	約32	約29	調査中	23 (H27年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○第二次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)

## 達成目標【循環資源の適正な3Rの推進】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ト]					
無色のガラス製容器	-	342	339	332	356(計画値) (H24年度)
茶色のガラス製容器		293	292	291	307(計画値) (H24年度)
その他の色のガラス製容器		174	181	186	184(計画値) (H24年度)
紙製容器包装		71	82	83	171(計画値) (H24年度)
ペットボトル		252	268	283	340(計画値) (H24年度)
プラスチック製容器包装		559	609	644	1,004(計画値) (H24年度)
スチール製容器		330	305	275	307(計画値) (H24年度)
アルミ製容器		140	134	126	152(計画値) (H24年度)
段ボール製容器		555	584	583	781(計画値) (H24年度)
飲料用紙製容器		16	16	17	28(計画値) (H24年度)
②家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率[%]					
家庭用エアコン	-	84	86	87	60(各年度)
テレビ		77	77	86	55(各年度)
冷蔵庫・冷凍庫		66	71	73	50(各年度)
洗濯機		75	79	82	50(各年度)
③食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]					
食品製造業	-	81	81	81	85(H24年)
食品卸売業		61	62	62	70(H24年)
食品小売業		31	35	35	45(H24年)
外食産業		21	22	22	40(H24年)
④建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%]					
コンクリート塊	-	98	-	-	95(H22年)
アスファルト・コンクリート塊		99	-	-	95(H22年)
建設発生木材		91	-	-	95(H22年)
⑤資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率[%]					
デスクトップパソコン	-	75.2	76.0	75.1	50(各年度)
ノートブックパソコン		53.2	54.7	53.7	20(各年度)
ブラウン管式表示装置		76.9	75.8	78.1	55(各年度)

液晶式表示装置	-	66.3	68.9	70.7	55(各年度)
ニカド電池	-	73.2	73.3	73.5	60(各年度)
ニッケル水素電池	-	76.5	76.6	76.6	55(各年度)
リチウムイオン電池	-	63	62.2	64.1	30(各年度)
小形制御弁式鉛蓄電池	-	50.0	50.0	50.0	50(各年度)
⑥自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率[%]					
自動車破砕残さ	-	48.0~70.0	63.7~75.0	64.2~78.0	30(各年度)
ガス発生器(エアバッグ類)	-	93.0~94.7	93.5~95.1	92.0~94.7	85(各年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①、⑦容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- ②特定家庭用機器再商品化法施行令
- ③食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針
- ④特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針
- ⑤パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令
- ⑥使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則

達成目標【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

指標名	基準値(年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(年度)
①一般廃棄物の排出量[百万トン] (国民1人当たり[g/日])	52 (H19年度)	53(1,131)	52(1,116)	調査中	50 (H24年度)
②一般廃棄物のリサイクル率[%]	20 (H19年度)	19	20	調査中	25 (H24年度)
③一般廃棄物の最終処分量[百万トン]	12 (H9年度)	7.3	6.8	調査中	6.4 (H22年度)
④一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]	71 (H15年度)	62	54	52	51 (H22年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①~②廃棄物処理施設整備計画
- ③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画

達成目標【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

指標名	基準値(年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値(年度)
①産業廃棄物の排出量[百万トン]	410 (H9年度)	422	418	-	458 (H22年度)
②産業廃棄物のリサイクル(再生利用率)率[%]	41 (H9年度)	51.9	51.3	-	47 (H22年度)
③産業廃棄物の最終処分量[百万トン]	66 (H9年度)	24	22	-	30 (H22年度)
④産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]	1,505 (H9年度)	73	62	58	50 (H22年)
⑤高圧トランス等(PCB廃棄物)の保管量[万台]	24 (H13年度)	調査中	調査中	調査中	0 (H28年)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

- ①~③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画
- ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

達成目標【廃棄物の不法投棄の防止等】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
①産業廃棄物の不法投棄件数 [件]	1,049 (H11年 度)	558	554	382	H11年度に 対し概ね半 減 (H22年度)
②産業廃棄物の不法投棄量[百万 トン]	43.3 (H11年 度)	17.2	13.1	10.2	
③5,000トンを超える産業廃棄物の 不法投棄件数[件]	(H11年 度)	7	4	2	0 (H21年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○①～③不法投棄撲滅アクションプラン

達成目標【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

指標名	基準値 (年度)	H17年度	H18年度	H19年度	目標値 (年度)
浄化槽処理人口普及率[%]	8.82 (H19年度)	8.37	8.6	8.77	12 (H24年度)

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○廃棄物処理施設整備計画(平成20年3月25日閣議決定)

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	生物多様性の保全と自然との共生の推進		評価方式	総合 <del>実績</del> ・事業	番号	⑤
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	16,609,608	15,836,610	15,613,170	19,655,569		
（ 補 正 後 ）	16,609,608	17,866,661	24,391,940			
前年度繰越額（千円）	2,724,656	2,353,611				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	19,334,264	20,220,273				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	15,922,486	14,445,499				
翌年度繰越額（千円）	2,353,611	4,480,149				
不用額（千円）	1,058,167	1,294,625				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別表②別紙のとおり					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	<p>政策評価結果を受けて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○我が国の生物多様性の総合評価の推進</li> <li>○生物多様性条約第10回締約国会議の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国との連携の強化</li> <li>○国立・国定公園等の指定地域の総点検</li> <li>○地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴のさらなる発展</li> <li>○特に保護の優先度が高い種についての詳細な調査</li> <li>○保護増殖事業の着実な推進</li> <li>○野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査の拡大・強化</li> <li>○動物愛護管理法等についての国民への一層の周知、普及啓発</li> <li>○温泉の持続的かつ適正な利用の推進 等を行う。</li> </ul>					
評価結果の予算要求等 への反映状況	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれの多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現するための各種施策を行うとともに必要な人員を配置できるように要求を行う。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	生物多様性の保全と自然との共生の推進				番号	⑤			政策評価結果等による見直し額
							(千円)		
	予 算 科 目								
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額		
対応表において●となっているもの	A	1	一般	環境本省	生物多様性保全等推進費	生物多様性の保全等に必要な経費	3,381,176	7,413,639	-80,112
	A	2	一般	環境本省	環境保全施設整備費	環境保全施設整備に必要な経費	330,553	212,598	-44,846
	A	3	一般	環境本省	自然公園等事業費	自然公園等事業に必要な経費	10,502,310	10,152,497	
	A	4	一般	地方環境事務所	地方環境対策費	生物多様性の保全等に必要な経費	1,399,131	1,876,835	
	小計						15,613,170	19,655,569	-124,958
対応表において◆となっているもの	B	1	一般	〇〇本省	◆◆特別会計へ繰入				
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						〇〇,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	
						<〇〇,〇〇〇> の内数	<〇〇,〇〇〇> の内数		
対応表において○となっているもの	C	1	一般	〇〇本省	〇〇研究費		<	>	
	C	2					<	>	
	C	3					<	>	
	C	4					<	>	
	小計							の内数	の内数
対応表において◇となっているもの	D	1	一般	〇〇本省	独立行政法人■●●運営費		<	>	
	D	2	一般	〇〇本省	独立行政法人■●●施設整備費		<	>	
	D	3					<	>	
	D	4					<	>	
	小計							の内数	の内数
合計						15,613,170	19,655,569	-124,958	
						の内数	の内数		

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	生物多様性の保全と自然との共生の推進			番号	⑤				
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
生物多様性総合評価推進費	A	1	39,603	35,899	▲3,704	▲18,602	▲18,602		政策評価結果をふまえ、事業を見直し、予算の削減を行った。
生物多様性国際対話推進費	A	1	40,000	35,000	▲5,000	▲5,000	▲5,000		政策評価結果をふまえ、事業を見直し、予算の削減を行った。
国立・国定公園総点検事業費	A	1	37,757	41,843	+4,086	▲1,446	▲1,446		国立・国定公園総点検事業費の詳細調査について、政策評価結果を踏まえ、対象の地域数を16地域から15地域に見直した。
広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	A	1	25,905		▲25,905	▲25,905	▲25,905		政策評価結果を踏まえ、業務を見直したことにより業務自体を廃止した。
温泉の保護及び安全・適正利用推進費	A	1	28,029	27,968	▲61	▲61	▲61		政策評価結果を踏まえ、引き続き、温泉の持続的かつ適正な利用を図ることとしており、事業内容を見直した結果、予算の減額要求を行うこととなった。
飼養動物との共生基盤強化事業	A	1	24,953	22,711	▲2,242	▲2,653	▲2,653		政策評価結果を踏まえ、本事業のうち、これまで継続していた特定動物の管理体制強化事業については所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
国立公園等における大型獣との共生推進費	A	1	51,344	106,000	+54,656	▲1,296	▲1,296		政策評価結果を踏まえ、人件費の削減を行った。
特定野生生物保護対策費	A	1	113,925	106,776	▲7,149	▲7,149	▲7,149		政策評価結果を踏まえ、事業の効率化の観点から、事業主体の見直しを行ったことによる削減。
希少猛禽類保護指針策定調査費	A	1	8,604		▲8,604	▲8,604	▲8,604		政策評価結果を踏まえ、「希少猛禽類保護指針策定調査費」については、当初の予定どおり所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
野生鳥獣感染症対策マニュアル策定事業費	A	1	9,396		▲9,396	▲9,396	▲9,396		政策評価結果を踏まえ、「野生鳥獣感染症対策マニュアル策定事業費」については、当初の予定どおり所要の目的を達成したため、予算要求を行わないこととした。
生物多様性センター整備費	A	2	47,901	9,946	▲37,955	▲44,846	▲44,846		政策評価結果をふまえ、事業を見直し、予算の削減を行った。
合計						△ 124,958	△ 124,958		

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部局名：自然環境局

政策名	生物多様性の保全と自然との共生の推進	番号	⑤
政策の概要	<p>生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。</p>		
	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b>  <b>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</b>                      ○第三次生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。                      ○生物多様性条約第10回締約国会議の招致・開催に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進した。  <b>【自然環境の保全・再生】</b>                      ○原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。なお、自然再生推進法については、法施行後5年経過を受けた自然再生事業の進捗状況についての検証結果を踏まえ、平成20年10月に自然再生基本方針の一部変更が閣議決定された。                      ○国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。また、生物多様性基本法の制定（平成20年6月）及び改正自然公園法施行後5年経過した際の見直し規定を踏まえ、中央環境審議会において自然公園法等の見直しを進めていたところ、平成21年2月に同審議会から「自然公園法の施行状況等を踏まえた必要な措置について」答申を受け、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を平成21年3月に閣議決定して、第171回国会に提出した。  <b>【野生生物の保護管理】</b>                      ○レッドリストの第3次見直し作業に着手した。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に9種を追加指定するとともに、生息状況が改善した1種を削除した。さらに、9種について、新たに保護増殖事業計画を策定し、保護増殖事業を推進した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録（4箇所）などの各種施策を推進するとともに、カルタヘナ法施行後5年経過したことから、法律の施行状況の検討を行ったほか、外来生物法に基づき特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を果たした。また、鳥獣保護法に基づく希少鳥獣の見直しや、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査の拡大・強化を行うなど、人と鳥獣の関係の再構築に向けた取組に進展があった。  <b>【動物の愛護及び管理】</b>                      ○動物愛護管理に対する普及啓発の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、動物の遺棄・虐待防止や所有者明示の推進を目的としたポスター等の作成・配布及び動物愛護センター等に収容された犬ねこの殺処分数を減少させていくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。                      ○平成20年6月、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立し、基準規格の検討等、平成21年6月の施行に向けて必要な業務を行い、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。  <b>【自然とのふれあいの推進】</b>                      ○自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、自然とのふれあいの場の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちの育成が図られた。                      ○「エコツーリズム推進法」が平成20年4月に施行され、また、法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が同年6月に閣議決定されたことによりエコツーリズムに関する一定のルールの確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたこととが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。                      ○温泉法施行規則の一部改正や温泉資源の保護に関するガイドラインの策定等により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策、温泉資源保護対策など、温泉行政に関する制度の見直し等について大きな進捗が見られた。                      ○平成20年6月、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立し、基準規格の検討等、平成21年6月の施行に向けて必要な業務を行い、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。</p>		

**(必要性)**

**【基盤的施策の実施及び国際的取組】**

○生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存が確保された「自然と共生する社会」を構築するために、第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月）に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。

○生物多様性の保全は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的連携の強化を図るとともに、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを発揮していく必要がある。

**【自然環境の保全・再生】**

○自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。

○特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されており、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国（環境省）が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。

○生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。

○かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。

**【野生生物の保護管理】**

○野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。

○特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による生態系や農林業等への被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえると、国による当該施策の必要性は高い。

○高病原性鳥インフルエンザについては、家禽や人への感染が懸念され国民生活や産業経済への影響が甚大であることから、国による野生鳥獣の感染症対策実施の必要性は高い。

**【動物の愛護及び管理】**

○都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。

○動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいく必要がある。

○ペットフードの安全性の確保に関しては、これまで規制する法律がなく、問題発生の防止及び問題が発生した場合の迅速な対応のためには法規制が必要である。

**【自然とのふれあいの推進】**

○環境問題への関心の高まりに加え、余暇時間の拡大、都市化や高齢化の進行等により、優れた自然風景や野生生物等とのふれあいを求める国民のニーズが高まっており、これらニーズに対応する施策の必要性は高い。

○自然とのふれあいについては、資源を持続的に保全しつつ、利用の質の向上を図るために行政の継続的な支援や普及・啓発等が不可欠である。今後とも、人材育成や自然体験活動のよりよい手法の模索等、質の高い自然ふれあい活動の提供を行っていくことが必要である。

○利用の基盤となる公益性の高い施設整備を行政が行い、その他の収益性のある事業を民間団体が国等の認可を受けて実施している。また、国立公園の利用拠点等の整備を国が直轄事業として実施し、国定公園の利用拠点等の整備を地方公共団体が実施している。以上の役割分担のもと、行政が担うことが必要な範囲で施設整備を行っている。

○国民の温泉への関心が高まる中、温泉資源保護対策や温泉の掲示内容等に関する多様なニーズへの的確かつ迅速な対応を図ること、また、温泉地を訪れる国民に自然資源である温泉の利用を広く享受させるための基盤を整えるなど、国による施策の必要性は高い。

○国民の安全・安心の確保のため、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止について、国による施策が必要である。

○保護、災害の防止及び適正な利用によって確保される自然資源であり観光資源でもある「温泉」の恵沢は、国民の公共の福祉の増進に寄与するものであり、国が全国的な見地から調査研究を実施する必要がある。

### (効率性)

#### 【基盤的施策の実施及び国際的取組】

○第三次生物多様性国家戦略では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。

#### 【自然環境の保全・再生】

○我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。

○湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていくに当たり、浅海域調査等の科学的な調査結果を活用して、沿岸域などの保全地域以外の湿地等も含めて湿地保全等に係る検討を進めることは効率的かつ効果的である。

○自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を

図っており、効率的に事業を推進している。

○自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO等が主体となった自然再生を効率的に推進している。

#### 【野生生物の保護管理】

○野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。

○特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進により外来生物等の対策の効率性が高まる。

#### 【動物の愛護及び管理】

○動物の愛護と適正な管理について、動物愛護週間中央行事の開催やパンフレットの配布等を環境省（地方環境事務所を含む）、地方公共団体だけでなく、民間団体と連携して行い、また、政府広報やテレビ等の多種の媒体を積極的に活用することで、より多くの国民に向け、効率的に普及啓発を行うよう努めた。

○再飼養支援データベース・ネットワークシステムについては、インターネットを活用し、地方公共団体や民間団体等との役割分担のもと、システムへの参加自治体数の増加を図る等して効率性の向上に努めた。

○「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」は、全国に広く流通するペットフードの安全性を効率的に確保するため、農林水産省と共管とし、両省の地方支分局を活用し運用することとしている。

#### 【自然とのふれあいの推進】

○自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、Webサイトエコツアー総覧のアクセス件数の順調な増加に見られるように情報の提供とサポートの効率性を高めている。

○施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施し、コスト面からも有効性の高い効果がある事業を実施するなど、事業実施に当たっての効率性の向上に努めている。

○温泉行政に関する制度の見直しやわかりやすい掲示方法・掲示内容の検討など国民の温泉に対するニーズの多様化に対応した施策を推進することにより、自然資源である「温泉」を利用した国民保養温泉地等における宿泊利用人員数を維持するとともに、温泉の資源保護、

### (有効性)

#### 【基盤的施策の実施及び国際的取組】

○生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報として、植生、動植物分布、浅海域データ等が着実に蓄積され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的な事業の実施に寄与してきた。

○モニタリングサイトの設定について、平成19年度に目標値を達成した後も、適切な配置に留意し、さらにサイト配置を行い、計1,023サイトを設置するなど、進展があった。

○サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。平成21年1月30日・31日には、東アジア及びオーストラリア各国の渡り鳥の有識者による専門家会合及び国際シンポジウムを福岡県において開催した。本会合及びシンポジウムではガンカモ類及びシギ・チドリ類の現在の生息状況を共有し、より精度の高いデータ収集と情報共有化に向けた課題を抽出して、その解決に向けたアジア地域における国際連携のあり方を探ることができた。

○「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議」を開催（平成20年11月：東京）するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。

○SATOYAMAイニシアティブ国際ワークショップを開催（平成21年3月：東京）するなど、生物多様性条約第10回締約国会議に向け、アジアを中心に農村社会における二次的な自然資源の

持続可能な管理・利用の方法について、情報交換と議論を行った。

○平成20年10月-11月に開催されたラムサール条約第10回締約国会議において決議案「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」を韓国政府と共同で提出し、その採択を実現させ、稲作文化を有する地域に対して生物多様性の保全をアピールした。

【自然環境の保全・再生】

○国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、29地域であり、全地域（57地域）で点検を実施するという目標に対して51%の達成率となっている。達成率が51%にとどまっている原因は、国立公園は土地所有に関係なく指定し、法に基づく各種行為規制を課すことにより、当該地の風致景観を保護する制度であるため、公園計画の点検作業に当たっては、他の公益との調整に多大な時間を要する場合が多く、当初の目標年度までに点検作業を終えることができない場合があるからと考えられる。

○全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始した吉野熊野国立公園の西大台地区において、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を推進した。

○グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実に着実に推進した。

○広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGOなどの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、尾瀬、白山等6つの国立公園で管理運営体制の再構築に向けたモデル的取組を実施した。

○地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットやDVDを作成した。

○海域については、「国立・国定公園海域保全方策検討調査業務」を実施し、自然公園法改正に向けた海域の国立・国定公園の保全及び利用上の課題等を整理し、国立公園として保全すべき海域について検討した。

○世界自然遺産登録の際に受けた勧告に着実に対応した「知床」については、平成20年7月の第32回世界遺産委員会で高い評価を受けた。また、保全管理の拠点施設として知床世界遺産センターを整備し、管理充実に図った。

○里地里山等については、これまで実施してきた里地里山保全・再生モデル事業の成果により、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークの形成が図られた。

○干潟・藻場等の湿地については、干潟の底生生物や藻場の海草の生育状況等の基礎的情報の整備により、干潟、藻場、マングローブ等のタイプごとの保全策の立案に有効な基盤の整備が進められた。

○自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっており、自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来にわたって市民等に活用されることが期待される。

○自然再生推進法の運用を推進することにより、平成20年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計20箇所（20年度単年度に1箇所）設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が

19箇所で策定され、自然再生事業実施計画が17件（20年度単年度に3件）主務大臣に送付されている。

【野生生物の保護管理】

○継続的な調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進歩が見られた。

○国内希少野生動植物種の指定及び削除、保護増殖事業計画の策定、生息域外保全等の保護増殖事業の推進などにより、希少野生動植物の保護施策に進展が見られた。

○鳥獣保護法に基づく希少鳥獣の指定や指定解除等を行うとともに、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」を取りまとめ、全国規模での野鳥のモニタリングを実施するなど野生鳥獣の保護管理上進捗が見られた。

○新たに3箇所の国指定鳥獣保護区を指定するとともに、1箇所の拡大、5箇所の更新を行い、国指定鳥獣保護区箇所数は69となった。目標値に対する達成率は78%となり前年度より向上したものの、目標の達成には到っていない。その原因は、鳥獣保護区は、法に基づく各種行為規制を課すことにより当該地の鳥獣を保護する制度であるため、指定にあたっては、他の公益との調整に多大な時間を要することが多いためと考えられる。

○新たに4箇所のラムサール条約湿地を登録するとともに、1箇所の拡大を行い、渡り鳥の飛来地等の保全に進捗が見られた。

○カルタヘナ法に基づいて遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち競合性、有害物質の産生性、交雑性等の観点から総合的に生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等が生態系を攪乱する等の生物多様性への影響の防止が図られた。

○外来生物法に基づいて、特定外来生物の輸入の制限、早期発見・早期対応、防除（影響緩和）等の対策が進捗し、外来生物による生態系等への被害の防止が図られた。

【動物の愛護及び管理】

○以下の取組を通じ、都道府県等による犬ねこの引取り数の減少傾向を維持する等の成果が得られた。

得つた。

・動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物の遺棄・虐待防止や所有者明示の推進を呼びかけるポスター等を作成、配布することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解の深化を図った。

・都道府県等の動物愛護管理行政担当職員の知識、技能の向上を図ることを目的とした講習会を実施し、「動物適正飼養講習会」には全国から計286名が、「動物適正譲渡講習会」には全国から計176名が参加した。

・都道府県等によって引取り又は収容された犬ねこ等の返還、譲渡の促進を図るため、インターネットを活用したデータベース・ネットワークシステムを運用するとともに、動物適正譲渡講習会の実施、DVD教材等の作成、配布等を行った。

・改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用のため、動物愛護管理基本指針に基づく施策の進捗状況の点検を行うとともに、当該施策の更なる推進に向けた基礎的調査や情報収集等を実施した。

○「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立し、基準規格の設定等ペットフードの安全確保の体制整備を行った。本法案が施行されれば、ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者に対し必要な規制をかけ、ペット（犬及びねこ）の健康を保護することが可能となる。

#### 【自然とのふれあいの推進】

○エコツアー総覧アクセス件数は、順調に増加（H17年度：606,977件 → H20年度：1,282,362件）し、多くの国民に対して情報の提供を行っている。

○自然公園指導員やパークボランティアなど、自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、都道府県等に自然に親しむ期間中の自然とのふれあいの推進を呼びかけ、自然観察会の実施、ホームページやガイドブックでの情報の提供等、自然への理解と関心を高めるための取組を積極的に実施し、自然ふれあい活動に寄与している。

○エコインストラクターの育成やセミナー等の開催を通じ、エコツーリズムの取組を支援し、優れたエコツーリズムが実践される土台づくりに努めている。エコツーリズムの実践により、旅行者や住民の意識が高まり、環境保全はもとより、新たな観光需要を起す観光振興、雇用の確保や経済普及効果による地域振興、環境教育の場としての活用など、様々な効果に寄与している。

○自然公園の利用者数は年間延べ9億人を超えており、安全で快適な利用施設を整備する等の事業は、自然学習・体験に積極的に参加する動機付けとなることから、自然とのふれあいの推進に有効な施策である。

○可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準等を定めた温泉法施行規則の改正等により温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止等が図られ、また、温泉資源の保護に関するガイドラインの策定により温泉資源の保護対策の推進が期待される。現在約170以上の利用がある国民保養温泉地の年間延べ宿泊利用者数の維持・増加を目指し

#### （反映の方向性）

#### 【基盤的施策の実施及び国際的取組】

○第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を推進する。

平成20年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。

○引き続き生物多様性条約第10回締約国会議の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを発揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元（愛知県、名古屋市）との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進める。

○生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成20年6月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を進める。

#### 【自然環境の保全・再生】

○自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。

○世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。

○自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民やNPO等に対する支援の充実を検討する。

○多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、生物多様性の保全と持続的な利活用モデルとして「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に提案する。

○地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。

○国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。

**【野生生物の保護管理】**

- レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。
- トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。
- 鳥獣保護法等に基づく具体的施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を拡大・強化して実施し、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。
- ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。
- 遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。
- 特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。

**【動物の愛護及び管理】**

- 動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向上を図るため講習会を実施する。
- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加（前年度比10増加の70自治体）、システムのより一層の充実（相互リンクの充実等）を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。
- 都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。
- マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。
- ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。
- ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。
- ペットフード安全法施行のための体制整備を行う。

**【自然とのふれあいの推進】**

- パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、子ども達を感じる原体験を始め自然体験の機会や情報を積極的に提供する。
- エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成、全体構想の認定地域に対する重点的広報等を総合的に実施する。
- 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材等の自然素材の活用等にも配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的な推進を図る。
- 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施策を推進する。
- 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査や大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を継続実施する。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
		別紙のとおり						

関係する施政方針 演説等内閣の重 要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

## 達成目標【基盤的施策の実施及び国際的取組】

指標名	基準値	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	(年度)				
(間接指標) モニタリングサイト設置数[箇所]	0 (H14年度)	800	1,016	1,023	1,000 (H19年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○第二次生物多様性国家戦略及び第三次生物多様性国家戦略

## 達成目標【自然環境の保全・再生】

指標名	基準値	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①(間接指標) 国立公園計画の点検実施済地域数[地域]	-	36	34	29	57 (H20年度)
②(間接指標) 自然再生推進法に基づく協議会数[協議会]	-	18	19	20	増加傾向を維持
③(間接指標) 環境省の自然再生事業実施地区数[地区]	-	19	19	19	増加傾向を維持

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○①国立公園の57地域すべてにおいて概ね5年ごとに実施する必要がある。

## 達成目標【野生生物の保護管理】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①(参考指標) 脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数]	-	268 /約1,350	330 /約1450	330 /約1450	-
②(参考指標) 昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数]	-	171 /約30,000	239 /約30000	239 /約30000	-
③(参考指標) 維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数]	-	1,665 /約7,000	1690 /約7000	1690 /約7000	-
④(参考指標) 保護増殖事業計画数[計画]	-	38	38	47	-
⑤(参考指標) 国指定鳥獣保護区指定箇所数[箇所]	60 (H16年度)	66	66	69	88 (H23年度)
⑥(参考指標) 特定外来生物指定種類数	-	83	96	96	-

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○⑤全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域を指定計画に掲げたもの

## 達成目標【動物の愛護及び管理】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
-----	-------------	-------	-------	-------	-------------

(間接)都道府県等による犬ねこの引取り数[頭]	-	374,160	336,349	集計中	減少傾向の維持
-------------------------	---	---------	---------	-----	---------

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○動物の愛護及び管理に関する法律

達成目標【自然とのふれあいの推進】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
エコツアー総覧の年間アクセス件数[件]	-	831,208	871,229	集計中	21年度末時点で17年度比50%増

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	化学物質対策の推進		評価方式	総合 <del>実績</del> 事業	番号	⑥
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	3,642,973	2,517,602	2,401,826	2,372,641		
（ 補 正 後 ）	4,020,069	3,430,659	3,379,246			
前年度繰越額（千円）	2,013,073	378,598				
予備費使用額（千円）	0	36,640				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	6,033,142	3,845,897				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	4,823,458	2,461,386				
翌年度繰越額（千円）	378,598	971,325				
不用額（千円）	831,086	413,186				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査」については22年度から「子どもの健康と環境に関する全国調査」事業を実施するため、当事業を廃止した。</li> <li>・「化学事故総合対策検討調査」については一定の成果が得られたため、21年度限りで業務を終了することとした。</li> </ul>					
評価結果の予算要求等への反映状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「千葉県における事案に係る旧軍毒ガス弾等対策」については、環境省が平成20年度に物理探査等調査を実施し、その結果、掘削・確認が必要な箇所が190箇所判明した。現地における過去の発見事例等を踏まえれば、毒ガス弾等が回収される可能性も見込まれるため、回収された場合において、一時保管及び処理を行うため、新規予算として要求することとした。</li> </ul>					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	化学物質対策の推進					番号	⑥			政策評価結果等 による見直し額
	予 算 科 目							21年度 当初予算額	22年度 要求額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	環境本省	化学物質対策推進費	化学物質対策の推進に必要な経費	2,401,826	2,372,641		△ 244,742
	A	2								
	A	3								
	A	4								
	小計							2,401,826	2,372,641	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1								
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計							000,000 <00,000> の内数	000,000 <00,000> の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >		
	C	2					< >	< >		
	C	3					< >	< >		
	C	4					< >	< >		
	小計							の内数	の内数	
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >		
	D	2					< >	< >		
	D	3					< >	< >		
	D	4					< >	< >		
	小計							の内数	の内数	
合計							2,401,826 の内数	2,372,641 の内数		-244,742

## 政策評価調書（個別票①-3）

## 【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		化学物質対策の推進			番号	⑥			
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 （B）	うち執行状況 の反映による 見直し額 （C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
小児等の脆弱性を考慮したり スク評価検討調査	A	1	192,757		△192,757	△ 192,757	△ 192,757		22年度から「子どもの健康と環境に関する全国調査」事業を実施するため、当事業を廃止した。
化学事故総合対策検討調査	A	1	9,202		△9,202	△ 9,202	△ 9,202		一定の成果が得られたため、21年度限りで業務を終了することとした。
健康に関する調査研究	A	1	242,312	199,529	△ 42,783	△ 42,783	△ 42,783		ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性等については未解明であるため、引き続き調査研究を実施するが、一部単価の見直し等を行い、42,783千円減とした。
合計			444,271	199,529		△ 244,742	△ 244,742		

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部局名：環境保健部

政策名	化学物質対策の推進	番号	⑥
政策の概要	<p>化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。</p>		
	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b>  <b>【環境リスクの評価】</b>                  ○一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、化管法対象物質の見直しの基礎資料など、種々の化学物質施策の策定に活用した。                  ○平成20年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の36物質に対し、33物質の環境リスク等初期評価結果をとりまとめた。なお、他の3物質については、現在実施中の試験等のデータを得た上で評価すべきとされ、平成20年度のとりまとめは見送った。                  ○製品中の有害化学物質モニタリングについては、5物質を選定し、当該物質を含有する蓋然性が高い製品より約100検体について分析を行った。  <b>【環境リスクの管理】</b>                  ○化審法については、同法に基づく新規化学物質の審査及び既存化学物質の点検等を着実に実施し、ほぼ期待通りの成果を得られた。Japanチャレンジプログラムについては平成20年8月に中間評価を行い、「『化学物質の安全性情報を広く国民に発信すること』を達成する上で、全体として適切な枠組みであった」と評価された。本プログラムに基づきスポンサー登録された物質数は95物質であり、目標値の達成に向け、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。スポンサー登録がない物質は引き続き公開し、事業者から申出があった場合はスポンサー登録を行うこととした。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成20年5月に化審法データベース（通称：J-CHECK）を公開した。                  ○化管法については、平成21年2月にPRTRデータの第7回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。また、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会PRTR対象物質等専門委員会合同会合において化管法に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて検討を行い、平成20年7月に答申が出された。○ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量4Pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。  <b>【リスクコミュニケーションの推進】</b>                  ○化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣及び追加募集による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から高い評価を得ている。  <b>【国際協調による取組】</b>                  ○UNEP(国連環境計画)、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)及びOECD(経済協力開発機構)化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。また、POPs(残留性有機汚染物質)モニタリングの推進及び東アジアPOPsモニタリングワークショップの開催、第2回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第1回・第2回GHS日中韓専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換の実施等の成果があった。これらの成果を総合すると、目標達成に向け、期待通りの成果が得られた。  <b>【国内における毒ガス弾等対策】</b>                  ○茨城県神栖市の事案については、有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策を実施するため、地下水処理施設を設置し、平成21年度からの本格稼働に向けた試運転を実施した。                  ○神奈川県平塚市の事案については、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊の処理が平成20年6月に完了し、期待通りの成果が得られた。                  ○ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を実施するなど、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象とした、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。また、「ジフェニルアルシン酸等のリスク評価 中間報告書」(平成20年3月公表)に関して、一般住民向けに、分かりやすい内容のパンフレットを作成し、公表・配布した。                  ○茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業について、見直し期限を迎えたことから、専門家による検討を踏まえ、3年間の事業延長を決定したとともに、新たに小児支援体制整備事業を開始した。                  ○毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、発見現場周辺における物理探査等調査を実施し、地中に砲弾等が存在する可能性が否定できず、掘削確認が必要と判断される地点が190箇所確認されたとともに、掘削確認調査実施に向けた検討を行った。                  ○沖縄県那覇市において 毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け 発見現場</p>		

## 【必要性】

### 【環境リスクの評価】

○一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内の化学物質関連施策担当部局においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。平成20年度は、目標値344物質を達成した。

○環境リスク初期評価（多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価）は、その結果が環境省内関係部署における規制導入などの行政施策に活用されることから、今後もリスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施する必要がある。

○環境リスク初期評価の結果を、国民に対してわかりやすい形で提示する必要がある。

○生態系の保全の観点からは、生態リスク評価の対象生物を拡大する。

○経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大しており、製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにする必要がある。

### 【環境リスクの管理】

○化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。また、既存化学物質については、平成15年の化審法改正時の附帯決議に鑑み、産業界と国が連携し、安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行う必要がある。

○事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づきPRTR制度の円滑な運用並びにPRTRデータの精度向上及び活用が必要である。

○ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。

### 【リスクコミュニケーションの推進】

○現代社会においては、化学物質による環境汚染問題に対する国民の関心や不安が生じており、また、行政、事業者及び国民の環境リスクに対する理解の相違等に起因する問題もしばしば生じていることから、化学物質に対する不安の解消、社会全体による環境リスク削減の取組を進めるため、

- ・分かりやすい資料の作成・提供等の「情報」の整備
  - ・「対話の推進」に資する人材育成等
  - ・市民、行政、産業界等が情報の共有と相互理解を深める「場の提供」
- を通じて、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。

### 【国際協調による取組】

○化学物質については、地球規模での取組として国際化学物質管理戦略（SAICM）があり、各国国内における実施及び途上国における実施支援が求められている。また、北東アジア、北米といった地域規模での取組も重要であり、政策協調が必要とされている。このような状況の中、我が国としては、国際的なプロジェクトに対し、積極的に貢献していく必要がある。

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POP s 条約）に対しては、新規POP s 物質の登録や条約の有効性の評価等に係る国際的な議論に、我が国として参加・貢献する必要がある。

○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（PIC条約）に対しては、新規対象物質の追加等への対応を行う必要がある。

○化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に対しては、その本格実施を図るための検討を進めるとともに、化学品の分類及び表示の国際的な調和に貢献する必要がある。特に化学品の貿易量の多い日中韓三カ国においては、GHS分類の結果等について比較・検討し、円滑なGHS導入を促進する必要がある。

○国際化学物質管理戦略（SAICM）に対しては、SAICM国内実施計画の策定及びアジア・太平洋地域におけるSAICMの実施等を主導する必要がある。

○OECD関係会合に対しては、化学品の試験評価方法の国際調和、試験評価作業の国際的分担、化学品の評価・管理に関する意志決定ツールの提供などが進められており、我が国としてもこれらの活動に貢献する必要がある。

○平成18年12月に開催された第8回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることが合意されており、これを着実に進めるための政策対話の機会を設けるとともに、北東アジア地域における適正な化学物質管理の推進、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。

### 【国内における毒ガス弾等対策】

○茨城県神栖市の事案については、平成15年3月に飲用井戸水から高濃度のヒ素が検出されたことから、神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置を行

うとともに、依然として高濃度の有機ヒ素化合物が検出されている汚染源周辺地域について、汚染範囲の拡大及び健康被害の未然防止の観点から高濃度汚染対策を実施する必要性がある。

○茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物に起因すると考えられる健康影響が確認されていることから、地域住民の健康影響と健康不安への対応として、症候や病態の解明のための調査研究を進める必要がある。また、緊急措置事業における医療手帳交付者のうち、15歳以下の者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援を確保する必要がある。  
(効率性)

【環境リスクの評価】

○環境省内化学物質関連施策担当部局から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、化学物質評価専門委員会において、専門的な観点から検討を行った上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。

○環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、既存のデータを中心に活用して効率的に実施している。

○製品モニタリングの対象物質・製品は、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定している。

【環境リスクの管理】

○化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、法に基づき製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省（経済産業省・厚生労働省・環境省）で分担して安全性点検を行い、効率化を図ってきたところであるが、さらに、平成17年6月からはJapanチャレンジプログラムによる産業界との連携も図られている。平成20年8月に取りまとめた中間評価では、Japanチャレンジプログラムは全体として適切な枠組みであったと評価されたものの、平成20年度末時点のスポンサー未登録物質が依然として31物質あることの原因としては、スポンサー未登録物質には、事業撤退や大幅な生産量低減によりすでに高生産量でない物質、食品添加物等他法令で規制されている物質等が含まれていること、及び自主的取組のインセンティブが働かないこと等が挙げられる。平成20年5月からは化審法データベース（通称：J-CHECK）を通じた、化学物質の安全性情報の一元的な発信を開始した。さらに、平成21年5月公布の改正化審法では、既存化学物質も含めたすべての化学物質を対象とした包括的な管理体制の構築が図られることとなっている。

○PRTR制度に基づく取組については、約4万1千事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。

○ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。

【リスクコミュニケーションの推進】

○化学物質の内分泌かく乱に関する国際シンポジウム等の開催、PRTRや化学物質環境実態調査等に係るHPや一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。

【国際協調による取組】

○POPs条約・PIC条約・GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)・OECD・日中韓情報交換等について、関係各省と調整しつつ、作業を分担して効率的に対応した。

【国内における毒ガス弾等対策】

○関係省庁及び都道府県等の協力を得ながら、政府が一体となって内外の知見を最大限に活用している。

○調査計画の立案にあたっては、外部の有識者を含め、専門家の知見を最大限に活用している。

○調査にあたっては民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては、極力競争入札を行っている。

○緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用している。

(有効性)

【環境リスクの評価】

○化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部局において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)見直しの基礎資料など、種々の施策の策定に活用されている。

○環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用されている。

○製品中の有害化学物質等の含有実態を明らかにし、必要に応じ規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を講じることにより、国民の「安心」意識の醸成に資する。

【環境リスクの管理】

○平成16年4月に施行された改正化審法に基づく各種施策の実施により、化学物質の動植物へのリスクの低減が期待されるとともに、環境中への放出可能性を考慮した一層効果的かつ効

率的な措置等が講じられている。既存化学物質等の生態毒性試験については、平成20年度までの5年間で130物質という目標の下、134物質について安全性の点検を行った。また、平成17年6月に開始した「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：Japan チャレンジプログラム）に基づきスポンサー登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進展している。平成20年8月に取りまとめた中間評価では、本プログラムは全体として適切な枠組みであったと評価されたものの、平成20年度末までのスポンサー登録数は、95物質であった。

○平成21年2月にPRTRデータの第7回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にか つ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。

○平成18年度のダイオキシン類の一日摂取量1.06 Pg-TEQ/k g /日は耐容一日摂取量を下回っており、総じて、ダイオキシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。

#### 【リスクコミュニケーションの推進】

○化学物質ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、PRTR排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・一般市民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。

○円卓会議については、ダイオキシンや身近な化学物質に係る取組を議題を取りあげ、60～100名程度の参加者（傍聴者）がおり、アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。また、平成17年度からは地方開催を行い、より多くの国民への参加の機会の提供を進めている。

○この他、市民が身近なところから排出される化学物質や化学物質の環境リスクについて考えるきっかけを提供するためWeb上で化学物質の環境リスク等について親しみを持って学習できる「かんたん化学物質ガイド」E-ラーニング版の公表、化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う化学物質アドバイザーの講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施し、利用者から高い評価を得ている。化学物質アドバイザーについては、平成20年度はその追加募集を行い、21名を追加した。

○化学物質ファクトシート等の成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。

#### 【国際協調による取組】

○化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。

○POPs条約については、POP s 検討委員会に提案された7物質の条約対象物質への追加についての検討を行った。また、従来からの国内、東アジア地域におけるPOPsモニタリングを継続するとともに、東アジア地域におけるPOPsモニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催するなどして、条約の有効性評価に関する国際的な議論に対しても積極的な貢献を行っている。

○PIC条約については、締結（平成16年6月）後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。

○SAICMについては、国際的には、アジア・太平洋地域のフォーカスポイントを務め、地域合等にも出席するなど、SAICMの実施に係る議論に積極的に貢献した。国内においては、国内セミナーを開催し、関係者との国内実施計画に関する意見交換等を行った。

○OECDについては、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。

○日中韓三カ国の情報交換については、第2回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアローグを開催した。また、第1回・第2回日中韓三カ国GHS専門家会合を開催し、三カ国間におけるGHS分類の違いの原因等について検討した。

#### 【国内における毒ガス弾等対策】

○平成15年に実施したフォローアップ調査で、情報の確実性、地域の特定性という点から、事案をA～Dの4つに分類し、各事案に応じた施策を講じている。A事案については、裸地以外の舗装等がなされている土地について、土地改変時に安全を確保するための注意事項を示した安全マニュアル（土地改変指針）を策定しており、この指針に基づき毒ガス弾等による被害の未然防止のための環境調査を実施した。

○神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業については、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより、治療を促進した。

○健康に関する調査研究では、「DPAA等のリスク評価 中間報告書」を分かりやすく解説したパンフレットを作成・配布し、地域住民の健康影響と健康不安への対応として一定の成果が得られた。

○毒ガス情報センターでは、毒ガス弾等に関する情報を受け付けるとともに、ホームページやパンフレット等を通じて、毒ガス弾等に係る情報を発信し、毒ガス弾等による被災の未然防止に資した。

(反映の方向性)

【環境リスクの評価】

- 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ粒子の人や生物へのリスクを調査する。
- 環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。
- 環境要因（特に化学物質）が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、大規模疫学調査（コホート調査）等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

【環境リスクの管理】

- 化審法については、今後、改正法に基づき、既存化学物質及び審議後新規化学物質のスクリーニング、安全性情報の収集・評価について、効率的な手法の開発を進める。これは、WSSD2020年目標の達成に向けての施策としても進める。
- J a p a n チャレンジプログラムについては、平成20年8月に取りまとめた中間評価に基づき、改正化審法を踏まえつつ、今後の方針について検討する。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していく。

【リスクコミュニケーションの推進】

- 新たにファシリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材確保を図る。
- 地方開催を含め、引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

【国際協調による取組】

- SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。
- 廃棄物分野におけるパートナーシップのリードを務める等、水銀規制に関する条約制定に係る議論を主導する。
- 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業（小児支援体制整備事業を含む。）を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を平成21年度より本格実施する。
- 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。
- 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、物理探査等調査の結果確認された毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点について、掘削確認調査を実施するとともに、毒ガス弾が発見された場合に必要となる無害化処理実施に向け、技術的検討を行う。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
			別紙のとおり					

関係する施政方針  
演説等内閣の重  
要政策(主なもの)

施政方針演説等

年月日

記載事項(抜粋)

## 達成目標【環境リスクの評価】

指標名	基準値	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①化学物質環境実態調査を行った物質・媒体数( )は行政需要としての調査目標値[物質]	153 (H16年度)	379(379)	330(330)	344(344)	344 (H20年度) (※毎年度更新)
②環境リスク等初期評価実施物質数[物質]	57 (H16年度)	29	32	33	36 (H20年度) (※毎年度更新)

## 〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①化学物質環境実態調査推進検討会(平成17年4月22日)
- ①中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第12回)資料(平成19年3月23日)
- ②環境リスク等初期評価を年30物質程度年

## 達成目標【環境リスクの管理】

指標名	基準値	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質]	38 (H16年度)	85	109	134	130 (H20年度)
②PRTR対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[トン]	-	35,792	35,037	-	-

## 〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第156回国会)

## 達成目標【リスクコミュニケーションの推進】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)[物質]	-	209(※)	259(※)	309(※)	354 (H21年度)
②(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数[回]	-	3	1	2	定期的開催

(※)作成済物質の情報更新

## 〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

## 達成目標【国際協調による取組】、【国内における毒ガス弾等対策】

## 〈備考〉

○目標が「国際連携・協力」や「毒ガス弾により被害対策の取り組み」等、目標の性格から定量的指標の設定が困難



## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	環境保健対策の推進		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑦
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	23,033,377	22,888,073	24,561,320	24,334,483		
（ 補 正 後 ）	21,911,856	22,352,446	24,561,320			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	21,911,856	22,352,446				
	<0>	<0>				
支出済歳出額（千円）	21,222,914	20,963,102				
翌年度繰越額（千円）	0	0				
不用額（千円）	688,942	1,389,344				
	<0>	<0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法	個別票②参照					
政策評価結果を受けて 改善すべき点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査」は、平成17年度から平成21年度にかけて調査を着実に実施しているところである。平成22年度においては、計画どおり調査ではなく主としてそれまでの調査結果の集計・解析業務を実施するため、概算要求が減額となっている。</li> <li>・「指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業」については政策評価結果を踏まえ、所要の目的を達成する見込のため、予算要求を行わないこととした。</li> </ul>					
評価結果の予算要求等 への反映状況	—					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名	環境保健対策の推進					番号	⑦			政策評価結果等 による見直し額	
	(千円)										
予 算 科 目											
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額					
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	環境本省	環境保健対策推進費	環境保健対策の推進に必要な経費	14,720,320	14,521,483	△ 413,226		
	A	2	一般	環境本省	自動車重量税財源公害健康被害補償費	自動車重量税財源公害健康被害補償に必要な経費	9,841,000	9,813,000			
	小計							24,561,320	24,334,483	△ 413,226	
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1									
	B	2									
	B	3									
	B	4									
	小計							000,000 <00,000> の内数	000,000 <00,000> の内数		
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					<	>	<	>	
	C	2					<	>	<	>	
	C	3					<	>	<	>	
	C	4					<	>	<	>	
	小計									の内数	の内数
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					<	>	<	>	
	D	2					<	>	<	>	
	D	3					<	>	<	>	
	D	4					<	>	<	>	
	小計									の内数	の内数
合計							24,561,320 の内数	24,334,483 の内数	-413,226		

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		環境保健対策の推進				番号	⑦		
事務事業名	整理番号		予算額（千円）			見直し額（A） （B）+（C）-重複	うち政策評価結果の反映による見直し額（B）	うち執行状況の反映による見直し額（C）	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
			21年度当初予算額	22年度要求額	増減				
局地的大気汚染の環境影響に関する疫学調査	A	1	700,000	302,176	△ 397,824	△ 397,824	△ 397,824		「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査」は、平成17年度から平成21年度にかけて調査を着実に実施しているところである。平成22年度においては、計画どおり調査ではなく主としてそれまでの調査結果の集計・解析業務を実施するため、概算要求が減額となっている。
指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業	A	1	15,402		△ 15,402	△ 15,402	△ 15,402		政策評価結果を踏まえ、所要の目的を達成する見込のため、予算要求を行わないこととした。
合計			715,402	302,176		△ 413,226	△ 413,226		

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当当局名：環境保健部

政策名	環境保健対策の推進	番号	⑦
政策の概要	<p>公害による健康被害について、予防のための措置を講じ、被害の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては、汚染者負担の原則を踏まえつつ、迅速な救済・補償を図る。</p>		
	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b>  <b>【公害健康被害対策（補償・予防）】</b>                  ○公害健康被害の補償等に関する法律（公健法）の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進及び環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の救済及び健康被害の未然防止に成果があったが、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。</p> <p><b>【水俣病対策】</b>                  ○医療手帳及び保健手帳の交付者に対する医療費等の支給、水俣病発生地域の環境福祉対策、水俣病の経験の国内外への発信を着実に進めているものの、最高裁判決後、新たな認定申請者が急増する等の課題が生じており、解決には至っていない。</p> <p><b>【石綿健康被害救済対策】</b>                  ○石綿による健康被害の救済に関する法律（救済法）に基づき、平成20年度末までに4,552件（平成19年度末：3,351件）が認定されており、被害者の救済は着実に進んでいる。                  ○「石綿の健康影響に関する検討会」の健康リスク調査結果（6地域）を平成20年度初めに取りまとめ、その結果を踏まえ、今後の石綿関連施策や指定疾病の見直しのための検討材料とするため、一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査（6地域）、救済法の被認定者に係る調査、石綿の健康被害にかかる医学的判断等に関する調査等を実施し、データや知見の集積を行った。                  ○平成20年6月に石綿救済法の改正法が公布、同年12月に施行され、未申請死亡者が救済の対象とされたほか、救済給付の支給対象期間が拡大された。</p> <p><b>【環境保健に関する調査研究】</b>                  ○花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアルの情報提供を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。                  ○化学物質の複合影響について、多媒体からのばく露や変異原性に関する調査研究を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。                  ○電磁界・熱中症・紫外線については環境保健に関するマニュアル等を作成し、広く一般国民への普及啓発を行い、目標の達成に向け一定の進展があった。</p> <p><b>（必要性）</b>  <b>【公害健康被害対策（補償・予防）】</b>                  ○我が国の悲惨な公害経験を踏まえ、これらの公害健康被害者に対する補償を確保し、また、公害経験による教訓を活かし、健康被害の未然防止を図っていくことは環境行政の重大な責務である。</p> <p><b>【水俣病対策】</b>                  ○水俣病に関する迅速かつ着実な補償、救済のため、「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）及び水俣病総合対策医療事業を円滑に実施することが必要である。                  ○すべての水俣病被害者の方々が地域社会の中で安心して暮らせるようにするため、水俣病被害者に関連する医療と地域福祉を連携させた取組や地域の再生・融和（もやい直し）を推進することが必要である。                  ○水俣病のような悲劇が二度と繰り返されないようにするため、次世代への教訓の継承や国内外（国内は水俣病発生地域以外にも、海外は特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国）への情報発信を進めることが必要である。</p> <p><b>【石綿健康被害救済対策】</b>                  ○石綿による健康被害者の多くは重篤な病気を発症するとも知らずに石綿にばく露し、自らに非がないにもかかわらず、何の補償も受けられないまま死亡する、という状況にあったが、救済法の施行により迅速な救済措置が図られている。しかし、被害の発生状況を見ると、中皮腫の患者数は徐々に増加しており、今後しばらくは、増加すると予想されているため引き続き迅速な救済のための措置を重点的に実施していく必要がある。                  ○石綿については上記のような特殊性があることにかんがみ、健康被害者の迅速かつ安定した救済の観点から、救済給付に必要な費用については、民事責任（損害賠償責任）とは切り離し、広く事業主、国及び地方公共団体が全体で負担する必要がある。</p> <p><b>【環境保健に関する調査研究】</b>                  ○様々な健康被害をもたらしていると近年指摘されている上記総合的評価については、国民の健康に密接に関わる重要問題であり、公益性が高く、環境省として取り組むべき課題である。</p>		

**(効率性)**

**【公害健康被害対策（補償・予防）】**

○公健法による被認定者に対する補償に係る事務及び保健福祉事業については、地方公共団体への事務費交付金、独立行政法人環境再生保全機構への補助金等により、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。また、健康被害予防事業等については、地域住民の健康回復に直接つながる事業に重点化を図ることにより、各地域で必要とされている事項について効率的に実施した。

**【水俣病対策】**

○水俣病発生地域の環境福祉対策は、地元の地方公共団体、関係団体等のニーズを踏まえ、幅広い主体の参加により事業を展開することが求められているが、こうした考え方に基き胎児性水俣病患者等の地域生活支援事業や離島等の僻地における医療・福祉推進モデル事業等の取組を進めており、有効かつ効率的に実施している。

○水俣病経験の普及啓発セミナーの開催等を通じて、水俣病の経験を国内外（国内は水俣病発生地域以外にも、海外は特に水銀汚染が発生している東南アジア等の発展途上国）に発信しており、着実に進展している。

**【石綿健康被害救済対策】**

○中央環境審議会に医学的判定のための部会、小委員会、審査分科会を設置し、効率的に医学的判定を進めている。（平成20年度末時点において、環境再生保全機構から申し出を受けた3,557件中、3,440件（平成19年度末：2,489件中、2,403件）について医学的判定を実施。）

**【環境保健に関する調査研究】**

○関係省庁連絡会議等を活用して、各省との役割分担等の下、調査研究を推進することにより、効率的に進めている。

**(有効性)**

**【公害健康被害対策（補償・予防）】**

○被認定者に対する補償を適正に実施した。また、健康被害予防事業等を実施し、健康被害の未然防止を図った。

**【水俣病対策】**

○「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）に基づく認定者に対して、原因企業により補償が行われ、水俣病総合対策医療事業における医療手帳・保健手帳交付者に対して国及び県により医療費等の支給が行われており、水俣病被害者の救済のため有効である。

**【石綿健康被害救済対策】**

○平成20年度末時点において実質6,557件（平成19年度末：4,714件）の申請が行われ、うち4,552件（平成19年度末：3,351件）が認定されている。

**【環境保健に関する調査研究】**

①～③については、調査の結果、依然未解明な点はあるものの、一定の科学的知見が得られ、また環境省ホームページ等を活用し一般国民への情報提供を推進することで目標達成に向け取り組んだ。

①花粉飛散予測に関する調査研究の成果を生かして、花粉総飛散量や花粉飛散終息時期の予測を行うとともに、花粉症保健指導マニュアル作成を通じての情報提供を行っており、花粉症に対する政府全体の取り組みの中で重要な役割を担っている。

②化学物質の複合影響について、多媒体からのばく露や変異原性に関する調査において一定の結論を得た。

③WHOの電磁界に関する総合評価の普及を行った。また、熱中症・紫外線については熱中症保健指導マニュアル・紫外線保健指導マニュアルを作成し、広く一般国民への普及啓発を行った。

**(反映の方向性)**

**【公害健康被害対策（補償・予防）】**

○公健法の被認定者に対する補償の確保及び療養・福祉施策の充実、並びに公害健康被害の予防を引き続き図るとともに局地的大気汚染による健康影響に関する疫学調査（そらプロジェクト）を着実に実施する。

**【水俣病対策】**

○水俣病被害者救済特措法に基づき、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に向けた取組を進める。

○公健法の認定申請者の円滑な検診及び審査を促進するとともに訴訟への迅速な対応を図ることにより紛争の解決に努める。

○水俣病発生地域の健康増進・健康不安の解消・地域社会の絆の修復の充実を図る。

○水俣病経験の普及啓発セミナーを開催する。

○水俣病に関する調査研究を推進する。

○水俣病被害者救済法等に係る業務体制を強化するために定員を増強する。

**【石綿健康被害救済対策】**

○法施行後5年以内の見直しのため、一般環境経由による石綿ばく露健康リスク調査、被認定者に関する医学的所見等の解析調査、指定疾病見直しのための石綿関連疾患に関する事例等調査事業を実施する。

**【環境保健に関する調査研究】**

○スギ・ヒノキ花粉飛散予測システムの精緻化を図るとともにスギ・ヒノキ以外の花粉観測や予測に係る調査事業を進める。

○大気中の汚染物質等と黄砂の複合影響など、新たに問題となっている化学物質の複合影響

に関する文献調査等を行う。

○健康影響基礎調査に関する情報収集を継続し、適宜環境保健に関するマニュアルの更新を行う。さらに、熱中症患者に関する情報収集及び解析を行い、熱中症対策の充実を図る。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
水俣病対策、石綿健康被害救済対策といった政策の性質から目標を設定することは困難。								

関係する施政方針 演説等内閣の重 要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	8. 環境・経済・社会の統合的向上		評価方式	総合・実績事業	番号	8
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	1,168,704	1,170,080	1,453,301	2,161,516		
（ 補 正 後 ）	1,168,704	5,165,134	139,006,687			
前年度繰越額（千円）	0	0				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	0	0				
歳出予算現額（千円）	1,168,704 <0>	5,165,134 <0>				
支出済歳出額（千円）	1,095,777	1,079,407				
翌年度繰越額（千円）	0	4,000,000				
不用額（千円）	72,927 <0>	85,727 <0>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点	本施策においては多くの施策において目標達成に向け一定の進展が見られるものの、一方「環境配慮の向上に資するような税制上の措置の実施」や「環境配慮型製品の信頼性向上のための製品テストや検証制度、適切な環境の情報提供方法の検討」などにより一層取り組んでいく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	22年度要求では、これまでの施策の連続性等を考慮しつつ、更に効率的に施策の効果が図れるよう重点化を図り、メリハリの効いた予算要求を行った。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		8. 環境・経済・社会の統合的向上				番号	8		(千円)
		予 算 科 目						政策評価結果等 による見直し額	
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	21年度 当初予算額	22年度 要求額			
対応表に おいて● となっているもの	A	1	一般	環境本省	環境・経済・社会の統合的向上費	環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費	1,312,684	2,020,899	
	A	2	一般	地方環境事務所	地方環境対策費	環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費	140,617	140,617	
	A	3							
	A	4							
	小計							1,453,301	2,161,516
対応表に おいて◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計						000,000 <00,000> の内数	000,000 <00,000> の内数	
対応表に おいて○ となっているもの	C	1					< >	< >	
	C	2					< >	< >	
	C	3					< >	< >	
	C	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
対応表に おいて◇ となっているもの	D	1					< >	< >	
	D	2					< >	< >	
	D	3					< >	< >	
	D	4					< >	< >	
	小計							の内数	の内数
合計							1,453,301	2,161,516	

政策評価調書（個別票①-3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		8. 環境・経済・社会の統合的向上			番号	⑧		
事務事業名	整理番号	予算額（千円）			見直し額（A） (B)+ (C)-重 複	うち政策評価 結果の反映に よる見直し額 (B)	うち執行状況 の反映による 見直し額 (C)	政策評価結果又は執行状況の要求への反映内容
		21年度 当初 予算額	22年度 要求額	増減				
合計								

政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部局名：総合環境政策局

政策名	環境・経済・社会の統合的向上	番号	⑧
政策の概要	<p>市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり、環境保全の人づくり・地域づくりの推進を通じて、環境的側面、経済的側面、社会的側面が統合的に向上する持続可能な日本社会を生み出すことを目指す。</p>		
	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b>  <b>【経済のグリーン化の推進】</b>                      ○平成20年度においては環境配慮促進法附則第4条に基づき、施行後3年が経過したことを踏まえ、環境配慮促進法の施行の状況について評価を行うとともに、環境に配慮した事業活動を一層促進するための方策について検討を行い、報告書を取りまとめた。また、特に中小企業向けの環境配慮型経営を促進する仕組みである「エコアクション21」については、認証登録事業者数も年々増加しており、厳しい経済情勢の中でも中小企業における環境配慮型経営は徐々に普及してきている。環境報告書作成割合が前年比でやや減少しており、引き続きその作成の促進を図る必要がある。                      ○グリーン購入法の対象品目として、10品目の追加、1品目の削除と39品目の基準の見直しを行うとともに、地方公共団体の事業者向けの説明会を開催し、約2,000人の参加を得た。また、環境情報の適切な提供方法について整理した環境表示ガイドラインの普及促進に努めた。これらの施策により、目標達成に向け一定の進展があった。                      ○環境配慮契約法制度について全国で説明会を実施し、国・独立行政法人・地方公共団体の調達担当者等3000名程度の参加を得、一定の進展があった。                      ○エコ/SRIファンドの純資産残高は株価の低迷により平成17年度の2,600億円から平成20年度に1,063億円へと減少しているが、設定数は22から27へと伸びている。エコ/SRIファンドは環境金融の一部のため、環境融資や補償など、その全体像の把握と体系化を行った。また、エコ/SRIファンドの普及に向け、資金供給者の環境金融に対するインセンティブの分析及び環境金融における資金需要の推計や新たな金融的手法の検討など、環境金融の促進策について調査・検討を行った。                      ○税制上の措置を通じて環境配慮の向上に資することができ、所得税法等の一部を改正する法律附則第104条においても、「低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負担の低減に資するための見直しをいう。）を推進すること。」とされた。                      ○平成20年度より、エコ・アクション・ポイントのモデル事業の推進を開始した。全国型事業では、家電や鉄道等の異業種事業者の連携によりエコポイントを発行するもの3件、地域型事業では、商店街等が参加して進めるものなど9件が公募で採択され、ポイントシステムの立ち上げを支援した。</p> <p><b>【環境に配慮した地域づくりの推進】</b>                      ○環境に配慮した地域づくりについては、環境省ホームページ上で地域づくりに関する情報の充実を図った。環境と経済の好循環のまちモデル事業は、事業によるCO2削減効果が見られるなど一定の成果をあげているが、今後は対象地域と連携し、事業の効果をより一層高める必要がある。公害防止計画に基づいて各種の公害防止施策が講じられた結果、平成20年度末において1地域で策定を要しないまでに環境質の改善が見られ、公害の解決という目標達成に向け進展があった。平成20年6月の温対法の改正により都道府県、政令市、中核市及び特例市に対し、現行の地方公共団体実行計画を拡充し、従来の地域推進計画に相当する区域全体の自然的社会的条件に応じた施策を盛り込むことが義務付けられた。これに伴い、計画の策定及び実施の支援を行うため、新地方公共団体実行計画策定マニュアル等改訂検討会を開催。</p> <p><b>【環境パートナーシップの形成】</b>                      ○環境パートナーシップの形成については、地球環境パートナーシッププラザ（以下、プラザという）/地方環境パートナーシップオフィス（以下、地方EPOという）の活性化を通じ、パートナーシップについての理解が各主体に広がり、地域でのパートナーシップ促進の取組を展開・支援する素地が形成されたが、具体的な企業、NPO、地域コミュニティ、行政とのパートナーシップ事業の形成、情報発信が十分できていない。また、環境政策の企画・立案における民間団体の参画については、政策提言の動きは出てきているが、政策提言能力の向上や官民協働での政策形成については十分には取り組めていない。</p> <p><b>【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】</b>                      ○環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。                      ○わが国における「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の一環として、国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するために平成20年3月に策定した「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」にもとづいて、実践的な環境人材育成を支援するための産官学民連携コンソーシアムの立ち上げに向けた準備や、環境人材育成にとりくむアジアの大学院のネットワーク化を進めた。</p>		

**(必要性)**

**【経済のグリーン化の推進】**

○地球温暖化問題や廃棄物・リサイクル問題をはじめとする今日の環境問題に対処するためには、従来型の規制的手法のみでは解決が困難であり、税制等の活用や、環境等の社会的課題に対して積極的に取り組む事業者に必要な資金が流れやすくするための金融機能の活用、環境報告書や環境会計のガイドライン等を活用した事業者の自主的な環境保全活動を促進するためのツールの作成・普及による、事業者の自主的取組の一層の促進が必要となっている。環境基本計画においても、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上が、環境政策の大きな柱として位置付けられているところであり、経済活動における環境配慮の徹底に資する本施策が必要である。

○今日の環境問題を解決し、持続可能な社会経済を実現するためには、環境保全に資する技術・製品・サービス等を提供する環境ビジネスの発展が果たす役割は大きい。「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月閣議決定）においても「車の両輪として進める環境保全と経済成長・地域活性化」として環境と経済の両立を図ることの重要性を訴えており、また「戦略8 環境立国を支える仕組みづくり」として環境保全の取組が市場で適正に評価される仕組みづくりや政府の率先した取組の推進等により、環境立国に向けた人々の自主的積極的な取組や創意工夫を最大限に引き出すために、市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の普及・促進が挙げられている。

○持続可能な社会経済を実現するには環境負荷の低減に資する環境配慮型製品等の普及を図る必要があるが、そのためには、各主体が環境配慮型製品等に対する認識を共有することが第一に必要なことである。その上で消費者は環境配慮型製品の選択に努め、事業者はその選択を促すための製品の環境情報を消費者に提供し、また事業者自身も環境に配慮した製品やサービスを積極的に購入することが求められる。国はこのような情報の受発信が適切に行われるように、環境物品等の情報収集・整理を行うとともに、国内市場に大きな影響力を有する購入主体として、環境物品等の調達を推進することによりこれらの需要の拡大を図る必要がある。

○持続可能な社会経済を実現するために、契約の段階において環境負荷の低減に配慮することによって、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。国等は、通常の経済主体として国民経済に大きな位置を占めており、また国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。そのため、国等が具体的に取り組む環境配慮契約の種類や内容、手続等を基本方針等において示して、その普及を図る必要がある。

○低炭素社会形成のためには、特に近年の増加が著しい業務・家庭部門の温室効果ガス削減が必要不可欠であり、そのためには、国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図っていくことが必要不可欠である。

**【環境に配慮した地域づくりの推進】**

○地域からの環境保全の取組を進めていくに当たっては、第三次環境基本計画にも見られるように、地域の環境とその保全に取り組む住民の力を統合的に高める「地域環境力」を発揮した取組が必要不可欠である。資金面及び情報面での支援は地域における取組、「地域環境力」の発揮に欠かせないものと考えられる。

○また、公害防止計画については、平成20年度末現在、176市区町村が計画地域として指定されており、大都市を中心とする自動車交通公害や閉鎖性水域における水質汚濁等の都市生活型公害の問題が依然として存在することから、引き続き、これらの問題を解決するための施策を推進する必要がある。

**【環境パートナーシップの形成】**

○持続可能な社会の実現には、NPO、企業等の多様な主体がパートナーシップで環境保全活動に取り組む必要がある。地方公共団体や企業などはこうしたパートナーシップが必要であることは理解し、協力事業を行うようになってはいるが、NPO側との理解の共有や、事業の効果的な進め方等に係る具体的な手法については、まだまだ模索中である。このため、プラザ/地方EPOを拠点とし、各主体のより効果的なパートナーシップ実現のため取組をさらに展開する必要がある。

○環境行政を各主体とパートナーシップで取組んでいくためには環境省だけで政策を立案するのではなく、環境NPO等の優秀な発想を積極的に政策に反映し、パートナーシップの下での取組を促進していくことが必要である。そのためには、NGO/NPO・企業による環境政策提言の場を作り、優れた提案を施策に反映するための仕組みが必要である。

**【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】**

○平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定され、その戦略の一つである「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が提唱され、「21世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、だれでも環境教育AAAプラン～」に基づき、あらゆる場、人を対象とした環境教育・環境学習の施策を進めていくことがますます重要となっている。

○中でも、次代を担う子どもたちの自主的な環境保全活動への支援、また、地域において環境保全に関わる取組を中心になって進める人材や専門知識を持った人材の育成が重要。

○我が国が提案し、開始された「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」が2005年に始まったことを受け、持続可能な社会の構築を目指し、この10年間で重点的に環境教育を含むESDを実施することが求められている。

(効率性)

【経済のグリーン化の推進】

○事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策の成果は、様々な分野での環境政策の一層の展開にいかされるものである。また、事業者の自主的な環境保全活動の推進に関する施策は、国が調査研究やガイドライン策定等の環境整備を行うことで、企業等に対し環境配慮への取組を促進するよう働きかけるものであり、実際の環境保全活動そのものは事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。

○環境ビジネスの振興については、指標①にあるとおり、環境ビジネスの市場規模が今後とも拡大することが期待される。このような状況において、本施策は規制等ではなく、情報提供、基盤整備等の施策の展開を通じて、企業の自主的な取組を促し、環境産業を活性化することにより、持続可能な社会の構築を目指すとともに、我が国の経済活性化、さらには雇用の創出にも資するものであり、実際の環境保全活動は事業者の自主的な取組により行われるという点において、効率的である。

○環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、環境への配慮に関して意識の高い一部の事業者や消費者がグリーン購入に取り組んでいるものの、社会全体での取組は十分とは言えない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等又は公的部門が、環境物品等を率先して購入することは、市場規模の拡大など、その波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。

○環境税等の経済的手法は、市場メカニズムを通じて制度の対象者全体の対策費用を最小化することが可能であるとともに、直接的に事業を実施するものではなく、必要最低限の行政コストで実施できるものであるため効率的と考えられる。

○環境配慮契約については、その考え方は、まだ普及していない。このような状況において、経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ他の主体の契約の在り方にも大きな影響を有する国が、環境配慮契約に率先して取り組むことは、波及効果が市場にもたらされるとともに、その取組が地方公共団体や民間部門へ普及する呼び水となるものであり、効率的な手法である。

○エコ・アクション・ポイントは、ポイント原資や運営費を公に依存していないことを前提としており、ビジネスモデルの中で自立的に循環するという点で事業効率がよい。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

○情報の環境省ホームページへの集約により、利用者の利便性向上とともに、セキュリティの確保、メンテナンス費用の削減などコスト面からも効率的に事業が行われたと考える。

○環境と経済の好循環のまちモデル事業については、過年度に採択したモデル地域のうち、本事業の趣旨に合致し、かつ、引き続き必要と認められる事業（1地域のみ対象）に対してのみ、支援を行ったものであり、効率的に事業が行われたものとする。

【環境パートナーシップの形成】

○インターネットを活用して幅広い環境情報を全国に発信することで、各主体において情報が共有され、パートナーシップ形成に必要な情報を容易に入手できるようになり、環境保全活動を行うNPOが同様の活動を行う各主体との協働によって、より広範な活動を行うなど、効率的な対応が図られるようになった。

○NPO/企業との意見交換や、政策提言プロセスによりNPO、企業、国民の意見が環境政策立案者へ届きやすくなり、現場における行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるようになってきた。

○一方、プラザ/地方EPOで展開される意見交換や政策提言プロセスはその対象及び参加者が依然東京に偏りがちであり、地方で取り組むNPO/企業との連携のためには、地方で活動を展開することが効率的と考えられる。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

○文部科学省や関係省等と連携して事業を展開することで、学校関係者をはじめとして幅広く環境教育を推進することができる。

○基本的かつ総合的な施策を行う国と区域内の特性に応じた施策を行う自治体とが連携を図ることで、国の施策が浸透しやすくなり、迅速に地域の実情にあった対応ができると見込まれるため、より適切かつ効率的に環境教育やESDの普及啓発を行うことができる。

○各施策それぞれWeb上での情報提供に努めているが、特に、我が家の環境大臣事業については、教材等の紙での配布を中止し、携帯サイトへの移行を進めたことで、費用対効果がさらに高まった。平成19年度調査「環境にやさしいライフスタイル実態調査」で、環境情報の入手経路についての調査において、前々回（平成15年度調査）からの傾向をみると、「インターネットやメール（メールマガジンなど）から」等の情報が増加してきており、インターネットを使用することで、今後もより幅広い情報提供が期待できる。

(有効性)

【経済のグリーン化の推進】

○事業者の自主的な環境保全活動の推進については、環境報告書や環境会計のガイドラインを通じた普及促進等により、環境報告書を作成する企業、環境会計を導入する企業が年々着実に増加している。

○環境マネジメントシステムの構築については、代表的な規格であるISO14001の認証取得件数は2万件を超えており、世界的に見ても取組が進んでいる。また、エコアクション21に取り組む事業者数については、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターが実施している認証制度における認証登録数が、平成21年3月末現在で3,200件(P)を超えている。

○環境に配慮した製品・サービスの普及促進については、全国1,874の地方公共団体を対象としてグリーン購入の取組状況についてアンケート調査を実施したところ、町村のみでは64.6%(平成18年度63.5%)と若干遅れているものの全体では76.2%(平成18年度76.1%)の実施率となっている。(※なお、平成18年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。)

環境物品等の市場形成状況では、平成17年度における特定調達物品等の市場占有率が、調査等から把握可能な品目については全て、グリーン購入法施行前の平成12年度より上昇しているなど、環境物品等の市場の拡大は着実に進展している。

○環境ビジネスの振興については、平成12年度現在の市場規模は約30兆円、雇用規模が約77万人(平成14年度調査)であったものが、平成19年度現在で、市場規模が約45兆円(P)、雇用規模が約102万人(P)(平成20年度調査)に増加している。

○経済的手法の活用については、例えば、環境性能に優れた自動車に対する税制優遇措置等により、低公害車の保有台数が、平成19年度末で1,647万台と増加している。

○環境配慮契約の基本方針等の内容を、地方支分部局を含めた国の機関や独立行政法人、地方公共団体等に周知して、取組みを普及する必要があると、周知するための説明会を全国47都道府県で開催し、合計3000人以上の参加を得た。

○国民一人ひとりのライフスタイル等の変革を図るためには、21世紀環境立国戦略や京都議定書目標達成計画に盛り込まれた、国民一人ひとりの温暖化対策行動に経済的インセンティブを付与する取組であるエコ・アクション・ポイントが有効である。

【環境に配慮した地域づくりの推進】

○地域づくりに関する情報を環境省ホームページ上で充実させることは、全国の地域において容易に情報を入手できる有効な手段である。

○公害防止計画については、計画に基づき、各種の公害防止施策が総合的・計画的に講じられた結果、過去に公害防止計画策定地域に指定されたことのある496市区町村のうち320市区町村において、公害防止計画の策定を要しないまでに大気、水質等が改善された。

【環境パートナーシップの形成】

○プラザ/地方EPOでは、各主体間のパートナーシップの促進のためにホームページ上での情報提供、政策提言プロセスへの支援を行ってきている。その結果、環境分野の取組におけるNPO等の役割は認知されてきており、地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数及びメールマガジン配信人数は、平成20年度には819万件、3,795人に達し、目標(これまでの目標:目標年18年度、300万件、3,000人)を達成した。また地方公共団体や企業がNPO等とパートナーシップによる取組を始めている事例も各地域で出てきており、プラザで展開してきたパートナーシップ支援は効果があったと考えられる。

○すべての地方EPOの設置が整い、地域でのパートナーシップ促進の基盤が作られた。

○プラザにおいて、直接国民との政策等に関する情報提供・意見交換が行われたり、NGO/NPO・企業から環境に関する政策提言を募集し、優秀な提言の発表の場を設ける「環境政策提言フォーラム」が実施され、寄せられた提言を広く公開されるなど、環境保全活動や環境政策の立案実施における国民と環境省のパートナーシップが構築されつつある。また、平成20年度は地域における持続可能な社会づくりを実現するため、地方EPOとの連携により環境NPOを事業型環境NPOや社会的企業として発展させていくための支援ツールの開発・整理を行うとともに、中間支援組織の支援方法等を示したガイドラインの作成を目指した検討を行うなど、プラザ、地方EPOにおける、企業活動、地域作り面でのパートナーシップ促進を図っている。

○環境NPOの活動等をHP上で紹介している「環境らしんばん」の団体登録数は増加しているものの、登録に際し数種類の申請書を提出する必要があるなど、手続きが煩雑である等及び環境NGOへの周知活動が不十分であった等の理由により、平成20年度で860団体にとどまり目標(2,000団体)を達成できなかった。

【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

○地域の子どもの自主的な環境保全活動を支援することもエコクラブ事業では、全市町村数の50%にこどもエコクラブが設置されていることを目標としているところ、平成20年度の割合は42.4%である。また、家庭でのエコライフを支援する我が家の環境大臣事業では、登録世帯数が平成20年度末で約170万世帯にも達しており、地域や家庭において、環境保全に自主的に取り組む主体が着実に増加していると言える。

○環境保全に関する専門的な知識や経験を有する環境カウンセラーの登録数については、平成20年度末で約4,600人に達しているが、今後は広報にも力を入れ、環境カウンセラーの認知度を高め、目標達成を目指したい。また、文部科学省と連携して行っている環境教育指導者育成事業では、学校教員や地域における実践リーダーを対象として、昨年度は7ブロック総勢326名に対し研修を行い、今後の活躍が大きく見込まれる。さらに、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して行っている環境教育等人材認定等事業登録事業で

目、性別平等目及び国土交通目と連携して行っている環境教育等への対応は、平成20年度末までに33の事業を登録し、HPで公開するなどしてその活用を図っている。  
 ○ESDの10年については、我が国における実施計画に基づき、初期段階の重点的取組事項を中心に施策を展開しており、ESDの10年促進事業により、全国14地域をモデルとして地域の多様な主体が参加したESDを実施したほか、各ブロック単位でESD推進フォーラムを開催しており、全国への波及に向けて有効である。

**(反映の方向性)**

**【経済のグリーン化の推進】**

- 環境配慮促進法の評価を踏まえた環境配慮型経営の促進に向けた取組の検討や、環境ビジネスの市場規模等についての調査、企業の環境配慮の取組が市場から積極的に評価され、投資家の投資判断の材料となる仕組み等の環境金融に係る調査等を実施する。また、民間事業者による環境報告書作成及び利用の促進等を図る。
- 地方公共団体に向けてグリーン購入の具体的な取組手法などを紹介したガイドラインを用いて、小規模な地方公共団体への取組の推進を図るなど、環境に配慮した製品・サービスの普及促進に係る施策を実施する。
- 古紙偽装問題等による環境配慮型製品の信頼性失墜に対し、エコテストの実施及び情報提供等による信頼性確保に係る施策を検討・実施していく。
- 環境配慮の向上に資する税制上の措置を実施するとともに、環境税についても検討を進める。
- より効果的な環境配慮契約の促進のための基本方針等の見直し。環境配慮契約の義務対象機関である国及び独立行政法人等の着実な実施の確保、努力義務対象機関である地方公共団体等に対し、説明会の開催や先進事例パンフレットの作成・配布等による普及促進。
- エコ・アクション・ポイントについては、21年度公募により採択されたモデル事業（全国型3事業、地域型6事業）の立ち上げや拡張・改良を通じて、幅広い国民と企業の参加を得て本格展開していく。
- また、グリーン家電の普及促進のため、エコ・アクション・ポイントを活用する。

**【環境に配慮した地域づくりの推進】**

- 公共交通を中心とした低炭素型の地域づくりに向けた計画の策定や事業の実施に対する支援を進めるとともに、環境省ホームページ上での地域づくりに関する情報の更なる充実を進める。また、公害防止計画による施策の推進を図るとともに、制度の見直しに向けた検討を行う。
- コミュニティ・ファンド等の市民出資・市民金融を活用した環境保全活動の促進策をより具体的に検討する。
- 温対法に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策）策定マニュアル及び事例集を作成し、説明会を開催することで対象となる地方公共団体の支援を行う。

**【環境パートナーシップの形成】**

- 地方環境事務所、地方EPOと連携したセミナー等の開催によるNPOの政策提言能力の向上の支援、地方環境事務所・プラザ・地方EPOと関係機関との連携関係の強化、NPO等が経済的に自立した活動として発展できるよう中間支援団体による支援など、育成策の検討を行う。

**【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】**

- 引き続き、環境教育の場や機会の拡大、人材育成、プログラム整備、情報提供等を進めるとともに「高等教育機関における取組」を支援するための具体的施策（例えばコンソーシアムの運用を支援）を実施する。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
		別紙のとおり						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

## 達成目標【経済のグリーン化の推進】

指標名	基準値	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①環境ビジネスの市場規模[兆円]	約25 (H9年度)	約45	約50	調査中	約50 (H22年度)
②環境ビジネスの雇用規模[万人]	約70 (H9年度)	約102	約95	調査中	約140 (H22年度)
③地方公共団体及び民間団体におけるグリーン購入実施率[%]					
地方公共団体	23.6 (H13年度)	(※)76.1	76.2	76.0	100 (H22年度)
上場企業	15.3 (H13年度)	66.8	77.5	調査中	約50 (H22年度)
非上場企業	11.8 (H13年度)	56.5	70.3	調査中	約30 (H22年度)

(※):18年度からアンケートの設問を、紙類や文具など品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①②循環型社会推進基本計画

## 達成目標【環境に配慮した地域づくりの推進】

指標名	基準値	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①(間接指標)地域環境総合計画策定団体率[%]	-	30.7	34.8	集計中	増加傾向を維持
②(間接指標)環境と経済の好循環のまちモデル事業実施に伴うCO <sub>2</sub> 排出削減量[CO <sub>2</sub> 換算ト]	-	11,000	19700	集計中	48,000 (H21年度)
③(間接指標)公害防止計画策定地域を構成する市区町村数(地域数)	-	246(31)	176(31)	176(31)	増加傾向を維持

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①当該計画は出来るだけ多くの団体で策定されることが望ましい  
 ○②目標年度は全ての設備が完成(平成20年度)し実績が出る21年度とした。目標値は事業計画の目標値  
 ○③当該計画の策定を要するほど大気・水質等が汚染されている地域は減少が望ましい

## 達成目標【環境パートナーシップの形成】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①(間接指標)地球環境パートナーシッププラザのホームページアクセス件数[万件]	-	535	772	819	増加傾向を維持
②(間接指標)環境らしんばん登録団体数[団体]	504 (H13年度)	777	816	860	2,000 (H22年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

- ①プラザホームページへの平成13年度のアクセス数を3倍程度に増加する

○②平成13年度NGO総覧に掲載されている団体(4,132)の半数が環境らしんばんに登録

達成目標【環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
①(間接指標)環境カウンセラーの登録者数(累計)[人]	0 (H8年度)	4,380	4,528	4,620	5,500 (H22年度)
②(間接指標)子どもエコクラブがある市町村の割合[%] (H18の数値は旧指標の子どもエコクラブの会員数[人])	77,417 (H14年度)	137,532	41.4%	42.4%	市町村の 50% (H22年度)

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方

○①市民や事業者が必要なときに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約11,000×1/2=5,500名という目標値を設定

○②平成20年度予算作成時の成果目標として、子どもエコクラブがある市町村の割合を50%とするということを掲げているため

## 政策評価調書（個別票①-1）

## 【政策ごとの予算額等】

政策名	環境政策の基盤整備		評価方式	総合(実績)事業	番号	⑨
歳出予算額（千円）	19年度	20年度	21年度	22年度要求額		
（ 当 初 ）	19,683,644	22,552,140	22,176,222	28,383,018		
		<5,142,289>	<6,069,775>	<6,348,197>		
（ 補 正 後 ）	19,683,644	22,535,083	23,770,408			
		<5,142,289>	<6,069,775>			
前年度繰越額（千円）	610,903	286,346				
予備費使用額（千円）	0	0				
流用等増△減額（千円）	-1,059,492	0				
		-<1,534,871>				
歳出予算現額（千円）	19,235,055	22,821,429				
	<0>	<3,607,418>				
支出済歳出額（千円）	18,806,175	22,460,926				
		<3,574,312>				
翌年度繰越額（千円）	286,346	117,166				
不用額（千円）	142,534	243,337				
	<0>	<33,106>				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法						
政策評価結果を受けて 改善すべき点	本施策においては多くの施策において目標達成に向け一定の進展が見られるものの、一方「競争的資金の充実及び連携等の強化」や「環境情報戦略の実施のため、その体制の整備や関係府省との連携の構築」などにより一層取り組んでいく必要がある。					
評価結果の予算要求等 への反映状況	22年度要求では、これまでの施策の連続性等を考慮しつつ、更に効率的に施策の効果が図れるよう重点化を図り、メリハリの効いた予算要求を行った。					

政策評価調書（個別票①-2）

【政策に含まれる事項の整理、棚卸し調書との照合】

政策名		環境政策の基盤整備					番号	⑨		(千円)
予 算 科 目										
整理番号	会計	組織/勘定	項	事項		21年度 当初予算額	22年度 要求額	政策評価結果等 による見直し額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	環境本省	環境政策基盤整備費	環境政策基盤整備等に必要な経費	5,743,292	5,478,604		
	A	2	一般	環境本省	環境政策基盤整備費	環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費	3,883,054	4,085,136	△ 159,741	
	A	3	一般	環境本省	地球環境保全等試験研究費	地球環境保全等試験研究に必要な経費	<954,775>	<928,197>		
	A	4	一般	環境本省	環境研究総合推進費	環境研究総合推進に必要な経費	<5,115,000>	<5,420,000>		
	A	5	一般	環境本省	環境調査研修所	環境保全に関する調査、研修等に必要な経費	596,230	597,653		
	A	6	一般	地方環境事務所	地方環境対策費	環境政策基盤整備等に必要な経費	13,825	13,825		
	小計						10,236,401 <6,069,775> の内数	10,175,218 <6,348,197> の内数	△ 159,741	
対応表において◆ となっているもの	B	1	一般	環境本省	独立行政法人環境再生保全機構運営費	独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金に必要な経費	2,113,736	2,108,972		
	B	2	一般	環境本省	独立行政法人国立環境研究所運営費	独立行政法人国立環境研究所運営費交付金に必要な経費	9,292,205	12,564,948		
	B	3	一般	環境本省	独立行政法人国立環境研究所施設整備費	独立行政法人国立環境研究所施設整備に必要な経費	533,880	533,880		
	B	4								
	小計						11,939,821	15,207,800		
対応表において○ となっているもの	C	1	一般				<	>	<	
	C	2					<	>	<	
	C	3					<	>	<	
	C	4					<	>	<	
	小計							の内数	の内数	
対応表において◇ となっているもの	D	1	一般				<	>	<	
	D	2	一般				<	>	<	
	D	3					<	>	<	
	D	4					<	>	<	
	小計							の内数	の内数	
合計						22,176,222 <6,069,775> の内数	25,383,018 <6,348,197> の内数	△ 159,741		



政策評価調書（個別票②） （政策評価書要旨）

評価実施時期：平成21年 8月

担当部局名：総合環境政策局

政策名	環境政策の基盤整備	番号	⑨
政策の概要	<p>各種の技術開発や研究の推進、環境とそれに関連する様々な情報の整備、意思決定の各段階への環境配慮の統合といった、持続可能な社会づくりを支える基盤の整備を推進する。</p>		
	<p><b>【評価結果の概要】</b>  <b>（総合的評価）</b>  <b>【環境基本計画の効果的実施】</b>                      ○第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）の効果的実施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。</p> <p><b>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</b>                      ○環境影響評価制度の適切な運用と改善については、環境影響評価法に基づく手続を通じ、適切な環境配慮が図られた。また、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、環境影響評価に関する情報をインターネット等を活用して提供する体制の整備、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討を行うなど、進展があった。また、地域における環境影響評価に係る体制の強化を進めた。さらに、SEAガイドラインに基づく戦略的環境アセスメント（SEA）の具体的な事例が初めて実施され、当該案件に対して環境保全の見地からの環境省意見を提出するとともに、SEAガイドライン等を踏まえて最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（案）を取りまとめる等、上位計画におけるSEAの導入に向け一定の進展があった。</p> <p><b>【環境問題に関する調査・研究・技術開発】</b>                      ○新たな環境ビジネスの創出や活性化に資するため、「ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業」において、平成15年度開始の3課題について、平成20年度より応用研究フェーズから実用化開発フェーズへ移行するなど期待どおりの成果が得られた。</p> <p><b>【環境情報の整備と提供・広報の充実】</b>                      ○環境情報の国民への提供のあり方も含めた環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針となる「環境情報戦略」を、平成21年3月末、環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会において策定した。                      ○環境省ホームページについては、動画配信など各種コンテンツ等の充実を図りつつ、障害者や高齢者向けにアクセシビリティ支援ツールを導入、更には海外に向けた情報発信のために、英語版ホームページ以外にもフランス語、中国語、韓国語のページを新たに設置した結果、ホームページアクセス件数の増加を踏まえると、広く国民や海外に対して環境配慮意識を創出し、行動を促すために必要な環境情報の提供に期待どおりの成果が得られた。                      ○各種媒体による広報活動を実施したほか、「環境月間」には、地方公共団体等と協働して関連行事を実施するなど、効率的な広報を実施し、環境保全活動の普及、啓発を推進した。                      ○研修については、新たなニーズに対応し、環境モニタリング技術研修、石綿マニュアル法研修及びアスベスト分析研修を実施するなどにより、環境行政を担当する職員能力の向上を                      〓  <b>（必要性）</b>  <b>【環境基本計画の効果的実施】</b>                      ○政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることについては、喫緊の課題となっている。当該課題に対応し、持続可能な社会を実現するに当たっては、環境保全に関する施策が大きな広がりを持ち、長期的な取組を必要とする自然環境・地球環境の保全を対象としていることから、国、地方公共団体、民間事業者や国民一人一人が協力し認識を共有した上で、すべての構成員が環境保全の施策に参画することが求められる。そのためには、政府全体の環境政策の方向と取組の枠組みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。  <b>【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】</b>                      ○環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。                      ○環境影響評価法附則第7条において、施行後10年を経過した場合において法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、法施行後10年目を迎える平成21年に向けて、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究を実施することが必要である。                      ○事業者が住民等の意見に配慮して適切な環境配慮が図られるためには、環境影響評価に関</p>		

する情報をインターネット等を活用して提供することで、環境影響評価法に対する住民等の理解や手続への住民等の参加を促すことが必要である。

○環境に対する新たなニーズへの対応や、最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上が常に求められており、環境影響評価に係る技術手法の向上、改善のための検討が必要である。

○戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地域における環境影響評価に係る体制の強化が必要である。

○戦略的環境アセスメントについては、平成18年度に上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについて共通的な手続等を示す「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」をとりまとめたところであり、同ガイドラインを踏まえて取組についての検討や実施事例の積重ねを進めることが必要である。

#### 【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○地球環境を保全し、環境と経済の統合された社会を実現していくためには、環境研究・技術開発の推進が必要不可欠であり、その重要性については第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）においても科学技術は国力の源泉であり、環境問題などの地球規模の課題解決のために役立てることがこれまで以上に求められることになると指摘されているところである。そのため、環境ニーズを踏まえた上で、高機能で効果的な環境技術・システムの開発を推進することや、環境技術の普及を促進することにより、我が国の科学技術の発展と環境産業の振興に寄与する必要がある。

#### 【環境情報の整備と提供・広報の充実】

○様々な環境問題の克服には、国民各界各層・各主体の取り組みが原動力となることから、これをさらに促進するため、環境情報を分かりやすく、かつタイムリーに国民に提供できるITのより一層の活用が重要である。

○環境行政を担当する職員の育成、職務能力の向上を図ることは、環境行政の各種政策を推進するうえでの基盤として必要不可欠である。

### （効率性）

#### 【環境基本計画の効果的実施】

○第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総合的に示す指標（総合的環境指標）を導入している。当該指標を活用し、中央環境審議会による同計画の関連する施策も含めた有効性及び効率性を踏まえた総合的な点検・評価を毎年実施することにより、同計画の着実な進捗を図り、もって、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効率的かつ効果的な展開に資することとなる。

○インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した。特に、環境白書の普及啓発に当たっては、「図で見る環境・循環型社会白書」、「こども環境白書」など、利用者のニーズや多様な利用形態を想定した普及を行い、「英語版環境・循環型社会白書」については北海道洞爺湖サミットで広く配布したほか、「白書を読む会」を開催することで、受け手側との双方向性を確保し、啓発活動を効率的に進めた。

#### 【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることができる。

○戦略的環境アセスメントによる上位計画や政策の決定の段階で環境保全上の配慮を行うことにより、事業実施段階で環境保全上の配慮を行う場合に比べ、より少ないコストで大きな環境保全上の効果が期待できる。

#### 【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○競争的資金（環境技術開発等推進費）については、様々な研究課題を、公募を通じ、コストも勘案しつつ公正で透明性の高い評価に基づいて選定することにより、高い効率性・競争的環境を確保している。競争的資金及び公害防止等試験研究費については、事前評価、中間評価及び事後評価を実施することにより、研究技術開発を効率的・効果的に推進している。また、中間・事後評価指標の厳格化や、研究管理を行うPD（競争的資金制度と運用を統括する者）、PO（研究課題の選定、評価等を行う責任者）を設置するなど、制度の有効性、効率性をより一層高めるべく制度の改革を推進している。

#### 【環境情報の整備と提供・広報の充実】

○環境情報の一体的・体系的な整備と提供については、具体的効果は見えにくいものであるものの、ホームページアクセス件数の増加に見るように、国民のニーズに当たっているという意味では一定の効果が得られている。なお、ITを活用した環境情報の基盤整備については、国が行うべき基本的な責務に要する費用として、効率的なコスト負担となるよう、システム及び運用管理の集約を図るなど継続的な取組みが必要。

○各種媒体による広報活動の実施や「環境月間」における地方公共団体等と協働した関連行事の実施など、効率的な広報の実施に努めている。

○新たなニーズに対応した研修の見直し等を継続的に実施し、効率的な研修の実施に努めている。

#### (有効性)

##### 【環境基本計画の効果的実施】

○第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するものである。

- ・関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと
- ・国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること
- ・国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること

○平成18年に閣議決定された第三次環境基本計画の進捗状況について、平成20年に第2回点検と同結果の閣議報告を行ったことにより、同計画がさらに推進され、環境保全に関する施策の効果的な実施に資することとなる。

##### 【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

○環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や地方公共団体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正を受けた主務省令の改正（平成18年3月）により、環境影響評価の客観性や透明性の向上が図られている。

○平成20年度は環境影響評価法に基づく手続が6件完了し、環境配慮の徹底が図られた。また、平成20年度には、手続の中で環境大臣に対し意見照会があった6件について、希少種の保全対策の適切・確実な実施や道路交通騒音に対する適切な措置等を求める環境大臣意見を述べることで、適切な環境配慮を図るという期待どおりの成果が得られた。

○環境影響評価法に基づく環境影響評価手続の実施状況等に関する総合的な調査研究については、学識経験者等からなる環境影響評価制度総合研究会を現在までに計7回開催しており、現状と課題の整理、関係者ヒアリング、課題ごとの論点整理に向けた検討を行っている。

○技術に関する情報収集については、環境影響評価の対象事業に関連する環境保全措置に係る情報の整理・分析を行い、環境保全措置の検討に資する環境技術情報及び実施事例等に関する知見の提供について検討を進め、事業者や審査主体による環境保全措置の検討の効率化が図られ、期待どおりの成果が得られた。

○ホームページによる情報提供により、環境影響評価制度の内容と手続中の案件の周知を行っているが、平成20年度には新たに環境影響評価法による評価書11冊、条例による評価書の概要情報を掲載することで、環境影響評価制度に対する関係者の理解を深め、環境影響評価手続への住民等の参加を促すことができ、期待通りの成果が得られた。

○技術手法の精度の向上のための検討を行い報告書等としてとりまとめて提供することにより、より適切な環境影響評価が行われるとともに評価の信頼性が高くなることから、期待通りの成果が得られた。

○戦略的環境アセスメントの迅速かつ効率的な対応及び環境影響評価手続終了案件フォローアップの着実な実施のため、地方環境事務所組織規則を改正するなど、地域における環境影響評価に係る体制の強化に一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。

○SEAについては、国土交通省においてSEAを含むものとして平成20年4月に「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」が取りまとめられた。また、SEAガイドラインを受け、環境省が設置した学識経験者検討委員会における検討を踏まえ、最終処分場における戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（案）を平成21年3月に取りまとめた。SEAガイドラインに基づくSEAの実施については、那覇空港構想段階の検討に対してSEAが実施され、環境保全の見地からの環境省意見を述べた。地方公共団体における上位計画等に係る環境影響評価に関する制度数（参考指標②）については、平成19年度末に千葉県が実施要綱を策定し1件増加した。このように、SEAの導入について一定の進展があり、期待通りの成果が得られた。

##### 【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

○競争的資金の運営にあたっては事前・中間・事後評価を実施している。採択された課題の中間・事後評価については、当初の研究目的に対して概ね妥当との評価が得られた。また、成果発表会・シンポジウムを積極的に開催することにより、マスコミ、行政、民間企業等に対して研究成果の普及・広報が図られた。

○ナノテクノロジーを活用した環境技術の開発について、産学官の英知を結集し、これまでにない新しい環境技術を開発し、測定技術や有害物質除去技術の環境保全施策を高度化することにより、環境保全の推進、環境汚染の未然防止、環境測定の迅速化・簡便化による環境負荷低減コストの削減が図られ、開発された技術の波及効果により、新たな環境ビジネスの創出や活性化に資することが期待される。

##### 【増情報整備と提供・広報の充実】

○ITを活用した環境情報の基盤整備については、環境情報の収集、整理、提供を効率・迅速かつ的確に推進する上で必要不可欠であり、環境省ホームページについては、高齢者や障害者に配慮しつつ、海外向けページを拡充する等、広く国民や海外在住者に対する利便性の向上を図っており、利用者の視点に立った環境情報の提供に寄与している。

○研修については、今後とも環境行政の新たな展開に対応して研修内容の充実を図り、新規採用者の対応能力を向上した職員を育成することが重要

**【反映の方向性】**

**【環境基本計画の効果的実施】**

○第三次環境基本計画に係る施策を効果的に実施し、点検結果を環境保全経費の見積り方針へ適切に反映し、各種施策実施のための財政措置を講ずるとともに、同計画の目標の具体化及び指標の充実化等を図る。同計画と国土利用計画等の他の計画との調和を図る。

**【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】**

○環境影響評価法の施行の状況について検討を加え、この結果に基づいて、法の見直しを含めた必要な措置を講ずる。環境影響評価について、環境保全措置に係る体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作りの推進、京都議定書目標達成計画や第三次生物多様性国家戦略等の施策動向を受け生物多様性等に関する新たな調査・予測手法の検討をするとともに、新たな事業分野における環境アセスメントの検討を進める。手続を終了した案件のフォローアップの充実を進める。SEAガイドラインの適用事例の積重ねなどを進めるほか、より上位の計画等の決定に当たってのSEAに関する検討を進める。また、フォローアップの充実、SEAガイドラインに基づく効果的なSEAの実施のため、体制を強化する。

**【環境問題に関する調査・研究・技術開発】**

○平成18年3月の中環審答申「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」を受けて、その実施状況のフォローアップを毎年実施することとしている。

○地域の産学官連携により環境技術開発の基盤を整備し、優良技術の実用化のための技術開発と社会への普及を図る。

○環境研究・技術開発の政策ニーズの反映の強化及び戦略性の強化を図る。

○競争的研究資金について、その充実及び連携の強化を図る。

○地域の環境研究・技術開発の活性化を図る。

**【環境情報の整備と提供・広報の充実】**

○環境省ホームページについて、国民等利用者の利便性の向上を図るため、引き続き各種コンテンツ、データベース機能の充実を図る。

○環境保全活動の普及、啓発を推進するため、引き続き各種広報活動及び環境関連行事の充実を図る。

○環境情報戦略に基づき、関係府省と連携しつつ、戦略に定められている当面優先して取り組む施策を実施する。

**【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】**

達成目標	指標名	単位	基準値 (年度)	実績値			目標値 (年度)	達成目標・指標の 設定根拠・考え方
				○年度	○年度	○年度		
		別紙のとおり						

関係する施政方針 演説等内閣の重 要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

別 紙 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

達成目標【環境基本計画の効果的実施】

指標名	基準値	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①(参考指標)第三次環境基本計画の総合的環境指標					
地球温暖化分野：温室効果ガスの年間総排出量(百万t-CO <sub>2</sub> )	-	1,341	-	-	1,231 (H22年度)
物質循環分 b1:資源生産性(万円/ト ン)	-	34.8	-	-	約39 (H22年度)
b2:循環利用率(%)	-	12.5	-	-	約14 (H22年度)
b3:最終処分量(百万ト ン)	-	29	-	-	約28 (H22年度)
大気循環分 c1:大気汚染に係る環境 基準達成率(%)	-	90.7	94.4	-	
c2:都市域における年間の30℃超高温時間数・熱 帯夜日数	-	20	31	-	
水環境分野 d1:公共用水域の環境基 準達成率(%)	-	86.3	85.8	-	
d2:地下水の環境基準達 成率(%)	-	93.2	93.0	-	
化学物質分野：PRTR対象物質のうち 環境基準・指針値が設定されている物 質等の環境への排出量(t/年)	-	27,906	27,326	-	
生物多様性分野：脊椎動物、昆虫、維 管束植物の各分類群における評価対 象種数に対する絶滅のおそれのある種 数の割合(%)	-	19.7	22.9	-	
②(参考指標)環境白書ホームページへのアクセス件数[件]					
	-	353,392	344,669	365,566	

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

○①第三次環境基本計画

達成目標【環境アセスメント制度の適切な運用と改善】

指標名	基準値	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
	(年度)				
①(参考指標)環境影響評価法に 基づく手続の実施累積件数(当初 から法によるもの)[件]	-	169 (119)	177 (127)		-
②(参考指標)地方公共団体にお ける上位計画等に係る環境影響評 価に関する制度数[制度]	-	4	5	5	-

〈達成目標・指標の設定根拠・考え方〉

達成目標【環境問題に関する調査・研究・技術開発】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)

①ナノテクノロジーを活用した環境技術開発[開発数/着手]	- (H15)	0/6	3/8	5/8	技術の実用 化数 3 (H19年度 末) 5 (H20年度 末)
------------------------------	------------	-----	-----	-----	--

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○環境研究・環境技術開発の推進戦略について(答申)

達成目標【環境情報の整備と提供・広報の充実】

指標名	基準値 (年度)	H18年度	H19年度	H20年度	目標値 (年度)
環境情報に関する国民の満足度 [%]	-	24.9	17.7	-	90

<達成目標・指標の設定根拠・考え方>

○第三次環境基本計画